

# 益田市地域防災計画 (ダイジェスト)

令和7年度

益田市防災会議

# 目 次

## 第1章 総 則

1. 益田市地域防災計画の目的	1
2. 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	1

## 第2章 災害予防計画

<b>第1節 防災組織の整備</b>	7
1. 防災に関する消防出動	7
2. 防災に関する職務の委任	7
3. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者との連絡等	7
<b>第2節 災害危険区域</b>	8
1. 水害危険区域	8
2. 土砂災害危険区域	8
(1) 河川（海岸）の増水による危険箇所	9
(2) 指定警戒発報水位と洪水到達時間	26
(3) 避難指示の発令目安となる基準	27
<b>砂防指定地、地すべり、急傾斜地、土砂災害危険区域</b>	28
(1) 砂防指定地	28
(2) 地すべり危険箇所	36
(3) 急傾斜地崩壊危険箇所	37
(4) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域総括表	40
(5) 溝池危険箇所	41
(6) 海岸侵食危険箇所	42
<b>津波危険区域</b>	42
(1) 津波、高潮危険区域	42
(2) 津波想定	43
(3) 想定される津波高	43
(4) 浸水被害	44
(5) 建物被害	44
(6) 道路被害	44
(7) 港湾被害	44
(8) 漁港被害	44
(9) 人的被害	44
<b>山地災害危険区域一覧表</b>	45
<b>第3節 各災害種別の予防計画</b>	46
1. 浸水・波浪・高潮災害に対する予防	46
2. 土砂災害に対する予防	47
3. 豪雪に対する予防	47
4. 大火に対する予防	48
<b>第4節 避難活動</b>	49
1. 避難所一覧	49
2. 福祉避難所開設予定施設	59
3. 車両の避難指定場所	61

<b>第5節 防災教育及び訓練計画</b>	62
1. 防災知識の普及	62
2. 防災訓練	63
<b>第6節 消防団(水防団)自主防災体制の整備</b>	66
1. 消防団(水防団)の育成推進	66
2. 自主防災組織の育成推進	66
3. 自主防災組織の編成	66
4. 自主防災組織の活動内容	67
5. 地区防災計画	67
6. 地区防災計画と個別避難計画の整合性	67
<b>第7節 要配慮者等安全確保体制の整備</b>	68
1. 益田市避難行動要支援者支援システム	68
2. 避難支援マニュアル	69
<b>第3章 災害応急対策計画</b>	
<b>第1節 組織計画</b>	74
1. 災害対策組織	74
2. 災害対策本部	74
<b>第2節 動員計画</b>	76
1. 災害対策本部における災害対策要因の動員	76
2. 災害体制の時期、決定、業務内容	77
3. 連絡員室	77
4. 地区連絡員	77
5. 災害体制決定の通知及び動員方法	78
6. 消防団に対する伝達及び出動	79
<b>第3節 予報及び警報等の伝達計画</b>	80
1. 気象予報及び警報等の伝達系統及び方法	80
2. 異常現象の通報及び措置	88
《参考》	
市民、地区公民館との情報伝達体制	89
NTTの「災害用伝言サービス」	90
住民の防災上の心得について	92
洪水時における情報提供体系	96
防災用語	97

# 第1章 総則

## 1. 益田市地域防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、住民の生命、身体及び財産の安全を図るため、災害の防止及び被害の軽減ならびに災害復旧のための諸施策に関する基本的事項を総合的に定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

## 2. 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

益田市、益田広域消防本部及び市域内の公共的団体並びに防災上重要な管理者等は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市域に係る防災に寄与するものとする。

### (1) 市・益田広域消防本部・公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
益田市	(1) 市防災会議に関する事務 (2) 市地域に係る災害予防対策 (3) 市地域に係る災害応急対策の実施 (4) 市の管理に属する施設の災害復旧
益田広域消防本部	(1) 市防災会議に関する事務 (2) 市地域に係る災害予防対策 (3) 市地域に係る災害応急対策の実施 (4) 市の管理に属する施設の災害復旧
陸上自衛隊出雲駐屯地	(1) 災害緊急対策及び災害復旧対策の実施
土地改良区	(1) 水門、水路、溜池等の施設の災害管理及び災害復旧 (2) たん水の防排除
島根県農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資その他緊急措置に関する協力
漁業協同組合	(1) 漁業等水産施設の防災管理及び応急復旧の協力 (2) 共同利用施設の防災対策及び復旧 (3) 被災組合員に対する融資又はその斡旋 (4) 緊急海上輸送及び水難救助の協力
森林組合	(1) 林業災害調査及び応急対策への協力 (2) 被災組合員に対する融資の斡旋
商工会議所 商工大会	(1) 物資の流通及び物価の安定についての協力、徹底 (2) 救助物資及び災害対策用資材の確保についての協力斡旋
病院等経営者	(1) 入院患者の避難保護 (2) 負傷者等の医療、助産、救護についての協力
一般運輸業者	(1) 緊急輸送に対する協力
社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 (2) ボランティアの連絡調整
金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他緊急措置に関する協力
学校法人	(1) 応急教育対策及び被災施設の災害復旧 (2) 被災者の一時収容等応急措置についての協力

寺院等	(1) 被災者の一時収容措置についての協力 (2) 応急教育措置についての協力
保育幼稚園	(1) 保育園児の避難保護 (2) 被災施設の災害復旧 (3) 被災者の一時収容措置についての協力
危険物関係施設の管理者	(1) 危険物の保安措置
L P ガス取扱機関	(1) L P ガス施設の防火管理 (2) L P ガスの供給
重要文化財の管理者	(1) 重要文化財防災管理
ダム施設の管理者	(1) ダム等施設の防災管理

## (2) 県の機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
島根県	(1) 島根県防災会議に関する事務 (2) 島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 (3) 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施 (4) 県の管理に属する施設の災害復旧
県の組織の出先機関等	西部県民センター益田事務所
	(1) 石見地域災害対策本部に関する事務 (2) 県の管理に属する施設の災害応急及び災害復旧
	益田県土整備事務所
	(1) 災害時の管内県機関に係る応急対策の実施に必要な総合調整 (2) 災害時における情報収集及び伝達 (3) 益田市と県本庁との連絡調整 (4) 管内区域の県管理の土木施設及び農林土木施設の被害調査、災害応急対策及び災害復旧 (5) 知事が指定した河川区域における洪水予報の伝達 (6) 知事が指定した河川区域における水防警報の発表及び伝達 (7) ダム施設の防災管理
	益田保健所
	(1) 災害時における管内区域の保健及び環境衛生対策
	西部農林水産振興センター 益田事務所
	(1) 管内区域の農作物等の応急対策及び災害復旧
	益田警察署
	(1) 災害情報の収集・伝達 (2) 被災者の避難誘導 (3) 被災者の救出・救助 (4) 行方不明者の捜索、死体の捜索、検視 (5) 交通秩序の維持その他地域安全対策
	西部農林水産振興センター 一水産部
	(1) 水産関係被害状況の把握および報告に関すること (2) 漁業共同施設の災害に関すること (3) 渔港の災害対策に関すること (4) 災害時(津波災害)における漁船に関すること
	益田教育事務所
	(1) 市立学校の被災状況(児童・生徒・教職員)とその影響(授業実施の可否等)の把握・報告に関すること (2) 市立学校への避難所設置に係る情報収集・協力に関すること (3) 応急教育の必要性把握・報告及び必要に応じた災害救助用教科書・教材等の給与に関するこ
	西部県民センター
	(1) 商工労働関係被害状況の把握および報告に関すること (2) 商工労働関係の災害対策に関すること (3) 生活必需品の確保(流通)に関するこ

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
市域を管轄する指定地方行政機関	(1) 管区内各警察の指導、調整に関すること (2) 警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集及び連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること (6) 津波警報等の伝達に関すること
	(1) 非常無線通信の確保（電波法第74条参照） (2) 非常事態における有線電気通信の確保（有線電気通信法第15条参照） (3) 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請 (4) 災害対策用移動電源車の貸与
	(1) 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 (2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (3) 国有財産の無償貸付等 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会
	(1) 産業災害防止についての監督、指導 (2) 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 (3) 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 (4) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 (5) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 (6) 被災事業主に対する特別措置等の実施
	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること (4) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること (5) 農地、農業用施設、海岸保全施設等及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること

	(7) 主要食糧の供給に関すること
近畿中国森林管理局	(1) 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 (2) 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 (3) 災害対策に必要な木材の供給
中国経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 (4) 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
中国四国産業保安監督部	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導
中国地方整備局	(1) 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 (2) 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 (3) 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 (4) 災害に関する情報の収集及び伝達 (5) 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 (6) 災害時における交通確保 (7) 海洋の汚染の防除 (8) 緊急を要すると認められる場合は、申し合せに基づく適切な応急措置を実施
中国運輸局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 輸送等の安全確保に関する指導監督 (3) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 (4) 緊急輸送に関する要請及び支援
大阪航空局	(1) 災害時における航空輸送の調査及び指導 (2) 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
大阪管区気象台 (松江地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表をおこなうこと (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的支援・助言をおこなうこと (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
第八管区海上保安本部 (浜田海上保安部)	(1) 海難救助 (2) 海洋の汚染の防止 (3) 海上における治安の維持

	(4) 海上における船舶交通の安全確保
中国四国地方環境事務所	(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 (2) 家庭動物の保護等に係る支援 (3) 災害時における環境省本省との連絡調整
中国四国防衛局	(1) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
中国地方測量部	(1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

(4) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報
	(1) 医療、助産等救助保護の実施 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集及び配分
	(1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策等の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	(1) 道路等の防災管理及び災害復旧 (2) 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 (2) 緊急を要する電話通話の取扱い
	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

	(3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 (8) 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 陸路による緊急輸送の確保
中国電力株式会社 中国電力ネットワーク株式会社	(1) ダム施設等の防災管理及び災害復旧 (2) 電力供給の確保

(5) 指定地方公共機関

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方公共機関	石見交通株式会社	(1) 陸路による緊急輸送の確保 (2) 運航車両等の安全管理及び事故対策
	島根県LPGガス協会	(1) LPGガスの防災管理と災害復旧 (2) LPGガスの供給
	島根県医師会 島根県看護協会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	山陰放送(株)西部支社 山陰中央テレビ放送(株) 日本海テレビ放送(株) (株)エフエム山陰 萩ケーブルネットワーク(株)	(1) 気象等予報及び警報の放送 (2) 災害応急対策等の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災組織の整備

#### 1. 防災に関する消防出動（消防計画）

消防に関する業務については、益田広域消防本部及び市消防団があたり、防災上出動等を必要とする場合は、市長が連絡要請するものとする。

#### 2. 防災に関する職務の委任

防災に関する処置は原則として市長が行うが、人の生命又は身体を災害から保護し又は防止するための処置を緊急に実施する必要がある場合においては、その職務の一部を消防団長等に委任して迅速な処置を講ずることができるものとする。

消防団長及び消防団員に委任する事項及び限度

委任の対象者	委任事項	適用限度
指揮者 (消防団長、方面隊長、分団長及び現場責任者の団員)	避難の指示 (災害対策基本法第60条) 指揮下の団員等の動員 警戒区域の設定 (災害対策基本法第63条) 応急公用負担 (災害対策基本法第64条)	緊急実施を要し、市長の指示をうけるいとまのない場合

#### 3. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者との連絡等

##### (1) 応急処置の実施

市域内の公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、独自な防災組織を整備し、災害時にはそれぞれの責任において第1次的な応急処置を実施するものとする。

##### (2) 連絡方法

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、防災に関し常に市と連絡協調を保ち地域における総合的な対策が的確に実施できるようあらかじめ責任者を定め、市との緊密な連絡を行うものとする。

## **第2節 災害危険区域の指定及び警戒**

災害時において迅速、的確な災害対策を実施するために、市域内の災害危険区域を災害種類別に指定し、これを警戒、監視して災害を未然に防止し、又は災害を最小限にとどめるよう努めるものとする。災害別の指定及び警戒方法は、次によるものとする。

### **1. 水害危険区域**

#### **(1) 危険区域の指定**

河川の増水による危険箇所は、水防法に基づく益田市水防計画に定めるところによるものとし、その区域は附属資料のとおりである。

#### **(2) 警戒責任者**

危険区域の警戒責任者は、原則としてその区域の消防団分団長とする。警戒責任者は、平常時より危険区域の実態を把握しておくものとする。

#### **(3) 警戒方法**

警戒責任者は、気象予報及び警報が発せられ、河川の増水が予想されるとき、又は異常降雨等で災害発生のおそれがあるときは、益田市水防計画の定める次の方法により、危険区域を巡視して警戒の万全を期し、災害の早期防止に努める。

- ア 沢溢注意水位までは、堤防延長 2 km毎に 3 人の基準で警戒員を配置し巡視する。
- イ 沢溢注意水位に達したときは、堤防延長 0.5～1 km毎に警戒員 1 人、連絡員 2 人の基準で警戒にあたる。

### **2. 土砂災害危険区域**

#### **(1) 危険区域の指定**

土砂災害の恐れのある区域は、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」によるものとし、その区域は附属資料のとおりとする。

#### **(2) 警戒責任者及び警戒方法**

警戒責任者は、その区域の消防団分団長とし、警戒監視については降雨等により災害のおそれがある場合は、あらかじめ指名した団員を現地に派遣し警戒監視するものとする。

## (1) 河川(海岸)の増水による危険箇所

国土交通省浜田河川国道事務所

番号	河川名	地先名 (水防管理団体名)	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
			左右岸	距離標	延長(m)						
1	高津川	益田市高津 (益田市)	左	古川	700	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市高津 (益田市)	左	古川	700	堤体漏水	A	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
2	高津川	益田市高津 (益田市)	左	0k000 ~0k300	333	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
3	高津川	益田市大塚 (益田市)	右	0k080		陸閘	要	大塚陸閘門 (1)		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
4	高津川	益田市大塚 (益田市)	右	0k155		陸閘	要	大塚陸閘門 (2)		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
5	高津川	益田市中島 (益田市)	右	0k705 ~0k765	67	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
6	高津川	益田市中島 (益田市)	右	0k820 ~0k920	129	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
7	高津川	益田市高津 (益田市)	左	0k500 ~1k200	551	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
8	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k200 ~1k400	205	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k200 ~1k400	205	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
9	高津川	益田市中島 (益田市)	右	1k350 ~1k400	51	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
10	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k400 ~1k450	39	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
11	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k450 ~1k500	39	工作物	A	高津堤防 (特殊堤)		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k450 ~1k500	39	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
12	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k500 ~1k600	79	工作物	A	高津堤防 (特殊堤)		高津川 出張所	益田県土 整備事務所

	高津川	益田市中島 (益田市)	右	1k500 ～1k550	61	旧川跡	要	旧川跡		高津川	益田県土 出張所整備事務所
13	高津川	益田市中島 (益田市)	右	1k500 ～1k550	61	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川	益田県土 出張所整備事務所
	高津川	益田市中島 (益田市)	右	1k550 ～1k700	156	旧川跡	要	旧川跡		高津川	益田県土 出張所整備事務所
14	高津川	益田市中島 (益田市)	右	1k550 ～1k700	156	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川	益田県土 出張所整備事務所
	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k600 ～2k000	408	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川	益田県土 出張所整備事務所
15	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k600 ～2k000	408	工作物	A	高津堤防 (特殊堤)		高津川	益田県土 出張所整備事務所
16	高津川	益田市高津 (益田市)	左	1k700		陸閘	要	川丁陸閘門 (1)		高津川	益田県土 出張所整備事務所
17	高津川	益田市川丁 (益田市)	左	1k825		陸閘	要	川丁陸閘門 (3)		高津川	益田県土 出張所整備事務所
18	高津川	益田市川丁 (益田市)	左	1k930		陸閘	要	川丁陸閘門 (2)		高津川	益田県土 出張所整備事務所
19	高津川	益田市高津 (益田市)	左	2k000 ～2k100	84	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川	益田県土 出張所整備事務所
20	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k000 ～2k100	117	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川	益田県土 出張所整備事務所
21	高津川	益田市高津、 中島 (益田市)	左右	2k075		工作物	B	(桁下高不 足) 高角橋		高津川	益田県土 出張所整備事務所
22	高津川	益田市高津 (益田市)	左	2k100 ～2k300	180	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川	益田県土 出張所整備事務所
	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k100 ～2k300	219	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川	益田県土 出張所整備事務所
23	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k100 ～2k300	219	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川	益田県土 出張所整備事務所
	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k300 ～2k700	358	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川	益田県土 出張所整備事務所
24	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k300 ～2k700	358	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川	益田県土 出張所整備事務所

	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k300 ～2k700	358	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
25	高津川	益田市高津 (益田市)	左	2k300 ～2k400	97	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市高津 (益田市)	左	2k300 ～2k400	97	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
26	高津川	益田市高津 (益田市)	左	2k400 ～2k500	109	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
27	高津川	益田市高津 (益田市)	左	2k500 ～2k700	220	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市高津 (益田市)	左	2k500 ～2k700	220	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市高津 (益田市)	左	2k500 ～2k700	220	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
28	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k700 ～2k971	267	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
29	高津川	益田市飯田 (益田市)	左	2k900 ～3k600	752	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
30	高津川	益田市飯田、 須子 (益田市)	左右	2k971		工作物	B	(桁下高不 足) 飯田吊橋		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
31	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k971 ～3k000	32	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市須子 (益田市)	右	2k971 ～3k000	32	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
32	高津川	益田市須子 (益田市)	右	3k000 ～3k180	183	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
33	高津川	益田市角井 (益田市)	右	3k600 ～3k900	218	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
34	高津川	益田市飯田 (益田市)	左	3k600 ～4k000	344	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
35	高津川	益田市飯田 (益田市)	左	4k000 ～4k050	43	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市飯田 (益田市)	左	4k000 ～4k050	43	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
36	高津川	益田市飯田 (益田市)	左	4k050 ～4k300	227	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所

37	高津川	益田市飯田 (益田市)	左	4k300 ～4k500	88	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県土 出張所 整備事務所
38	高津川	益田市角井 (益田市)	右	4k300 ～4k500	202	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県土 出張所 整備事務所
39	高津川	益田市角井 (益田市)	右	4k500 ～5k000	371	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県土 出張所 整備事務所
40	高津川	益田市飯田 (益田市)	左	4k700 ～4k800	125	旧川跡	要	旧川跡		高津川 益田県土 出張所 整備事務所
41	高津川	益田市河成 (益田市)	左	4k850 ～5k000	189	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 益田県土 出張所 整備事務所
42	高津川	益田市河成 (益田市)	左	5k000 ～5k300	323	旧川跡	要	旧川跡		高津川 益田県土 出張所 整備事務所
43	高津川	益田市河成 (益田市)	左	5k200		工作物	A	虫追排水樋門		高津川 益田県土 出張所 整備事務所
44	高津川	益田市河成 (益田市)	左	5k700 ～6k050	311	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県土 出張所 整備事務所
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	5k700 ～6k050	311	旧川跡	要	旧川跡		高津川 益田県土 出張所 整備事務所
45	高津川	益田市奥田 (益田市)	右	5k800 ～6k170	370	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	高津川 益田県土 出張所 整備事務所
46	高津川	益田市安富町 奥田 (益田市)	右	6k080		陸閘	要	奥田陸閘門		高津川 益田県土 出張所 整備事務所
47	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k100 ～6k150	32	旧川跡	要	旧川跡		高津川 益田県土 出張所 整備事務所
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k100 ～6k150	32	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県土 出張所 整備事務所
48	高津川	益田市河成 (益田市)	左右	6k118		工作物	B	(桁下高不 足) 安富橋		高津川 益田県土 出張所 整備事務所
49	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k150 ～6k200	32	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県土 出張所 整備事務所
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k150 ～6k200	32	旧川跡	要	旧川跡		高津川 益田県土 出張所 整備事務所
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k150 ～6k200	32	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県土 出張所 整備事務所
50	高津川	益田市奥田 (益田市)	右	6k170 ～6k200	32	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県土 出張所 整備事務所

	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k200 ～6k400	152	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所
51	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k200 ～6k400	152	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所
52	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k400 ～6k500	51	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所
53	高津川	益田市奥田 (益田市)	右	6k300 ～6k340	42	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所
54	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k500 ～6k700	88	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k500 ～6k700	88	旧川跡	要	旧川跡		高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所
55	高津川	益田市安富 (益田市)	右	6k700 ～7k300	656	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所
56	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k700 ～6k800	37	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所
57	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k800 ～6k900	103	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所
58	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k900 ～6k960	61	旧川跡	要	旧川跡		高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所
59	高津川	益田市河成 (益田市)	左	6k960 ～7k100	140	旧川跡	要	旧川跡		高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所
60	高津川	益田市河成 (益田市)	左	7k100 ～7k150	50	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	7k100 ～7k150	50	旧川跡	要	旧川跡		高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	7k100 ～7k150	50	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所
61	高津川	益田市河成 (益田市)	左	7k150 ～7k300	168	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所
	高津川	益田市河成 (益田市)	左	7k150 ～7k300	168	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所
62	高津川	益田市河成 (益田市)	左	7k300 ～7k360	71	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県 土 出 張 所	整備事務所

	高津川	益田市安富 (益田市)	右	7k300 ～7k700	324	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県 出張所	整備事務所
63	高津川	益田市安富 (益田市)	右	7k300 ～7k700	324	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県 出張所	整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	7k700 ～8k100	323	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県 出張所	整備事務所
64	高津川	益田市安富 (益田市)	右	7k700 ～8k100	323	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県 出張所	整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k100 ～8k200	91	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県 出張所	整備事務所
65	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k100 ～8k200	91	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県 出張所	整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k100 ～8k200	91	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 益田県 出張所	整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k200 ～8k400	208	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	高津川 益田県 出張所	整備事務所
66	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k200 ～8k400	208	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県 出張所	整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k200 ～8k400	208	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 益田県 出張所	整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k400 ～8k580	193	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県 出張所	整備事務所
67	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k400 ～8k580	193	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 益田県 出張所	整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k400 ～8k580	193	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県 出張所	整備事務所
68	高津川	益田市金地 (益田市)	左	8k400 ～8k900	502	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県 出張所	整備事務所
69	高津川	益田市金地 (益田市)	左	8k900 ～9k100	213	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県 出張所	整備事務所
	高津川	益田市金地 (益田市)	左	8k900 ～9k100	213	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県 出張所	整備事務所

70	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k580 ~8k900	502	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川	益田県土 出張所整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k580 ~8k900	502	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川	益田県土 出張所整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k580 ~8k900	502	旧川跡	要	旧川跡		高津川	益田県土 出張所整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k580 ~8k900	502	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川	益田県土 出張所整備事務所
71	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k900 ~9k100	182	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川	益田県土 出張所整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k900 ~9k100	182	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川	益田県土 出張所整備事務所
	高津川	益田市安富 (益田市)	右	8k900 ~9k100	182	旧川跡	要	旧川跡		高津川	益田県土 出張所整備事務所
	72	高津川	益田市金地 (益田市)	左	9k100 ~9k200	108	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川
73	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k100 ~9k300	182	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川	益田県土 出張所整備事務所
	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k100 ~9k300	182	旧川跡	要	旧川跡		高津川	益田県土 出張所整備事務所
	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k100 ~9k300	182	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川	益田県土 出張所整備事務所
	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k100 ~9k300	182	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川	益田県土 出張所整備事務所
74	高津川	益田市金地、 安富 (益田市)	左右	9k285		工作物	B	(桁下高不 足) 金地橋		高津川	益田県土 出張所整備事務所
75	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k300 ~9k900	537	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川	益田県土 出張所整備事務所
	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k300 ~9k900	537	旧川跡	要	旧川跡		高津川	益田県土 出張所整備事務所
	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k300 ~9k900	537	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川	益田県土 出張所整備事務所

	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k300 ~9k900	537	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
76	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k900 ~10k000	90	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市横田 (益田市)	右	9k900 ~10k000	90	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
77	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	9k900 ~10k100	201	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
78	高津川	益田市横田 (益田市)	右	10k000 ~10k100	88	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市横田 (益田市)	右	10k100 ~10k200	87	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
79	高津川	益田市横田 (益田市)	右	10k100 ~10k200	87	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市横田 (益田市)	右	10k100 ~10k200	87	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	10k100 ~10k200	106	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
80	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	10k100 ~10k200	106	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	10k200 ~10k300	126	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
81	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	10k200 ~10k300	126	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	10k200 ~10k300	126	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所

	高津川	益田市横田 (益田市)	右	10k200 ～10k900	637	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川益田県土 出張所整備事務所
82	高津川	益田市横田 (益田市)	右	10k200 ～10k900	637	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
83	高津川	益田市横田 (益田市)	右	10k900 ～11k000	107	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
84	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	10k300 ～10k600	376	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
85	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	10k600 ～11k200	543	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
86	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	10k600 ～11k200	543	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所
86	高津川	益田市横田 (益田市)	右	11k000 ～11k100	143	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
86	高津川	益田市横田 (益田市)	右	11k000 ～11k100	143	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所
87	高津川	益田市神田 (益田市)	右	11k100 ～11k400	326	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
87	高津川	益田市神田 (益田市)	右	11k100 ～11k400	326	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所
88	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	11k200 ～11k300	59	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所
89	高津川	益田市神田 (益田市)	右	11k400 ～12k500	1156	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所

90	高津川	益田市向横田 (益田市)	左	11k900 ~12k000	98	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
91	高津川	益田市神田 (益田市)	右	12k500 ~12k700	182	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川益田県土 出張所整備事務所
92	高津川	益田市神田 (益田市)	右	12k500 ~12k700	182	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所
93	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	12k500 ~12k700	234	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川益田県土 出張所整備事務所
94	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	12k700 ~13k200	532	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川益田県土 出張所整備事務所
95	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	12k700 ~13k200	532	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
96	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	13k200 ~13k300	102	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川益田県土 出張所整備事務所
97	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	13k200 ~13k300	102	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所
98	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	13k300 ~13k700	383	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
99	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	13k300 ~13k700	383	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所
100	高津川	益田市大滝 (益田市)	左	13k700 ~13k900	192	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所

	高津川	益田市三星 (益田市)	右	13k900 ~14k200	291	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
98	高津川	益田市三星 (益田市)	右	13k900 ~14k200	291	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川益田県土 出張所整備事務所
99	高津川 派川	益田市高津 (益田市)	左	0k000 ~0k300	340	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
100	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k070 ~0k100	23	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所
101	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k100 ~0k160	60	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k100 ~0k160	60	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所
	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k160 ~0k220	58	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
102	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k160 ~0k220	58	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川益田県土 出張所整備事務所
	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k160 ~0k220	58	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所
103	高津川 派川	益田市高津 (益田市)	左	1k300 ~1k500	242	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k220 ~0k280	62	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
104	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k220 ~0k280	62	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川益田県土 出張所整備事務所
105	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k280 ~0k300	20	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川益田県土 出張所整備事務所

	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k500 ~0k700	186	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県土 出張所整備事務所
106	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k500 ~0k700	186	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県土 出張所整備事務所
107	高津川 派川	益田市高津、 飯田 (益田市)	左右	0k425		工作物	B	(桁下高不 足) 飯田橋		高津川 益田県土 出張所整備事務所
108	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	0k900 ~1k100	193	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県土 出張所整備事務所
109	高津川 派川	益田市飯田 (益田市)	右	1k500 ~2k600	1031	旧川跡	要	旧川跡		高津川 益田県土 出張所整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	1k500 ~1k550	72	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県土 出張所整備事務所
110	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	1k500 ~1k550	72	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県土 出張所整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	1k550 ~1k800	288	旧川跡	要	旧川跡		高津川 益田県土 出張所整備事務所
111	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	1k550 ~1k800	288	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県土 出張所整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	1k550 ~1k800	288	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県土 出張所整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	1k800 ~2k000	212	旧川跡	要	旧川跡		高津川 益田県土 出張所整備事務所
112	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	1k800 ~2k000	212	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県土 出張所整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	1k800 ~2k000	212	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 益田県土 出張所整備事務所

	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k000 ~2k100	100	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
113	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k000 ~2k100	100	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k000 ~2k100	100	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k100 ~2k130	33	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
114	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k100 ~2k130	33	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k130 ~2k300	179	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
115	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k300 ~2k400	113	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k300 ~2k400	113	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k300 ~2k400	113	旧川跡	要	旧川跡		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k300 ~2k400	113	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
116	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k400 ~2k500	94	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k400 ~2k500	94	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k400 ~2k500	94	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
117	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k400 ~2k500	94	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k400 ~2k500	94	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所

118	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k500 ~2k520	19	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 益田県土 出張所 整備事務所
	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k520 ~2k600	75	基礎地盤漏水	A	詳細点検	月の輪	高津川 益田県土 出張所 整備事務所
119	高津川 派川	益田市虫追 (益田市)	左	2k520 ~2k600	75	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 益田県土 出張所 整備事務所
	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k000 ~0k085	86	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県土 出張所 整備事務所
120	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k000 ~0k085	86	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 益田県土 出張所 整備事務所
	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k000 ~0k085	86	破堤箇所	要	破堤箇所		高津川 益田県土 出張所 整備事務所
121	匹見川	益田市横田 (益田市)	右	0k000 ~0k200	208	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県土 出張所 整備事務所
	匹見川	益田市横田 (益田市)	右	0k000 ~0k200	208	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 益田県土 出張所 整備事務所
122	匹見川	益田市横田 (益田市)	右	0k200 ~0k800	633	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 益田県土 出張所 整備事務所
	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k085 ~0k100	16	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 益田県土 出張所 整備事務所
123	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k085 ~0k100	16	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 益田県土 出張所 整備事務所

	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k100 ~0k200	101	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
124	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k100 ~0k200	101	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川益田県土 出張所整備事務所
	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k100 ~0k200	101	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所
125	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k200 ~0k230	30	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川益田県土 出張所整備事務所
126	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k230 ~0k500	264	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川益田県土 出張所整備事務所
127	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k600 ~0k700	101	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所
128	匹見川	益田市神田 (益田市)	左	0k700 ~1k000	286	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所
	匹見川	益田市横田 (益田市)	右	0k800 ~0k900	108	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川益田県土 出張所整備事務所
129	匹見川	益田市横田 (益田市)	右	0k800 ~0k900	108	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所
130	匹見川	益田市横田 (益田市)	右	0k900 ~1k000	107	旧川跡	要	旧川跡		高津川益田県土 出張所整備事務所
	白上川	益田市市原 (益田市)	右	0k500 ~1k000	729	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川益田県土 出張所整備事務所
131	白上川	益田市市原 (益田市)	右	0k500 ~1k000	729	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川益田県土 出張所整備事務所
132	白上川	益田市内田 (益田市)	左	0k100 ~0k900	823	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川益田県土 出張所整備事務所

133	白上川	益田市内田 (益田市)	左	1k000 ～1k100	109	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	白上川	益田市市原 (益田市)	右	1k000 ～1k400	376	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
134	白上川	益田市市原 (益田市)	右	1k000 ～1k400	376	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	白上川	益田市内田 (益田市)	左	1k100 ～1k500	424	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
135	白上川	益田市内田 (益田市)	左	1k100 ～1k500	424	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	白上川	益田市市原 (益田市)	右	1k400 ～1k500	100	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
136	白上川	益田市市原 (益田市)	右	1k400 ～1k500	100	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	白上川	益田市市原 (益田市)	右	1k400 ～1k500	100	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
137	白上川	益田市市原 (益田市)	右	1k500 ～1k600	85	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
138	白上川	益田市内田、 市原 (益田市)	左右	1k584		工作物	B	(桁下高不 足) 市原大橋		高津川 出張所	益田県土 整備事務所
139	白上川	益田市内田 (益田市)	左	1k500 ～1k600	109	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所
	白上川	益田市内田 (益田市)	左	1k500 ～1k600	109	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川 出張所	益田県土 整備事務所

	白上川	益田市内田 (益田市)	左	1k500 ～1k600	109	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川	益田県土 出張所整備事務所
140	白上川	益田市内田 (益田市)	左	1k600 ～1k900	309	堤体漏水	B	堤防脆弱性指 標	杭打ち積土 のう	高津川	益田県土 出張所整備事務所
	白上川	益田市内田 (益田市)	左	1k600 ～1k900	309	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川	益田県土 出張所整備事務所
141	白上川	益田市内田 (益田市)	左	1k900 ～2k000	105	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	高津川	益田県土 出張所整備事務所

島根県関係益田市整備事務所

番号	河川名	位置	左右岸	延長(m)	種別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
益-1	高津川	益田市神田町	左	60	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-2	白上川	益田市川登町～益田市美濃地町	左	1,440	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-3	白上川	益田市川登町～益田市美濃地町	右	1,440	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-4	白上川	益田市美濃地町	左	1,000	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-5	白上川	益田市美濃地町	右	1,000	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-6	二条川	益田市柏原町	左	300	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-7	二条川	益田市柏原町	右	300	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-8	後溢川	益田市向横田町	右	200	漏水	A	漏水	月の輪工	益田市
益-9	後川	益田市横田町家下	右	400	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-10	角井川	益田市本俣賀町	左	300	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-11	角井川	益田市本俣賀町	右	300	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-12	匹見川	益田市隅村町	左	500	深掘れ	B	深掘れ	木流工	益田市
益-13	匹見川	益田市匹見町澄川	左	370	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-14	匹見川	益田市匹見町澄川	右	200	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-15	沖田川	益田市木部町	左	200	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-16	南田川	益田市市原町	左	600	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-17	南田川	益田市市原町	右	600	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-18	益田川	益田市大谷町	左	2,200	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-19	益田川	益田市大谷町～久々茂町	右	2,200	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-20	白上川	益田市川登町	左	2,600	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-21	白上川	益田市白上町～川登町	右	2,600	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-22	後谷川	益田市下種町	左	600	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-23	後谷川	益田市下種町	右	600	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-24	本俣賀川	益田市梅月町	左	900	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
益-25	本俣賀川	益田市梅月町	右	900	河積	B	河積不足	積土のう工	益田市
計		25箇所		21,810					

(2) 指定警戒発報水位と洪水到達時間

(単位:m)

河川名	水位観測所所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	観測者名	洪水到達時間
高津川	益田市高津二丁目(高角)	1.90	3.10	4.20	4.60	国土交通省浜田河川国道事務所	
"	益田市神田町(神田)	2.00	3.30	5.90	6.40	"	高角橋まで 55 分
	津和野町日原(日原)					"	
	津和野町枕瀬(旭橋)	2.30	4.00			津和野土木事業所	高角橋まで 2 時間 00 分
	吉賀町柿木(相生橋)	1.80	3.10			"	高角橋まで 3 時間 00 分
	吉賀町沢田(塔尾橋)	1.20	1.60	1.80	2.30	"	
匹見川	益田市横田町(横田)	2.60	3.60	3.70	4.20	国土交通省浜田河川国道事務所	高角橋まで 50 分
	益田市隅村町(隅村)					"	高角橋まで 1 時間 00 分
	益田市匹見町(昭和橋)	1.70	3.00			益田県土整備事務所	高角橋まで 3 時間 55 分
津和野川	津和野町町田(町田)	1.20	1.80	2.20	2.60	津和野土木事業所	高角橋まで 3 時間 20 分
白上川	益田市内田町(内田)			4.40	5.30	国土交通省浜田河川国道事務所	
	益田市川登町(大道橋)	0.80	1.20			益田県土整備事務所	
喜阿弥川	益田市喜阿弥町(喜阿弥川)	1.30	1.80			"	
益田川	益田市染羽町(染羽)	1.30	2.30	3.10	3.50	"	美都中学校から 2 時間 00 分
高津川派川	益田市高津二丁目(高角)			4.20	4.60	国土交通省浜田河川国道事務所	

### (3) 避難指示の発令目安となる基準

河川	地点	水位基準	判断基準	対象地区
高津川	高角	4.6m (氾濫危険水位)	高津川、匹見川及び益田川は洪水予報指定河川であり、松江地方気象台と国土交通省及び島根県と共同で「指定河川洪水予報」が発表される河川であるため、水位状況や雨量状況、降雨予想にあわせ、「氾濫危険情報」が発表された場合	吉田、高津 中西、豊田
"	神田	6.4m ( " )		高城
匹見川	横田	4.2m ( " )		豊田
益田川	染羽	3.5m ( " )		益田 吉田

※その他白上川及び高津川派川においては、氾濫危険水位を参考とし、その後の雨量予測を考慮した上で避難指示を行う。

※避難の時間は、情報伝達、準備、移動までの間を1時間から2時間30分かかるものとして水位基準を設定

※避難基準は上記の水位基準を満たし、かつ雨量、河川の状況等も含めた総合的判断によるものとする。

高津川の対象雨量観測所

観測所名	河川名	管理者
柿木	高津川	国土交通省
日原	"	"
長福	津和野川	"
石谷	匹見川	"
下組	"	"
津和野	津和野川	"
七日市	高津川	"

益田川の対象雨量観測所

観測所名	河川名	管理者
嵯峨谷ダム	益田川	島根県
都茂	都茂川	"
三谷	三谷川	"
笹倉ダム	波田川	"
久々茂	益田川	"
堀川	"	"

## 砂防指定地・地すべり・急傾斜地・土砂災害危険区域

### (1) 砂防指定地

番号	溪流名	水系名	設備名称	指定年月日	告示番号	設置年月日	指定地台帳 作成年度(番号)	設備台帳 作成年度(番号)	堰堤台帳 作成年度(番号)	位置			溪流番号 全県通し番号
										都市	町村	字	
1	奥田川	高津川	堰堤 護岸工外	S43 3 2	建告第259号	S53 2		H16(855)	H3(27)	益田	安富		
2	上岡溢川及び 同支川	高津川	堰堤 護岸工外	S63 11 8	建告第2166号	H1 3	H14(1668)	H14(1668)	H3(29) H8(2)	益田	安富		1高津川-益田-074 I 132109A660400074
3	羽場上溢二の 谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H1 3 3	建告第473号	H2 3	H14(1714)	H14(1714)	H3(28) H8(3)	益田	安富		1高津川-益田-079 I 132109A660400079
4	溝河溢川	高津川	堰堤 護岸工外	S45 6 2	建告第865号	S46 3		H16(961)	H3(30) H8(4)	益田	横田		1高津川-益田-073 I 132109A660400073
5	後溢川	高津川	堰堤 護岸工外	S27 6 5	建告第715号	不明		H16(236)	H3(～) H8(5)	益田	向横田		沿川深渕複数箇所
6	匹見川	高津川	護岸工外	S45 6 2	建告第865号	不明		H17(363) H18(970)		益田	匹見	道川～ 澄川	沿川深渕複数箇所
				S34 10 29	建告第2164号								
7	井谷川及び支川	高津川	堰堤 護岸工外	S37 11 16	建告第2893号	S37 9		H16(408)	H3(37) H8(7)	益田	神田		
8	下野部屋溢川	高津川	堰堤 護岸工外	H15 2 13	国告第119号	H17 5	O(～)	O(～)	H17(～)	益田	須子		
9	後谷川	高津川	護岸工外	S37 10 25	建告第2697号	不明		H16(400)		益田	神田		
10	安富谷川	高津川	堰堤	H14 10 8	国交省告第874号				H17(～)	益田	安富		
11	内田川	高津川	堰堤 護岸工外	H8 3 13	建告第601号	H2 3	H14(1384,1790)	H14(1384,1790)	H3(169) H8(9)	益田	内田		
				S57 5 17	建告第1166号								
12	虫追下川	高津川	堰堤 護岸工外	S62 3 16	建告第672号	S62 3	S62(35) H14(1592)	H14(1592)	H3(2) H8(10)	益田	虫追		1高津川-益田-088 I 132109A660400088
13	中内田西谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S60 3 25	建告第654号	S59 3	S62(7) H14(1433,1524)	H14(1433,1524)	H3(1) H8(11)	益田	内田		1高津川-益田-241 I 132109A660400241
				S59 3 30	建告第801号								
14	南田川	高津川	堰堤 護岸工外	H8 3 13	建告第601号	H2 8	H14(1791)	H14(1791)	H3(120) H8(12)	益田	市原		沿川深渕複数箇所
				S45 6 16	建告第932号								
15	下城九郎西谷 川	高津川	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第801号	S59 3	S62(4)	H11(1432)	H3(12) H8(13)	益田	美濃地		1高津川-益田-199 I 132109A660400199
16	二条川	高津川	堰堤 護岸工外	S28 9 14	建告第1291号	不明		H16(292)	H3(9) H8(14)	益田	愛栄～ 柏原		沿川深渕複数箇所
17	清水川	高津川	堰堤 護岸工外	S60 3 25	建告第654号	S61 3	S62(23) H14(1523)	H14(1523)	H3(13) H8(15)	益田	有田		
18	河内川	高津川	堰堤 護岸工外	S41 9 9	建告第3123号	S42 10		H16(616)	H3(15) H8(16)	益田	美濃地		1高津川-益田-151 I 132109A660400151
19	吉ヶ原川	高津川	堰堤 護岸工外	H2 11 20	建告第1879号	H3 12	H14(1749,1787)	H14(1749,1787)	H3(81) H8(17)	益田	有田		1高津川-益田-145 I 132109A660400145
				H8 3 13	建告第601号								
20	柳ヶ迫川	高津川	堰堤 護岸工外	H12 12 18	建告第2393号	H14 3		H16(1910)	O(～)	益田	有田		1高津川-益田-142 I 132109A660400145
21	有田川	高津川	堰堤 護岸工外	S60 3 25	建告第654号	S61 1	S62(22) H14(1526)	H14(1526) H16(238)	H3(18,19) H8(18)	益田	有田		
				S27 6 5	建告第715号								
22	笛見谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S61 1 24	建告第65号	S61 3	S62(21) H14(554、1522、 1554)	H14(554、1522)	H3(20)	益田	有田		
				S60 3 25	建告第654号								
				S40 10 29	建告第3079号								
23	立中川	高津川	護岸工外	S45 6 16	建告第932号	不明		H16(977)		益田	市原		

番号	渓流名	水系名	設備名称	指定年月日	告示番号	設置年月日	指定地台帳 作成年度(番号)	設備台帳 作成年度(番号)	堰堤台帳 作成年度(番号)	位置			渓流番号 全県通し番号
										都市	町村	字	
24	市原川	高津川	堰堤 護岸工外	H8 3 13	建告第601号	S45 H2 2	H14(1789)	H14(1789) H16(976)	H3(3,4) H8(21,22)	益田	市原		1高津川-益田-237 II 132109A660400237
				S45 6 16	建告第932号								
25	新屋溢川	高津川	堰堤 護岸工外	S56 5 15	建告第1039号	S56 3	H14(1366)	H14(1366)	H3(5) H8(23)	益田	市原		1高津川-益田-237 II 132109A660400237
				H8 3 13	建告第601号	H4 12	H14(975,1788)	H14(975,1788)	H3(6,7) H8(24)	益田	市原		
26	座頭ヶ溢川	高津川	堰堤 護岸工外	S45 6 16	建告第932号								
27	道平川	高津川	護岸工外	S45 6 16	建告第932号				H16(974)		益田	市原	
28	中垣内谷川及び 同支川	高津川	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第804号	S59 3	S62(13) H14(1449)	H14(1449)	H3(8) H8(27)	益田	中垣内		
29	上黒谷川	高津川	護岸工外	S43 3 2	建告第259号				H16(856)	益田	桂平	1高津川-益田-177 I 132109A660400177	
				S41 8 12	建告第2648号								
30	三浦川	高津川	堰堤 護岸工外	S41 8 12	建告第2648号	S41 3		H16(561)	H3(10) H8(29)	益田	柏原		
31	恵田川	高津川	護岸工外	S48 3 19	建告第558号			H14(1136)	H14(1136)	益田	黒周		
32	下明川	高津川	堰堤 護岸工外	S47 3 4	建告第320号	S48 1		H16(1057)	H3(11) H8(31)	益田	黒周		
33	本郷下川	高津川	堰堤 護岸工外	S61 1 24	建告第65号	S61 12	S62(28) H14(1555)	H14(1555)	H3(14) H8(32)	益田	美濃地		1高津川-益田-158 II 132109A660400158
34	大演川	高津川	堰堤 護岸工外	S43 3 2	建告第259号	S47 3		H16(857)	H3(17)	益田	美濃地		
35	美濃地河内谷 川	高津川	堰堤 護岸工外	S60 3 25	建告第654号	S59 6	S62(3) H14(1434,1525)	H14(1434)	H3(16) H8(34)	益田	美濃地	1高津川-益田-151 II 132109A660400151	
				S59 3 30	建告第801号								
36	美濃地河内谷 川	高津川	堰堤 護岸工外	H12 12 18	建告第2393号	H18		H18(1911)	O(-)	益田	美濃地		
37	新川	高津川	護岸工外	S40 10 29	建告第3079号	不明		H14(555)	H14(555)	益田	有田		1高津川-益田-137 II 132109A660400137
38	葛ヶ谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S40 10 29	建告第3079号	S41 3	H14(553)	H14(553)	H3(21) H8(36)	益田	有田		
39	角井右谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S61 1 24	建告第65号	S61 11	S62(29) H14(1553)	H14(1553)	H3(22)	益田	須子		1高津川-益田-257 II 132109A660400257
40	本俣賀川	高津川	堰堤 護岸工外	S27 6 5	建告第715号	S41 1 S56 2	H14(237,1767)	H14(1768)	H3(25,26) H8(38,39)	益田	梅月	1高津川-益田-092 II 132109A660400092	
				H4 3 13	建告第636号								
41	光明寺川	高津川	護岸工外	H4 3 13	建告第636号		O(1767)	O(1767)		益田	梅月		
42	角井左谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S62 3 16	建告第672号	S60 10	S62(20) H14(1521,1591)	H14(1521,1591)	H3(23) H8(40)	益田	本俣賀	1高津川-益田-107 II 132109A660400107	
				S60 3 25	建告第654号								
43	石田川	高津川	堰堤 護岸工外	H9 12 22	建告第2178号	H11 3	H14(1851)	H14(1851)	H8(41) H11(-)	益田	安富		1高津川-益田-085 I 132109A660400085
44	石塔寺川	高津川	堰堤 護岸工外	S55 3 24	建告第421号	S57 2	H14(1352)	H14(1352)	H3(31)	益田	横田		
45	市原川	高津川	堰堤 護岸工外	H12 5 16	建告第1321号	H12 9	H14(1896)	H14(1896)	H13(-)	益田	横田		1高津川-益田-057 I 132109A660400057
46	来見谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S45 6 2	建告第865号	S45 9		H16(962,963)	H3(33)	益田	向横田		1高津川-益田-072 I 132109A660400072
47	長敷川	高津川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S48 3		H16(760)	H3(34) H8(45)	益田	向横田		
48	稗田川	高津川	堰堤	S47 3 4	建告第320号	S45 9		H161058	H3(35)	益田	向横田		
49	石谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S47 6 20	建告第1118号	S39 ~ S54 2		H17(272) H18(351,1073)	H3(38,39,40,41,4 3)	益田	匹見	石谷	沿川渓流複数箇所
				S34 9 4	建告第1645号								

番号	溪流名	水系名	設備名称	指定年月日	告示番号	設置年月日	指定地台帳 作成年度(番号)	設備台帳 作成年度(番号)	堰堤台帳 作成年度(番号)	位置			渓流番号 全県通し番号	
										都市	町村	字		
				S27 9 17	建告第1229号									
50	奥追谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H13 3 16	建告第245号	S57 11	H17(862) H18(1922)	H17(862) H18(53)	H3(45) H3(46)	益田	匹見	澄川	1高津川-匹見-109 I 132109A660400710	
				S43 3 2	建告第259号									
51	深山谷川	高津川	堰堤(土木or農林) 護岸工外	S43 3 2	建告第259号	不明		H17(867)	H17(867)	益田	匹見	澄川	1高津川-匹見-108 I 132109A660400709	
52	滝ヶ谷川	高津川	護岸工外	S57 5 17	建告第1166号	不明		H14(1388)	H14(1388)		益田	匹見	澄川	1高津川-匹見-107 I 132109A660400708
53	能登川	高津川	堰堤 護岸工外	S34 9 4	建告第1645号	S33	H17(176) H18(352)	H17(176) H18(352)	H3(47)	益田	匹見	澄川	沿川渓流複数箇所	
				S24 6 8	建告第528号									
54	迫の谷川	高津川	護岸工外	S57 5 17	建告第1166号	不明		H14(1389)	H14(1389)		益田	匹見	澄川	1高津川-匹見-101 II 132109A660400702
55	火の谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S55 3 24	建告第421号	S57 10	H14(1354)	H14(1354)	H3(49) H8(58)	益田	匹見	澄川	1高津川-匹見-099 I 132109A660400700	
56	都谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S43 7	H17(773)	H17(773)	H3(50) H8(59)	益田	匹見	広瀬	1高津川-匹見-098 II 132109A660400699	
57	小広瀬川	高津川	堰堤 護岸工外	S62 3 16	建告第672号	H4 11	H14(866,1593)	H17(866,1593)	H8(60)	益田	匹見	広瀬	1高津川-匹見-149 II 132109A660400836	
				S43 3 2	建告第259号									
58	和又川	高津川	護岸工外	S43 3 2	建告第259号	不明		H14(872)	H17(872)		益田	匹見	広瀬	
59	戸村川	高津川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S34	H17(767) H18(362)	H17(767) H18(362)	H3(52) H8(62)	益田	匹見	落合	沿川渓流複数箇所	
				S34 10 29	建告第2164号									
60	千原谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H8 4 10	建告第1196号		H14(1410,1817)	H14(1410,1817)	H3(53) H8(63)	益田	匹見	落合	1高津川-匹見-087 I 132109A660400688	
				S59 3 29	建告第751号	S61 12								
61	落合川	高津川	堰堤 護岸工外	S32 9 6	建告第1086号	S32	H17(336)	H17(336)	H3(54) H8(64)	益田	匹見	落合	沿川渓流複数箇所	
62	紙祖川	高津川	堰堤 護岸工外	S46 9 16	建告第1574号	S32	H17(335) H18(1015)	H17(335) H18(1015)	H3(56) H8(65,66)	益田	匹見	紙祖	沿川渓流複数箇所	
				S32 9 6	建告第1086号									
63	江田川	高津川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S47 10	H17(768)	H17(768)	H3(66)	益田	匹見	匹見	1高津川-匹見-037 I 132109A660400638	
				H24 7 24	国告第806号									
64	広見川	高津川	堰堤 護岸工外	S27 6 5	建告第715号	S28 S31		H17(239)	H3(63,64)	益田	匹見	匹見	沿川渓流複数箇所	
65	入江谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S48 3 19	建告第558号	S52 9	H17(1138)	H17(1138)	H3(67,68)	益田	匹見	匹見	1高津川-匹見-174 II 132109A660400861	
66	背戸山谷川	高津川	護岸工外	S59 3 29	建告第751号	不明	H14(1411)	H14(1411)		益田	匹見	道川	1高津川-匹見-125 II 132109A660400626	
67	亀井谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	不明		H18(765)	H3(69)	益田	匹見	道川	沿川渓流複数箇所	
68	良士谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H1 12 21	建告第2123号	S44 H2 10 3	H14(1720)	H14(1720) H18(871)	H3(70,71)	益田	匹見	道川	1高津川-匹見-020 I 132109A660400621	
				S43 3 2	建告第259号									
69	赤谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S45 6 2	建告第865号	不明		H17(372) H18(969)	H3(72)	益田	匹見	道川	沿川渓流複数箇所	
				S36 2 23	建告第227号									
70	一の谷川	高津川	護岸工外	S43 3 2	建告第259号			H18(861)		益田	匹見	道川		
71	二の谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S58 H2 9 3		H18(775)	H3(77,78) H8(75,76)	益田	匹見	道川	1高津川-匹見-010 II 132109A660400611	
72	三の谷川	高津川	護岸工外	S43 3 2	建告第259号	不明		H18(865)		益田	匹見	道川		

番号	溪流名	水系名	設備名称	指定年月日	告示番号	設置年月日	指定地台帳 作成年度(番号)	設備台帳 作成年度(番号)	堰堤台帳 作成年度(番号)	位置			渓流番号 全県通し番号	
										都市	町村	字		
73	藤九郎谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H1 12 21	建告第2123号	H3 12	H14(1719)	H14(1719)	H3(79)	益田	匹見	道川		
74	平三谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H3 3 25	建告第753号	H5 9	H14(1760)	H14(1760) H18(870)	H3(80) H8(79)	益田	匹見	道川		
				S43 3 2	建告第259号									
75	桑ノ木谷川	高津川	護岸工外	S43 3 2	建告第259号	不明			H18(864)		益田	匹見	道川	
76	内石川	高津川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S47 3			H17(774)	H3(44)	益田	匹見	石谷	沿川渓流複数箇所
77	清谷川	高津川	護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	不明			H17(771)		益田	匹見	石谷	1高津川-匹見-153 II 132109A660400840
78	奥後谷川	高津川	護岸工外	S47 6 20	建告第1118号	不明			H18(1072)		益田	匹見	石谷	
79	上内谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S54 2			H18(770)	H3(42)	益田	匹見	石谷	1高津川-匹見-111 II 132109A660400737
80	奥の溢谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H14 12 13	国交省告示第 1096号	H20 7				H17(-)	益田	匹見	石谷	
81	元組川	高津川	設備なし	S42 3 31	建告第1111号				H18(766)		益田	匹見	石谷	1高津川-匹見-136 II 132109A660400737
82	マトバ谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H1 1 21	建告第85号	H6 11		H14(1684,1863)	H3(48)	益田	匹見	澄川	1高津川-匹見-102 II 132109A660400703	
				H10 11 19	建告第1992号									
83	小迫谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S56 5 15	建告第1039号	S56 6	H14(1369)	H14(1369)	H3(51)	益田	匹見	広瀬	1高津川-匹見-156 II 132109A660400843	
84	薦木川	高津川	護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	不明			H18(772)		益田	匹見	落合	1高津川-匹見-158 II 132109A660400845
85	矢尾川	高津川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S47 3			H18(776)	H3(55) H8(69)	益田	匹見	落合	沿川渓流複数箇所
86	荒木谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S59 3 29	建告第751号	S60 12	H14(1750,1408)	H14(1750,1408)	H3(61,62) H8(90,91) H11(-)	益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-076 II 132109A660400677	
				H2 11 20	建告第1879号	H9 3								
87	大谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S55 3 24	建告第421号	S58 10	H14(1355)	H14(758,1355)	H3(57)	益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-073 II 132109A660400674	
88	家ヶ谷川	高津川	護岸工外	S57 5 17	建告第1166号	不明		H14(1386)	H14(1386)		益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-070 II 132109A660400671
89	七村川	高津川	堰堤 護岸工外	S34 9 4	建告第1645号	S33 S57 9			H17(350)	H3(59,60)	益田	匹見	紙祖	沿川渓流複数箇所
90	加令谷川	高津川	護岸工外	S43 3 2	建告第259号	不明			H18(863)		益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-048 II 132109A660400649
91	古道川	高津川	設備無し	S46 9 16	建告第1574号				H18(1014)		益田	匹見	紙祖	沿川渓流複数箇所
92	積木谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S46 9 16	建告第1574号	H8 12			H18(1016)	H8(97)	益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-043 II 132109A660400644
93	牛尾谷川	高津川	護岸工外	S52 3 23	建告第367号	不明			H18(1268)		益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-041 II 132109A660400642
94	ドイ谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H8 4 10	建告第1196号	H7 12	H14(1816)	H14(1816)	H11(-)	益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-042 II 132109A660400643	
95	小原川	高津川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S44 3	H17(126,769)	H17(126,769)	H3(58)	益田	匹見	紙祖	沿川渓流複数箇所	
				S22 10 8	内告第315号									
96	小ガラ谷川	高津川	護岸工外	S59 3 29	建告第751号	不明		H14(1409)	H14(1409)		益田	匹見	紙祖	1高津川-匹見-059 II 132109A660400660
97	神原谷川	高津川	護岸工外	S52 3 23	建告第367号	不明		H14(1269)	H14(1269)		益田	匹見	匹見	1高津川-匹見-036 II 132109A660400637
98	植地谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S57 5 17	建告第1166号	S59 11	H14(1387)	H14(1387)	H3(65)	益田	匹見	匹見	1高津川-匹見-035 II 132109A660400636	
99	コウロク谷川	高津川	護岸工外	S55 3 24	建告第421号	不明		H14(1353)	H14(1353)		益田	匹見	匹見	1高津川-匹見-031 II 132109A660400632
100	押ヶ谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H1 12 21	建告第2123号			H14(1716)	H14(1716)	H3(73) H8(105)	益田	匹見	道川	1高津川-匹見-016 II 132109A660400617
101	金山谷川	高津川	護岸工外	S48 3 19	建告第558号	不明			H18(1137)		益田	匹見	道川	

番号	溪流名	水系名	設備名称	指定年月日			告示番号	設置年月日			指定地台帳 作成年度(番号)	設備台帳 作成年度(番号)	堰堤台帳 作成年度(番号)	位置			渓流番号 全県通し番号	
														都市	町村	字		
102	小赤谷川	高津川	堰堤 護岸工外	H1	12	21	建告第2123号	H1	9		H14(1717,1718,1 759)	H14(1717,1718,1 759)	H3(74,75,76) H8(107,108)	益田	匹見	道川	1高津川-匹見-015 I 132109A660400616	
				H1	12	21	建告第2123号											
				H3	3	25	建告第753号											
103	大赤谷川	高津川	設備無し	S43	3	2	建告第259号					H18(869)			益田	匹見	道川	
104	大賀杭川	高津川	設備無し	S43	3	2	建告第259号					H18(868)			益田	匹見	道川	1高津川-匹見-178 II 132109A660400865
105	蔵之溢川及び 同支川	高津川	堰堤 護岸工外	S53	5	2	建告第921号	H1	3		H14(1305,1642)	H14(1305,1642)	H3(-)	益田	神田	道川	1高津川-益田-022 I 132109A660400022	
				S63	3	18	建告第803号	H1	3									
106	七尾谷川	高津川	堰堤 護岸工外	S53	3	2	建告第921号	S54	10		H17(1304)	H17(1304)	H3(36)	益田	神田		1高津川-益田-021 I 132109A660400021	
107	益田川 (益田川)	益田川	堰堤 護岸工外	S22	7	14	内告第217号	S21				H16(112)	H3(143,144,145, 146,147)		益田	山本		沿川渓流複数箇所
108	多田川	益田川	堰堤 護岸工外	S60	3	25	建告第654号	S61	3		S62(25) H14(1517)	H14(1517) H16(234,757)	H3(110,111,112) H8(2,3)	益田	多田		沿川渓流複数箇所	
				S42	3	31	建告第1111号											
				S27	3	11	律告第200号											
109	本溢川	益田川	堰堤 護岸工外	S32	5	4	建告第695号	不明				H16(316)	H3(118)		益田	柄山 大谷		沿川渓流複数箇所
110	伏谷川	益田川	護岸工外	S44	2	26	建告417号	不明				H16(919)			益田	大谷		沿川渓流複数箇所
111	波田川	益田川	堰堤 護岸工外	S43	3	2	建告第259号	S26			H16(220,859)	H3(125,126)	益田	長沢~ 笠倉			沿川渓流複数箇所	
				S26	10	25	建告第944号											
112	熊子川	益田川	護岸工外	S43	3	2	建告第259号	不明			S60(19)	H17(858)		益田	美都	小原		
113	朝倉川	益田川	堰堤 護岸工外	S42	3	31	建告第1111号	S61	3		S60(17)	H17(763)	H3(135)	益田	美都	朝倉		
114	庵床溢川	益田川	堰堤 護岸工外	H1	1	21	建告第85号	H2	11		H14(1683)	H14(1683)	H3(136)	益田	美都	仙道	2益田川-美都-070 I 132109A660400540	
115	三谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S37	11	16	建告第2894号	S37				H16(419)	H3(137,138) H8(11,12)		益田	美都	都茂	2益田川-美都-050 II 132109A660400520
116	中倉川	益田川	護岸工外	S44	2	26	建告第417号	不明				H16(921)			益田	美都	仙道	2益田川-美都-047 I 132109A660400517
117	生角川	益田川	堰堤 護岸工外	S42	3	31	建告第1111号	S47	11			H16(762)	H3(142) H8(14)		益田	美都	仙道	2益田川-美都-045 I 132109A660400515
118	清水川	益田川	護岸工外	S42	3	25	建告第850号	不明				H16(622)			益田	美都	山本	
119	奥溢川 (奥溢川)	益田川	護岸工	S22	10	8	内告第315号	不明			S60(22)	H18(124)		益田	美都	山本		
120	都茂川	益田川	護岸工外	S45	6	2	建告第865号	不明				H16(384,967)	H3(154)	益田	美都	都茂		
				S37	10	25	建告第2694号											
121	天神川	益田川	堰堤 護岸工外	S59	3	29	建告第751号	S02	11		H14(1407)	H14(1407)	H3(148) H8(18)	益田	美都	山本	2益田川-美都-021 I 132109A660400491	
122	深折川	益田川	堰堤 護岸工外	S45	6	2	建告第865号	S25			H16(113,966)	H3(149,150) H8(20)	益田	美都	山本	沿川渓流複数箇所		
				S22	7	14	内告第217号	S49	10									
123	芋尻川	益田川	護岸工外	S22	7	14	内告第217号	不明				H16(111)			益田	美都	都茂	
124	葛根藪川 (葛根藪川)	益田川	堰堤 護岸工外	H2	2	6	建告第199号	H4	3		H14(1737)	H14(1737)	H3(152,173) H8(22)	益田	美都	都茂		

番号	溪流名	水系名	設備名称	指定年月日	告示番号	設置年月日	指定地台帳 作成年度(番号)	設備台帳 作成年度(番号)	堰堤台帳 作成年度(番号)	位置			溪流番号 全県通し番号	
										都市	町村	字		
125	桜谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S53 5 2	建告第921号	S60 3 3	H14(1612,1301,1 445)	H14(1301,1445)	H3(115) H8(23)		益田	七尾	2益田川-益田-086 I 132109A660400334	
				S59 3 30	建告第804号									
				S62 4 2	建告第932号									
126	土井溢川	益田川	堰堤 護岸工外	H1 3 3	建告第473号	H2 3	H14(960,1690) H17(960)	H14(1690) H17(960)	H3(116) H8(24)		益田	土井	2益田川-益田-000 I 132109A660400346	
				S45 6 2	建告第865号									
127	先段川	益田川	堰堤 護岸工外	S53 5 2	建告第921号	S55 2	H14(1303)	H14(1303)	H3(117) H8(25)		益田	多田	2益田川-益田-096 I 132109A660400344	
128	大谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	S51 10		H16(758)	H3(114) H8(26)		益田	多田	2益田川-益田-091 II 132109A660400339	
129	泥谷川	益田川	護岸工外	S42 3 31	建告第1111号	不明		H16(759)			益田	多田		
130	多田右の谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S61 1 24	建告第65号	S61 11	S62(33) H14(1549)	H14(1549)	H3(113) H8(28)		益田	多田	2益田川-益田-178 I 132109A660401145	
131	徳連川	益田川	堰堤 護岸工外	S40 10 29	建告第3079号	S41 7		H16(552)	H3(119) H8(29)					
132	大茂川	益田川	堰堤 護岸工外	S40 10 29	建告第3079号	S39 11		H16(551)	H3(120,121) H8(30)		益田	栎山	2益田川-益田-177 I 132109A660401144	
133	岩倉谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S62 3 16	建告第672号	S60 12	S62(24) H14(1516,1589)	H14(1516,1589)	H3(122) H8(32)		益田	栎山		
				S60 3 25	建告第654号									
134	山の下溢川 (山ノ下溢川)	益田川	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第801号	S59 3 30	S62(6) H14(1431)	H14(1431)	H3(123) H8(33)		益田	大谷	2益田川-益田-059 II 132109A660400307	
135	片廻川	益田川	堰堤 護岸工外	S44 2 26	建告第417号	S50 3		H16(920)	H3(124)					
136	芝溢川	益田川	堰堤 護岸工外	H2 2 6	建告第199号	H5 3	H14(1738,1814) 14)	H14(920,1738,18 14)	H3(128) H8(35)		益田	美都	2益田川-美都-088 I 132109A660400558	
				H8 4 10	建告第1196号									
137	三地山谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第801号	S59 5	S62(5) H14(1430)	H14(1430)	H3(129) H8(36)		益田	下波田		
138	柳溢谷川	益田川	堰堤 護岸工外	H10 3 23	建告第772号			H14(1776,1861)	H14(1776,1861)	H8(37) H11(-)		益田	下波田	
				H4 3 26	建告第842号	H8 7								
139	原川	益田川	堰堤 護岸工外	S46 9 16	建告第1574号	S52 8	S60(21) H14(1011)	H14(1011)	H3(130) H8(38)		益田	波田		
140	久保溢川	益田川	堰堤 護岸工外	S46 9 16	建告第1574号	S48 3		S60(16) H14(1010)	H14(1010)	H3(133) H8(39)				2益田川-益田-021 I 132109A660400269
141	追溢川	益田川	堰堤 護岸工外	H11 9 24	建告第1757号	H12 3	H14(1871)	H14(1871)	H13(-)		益田	波田	2益田川-益田-016 I 132109A660400264	
142	追溢川支川	益田川	堰堤 護岸工外	H12 5 16	建告第1321号	H13 2		H16(1897)	H13(-)		益田	波田		
143	追溢川支川2	益田川	堰堤 護岸工外	H14 12 13	国告第1096号	H17 10	H14	H23(-)	H23(-)		益田	波田		
144	笹倉川	益田川	堰堤 護岸工外	H11 9 24	建告第1757号	H11 11	H14(1872)	H14(1872)	H11(-)		益田	美都	2益田川-美都-089 I 132109A660400559	
145	笹倉川2	益田川	堰堤 護岸工外	H16 9 16	国告第1139号	H18 3	H16		H23(-)		益田	美都	2益田川-美都-089 I 132109A660400559	
146	城山川	益田川	堰堤 護岸工外	S41 9 9	建告第3123号	S41 3		H16(615)	H3(127)		益田	馬谷	2益田川-益田-042 II 132109A660400290	
147	本溢川	益田川	堰堤 護岸工外	S59 3 30	建告第804号	S59 3	S60(21) S62(16) H14(1013,1447)	H14(1013,1447)	H3(132) H8(43)		益田	波田	2益田川-益田-028 I 132109A660400276	
				S46 9 16	建告第1574号									
148	札場川	益田川		S59 3 30	建告第804号	S59 5		S60(21) S62(14) H14(1012,1446)	H14(1012,1446)	H3(131) H8(45)		益田	波田	2益田川-益田-026 II 132109A660400274
				S46 9 16	建告第1574号									

番号	溪流名	水系名	設備名称	指定年月日			告示番号	設置年月日		指定地台帳 作成年度(番号)	設備台帳 作成年度(番号)	堰堤台帳 作成年度(番号)	位置			溪流番号 全県通し番号	
				都市	町村	字											
149	ホト田川	益田川	堰堤 護岸工外	S59	3	30	建告第802号	S59	5	S60(16) S62(8) H14(1009,1435)	H14(1009,1435) H8(46)	H3(134) H8(46)	益田	波田		2益田川-益田-024 II 132109A660400272	
				S46	9	16	建告第1574号										
150	通寺川	益田川	堰堤 護岸工外	H4	3	24	建告第787号	H7	2	H14(1772)	H14(1772)	H3(171) H8(47)	益田	美都	小原	2益田川-美都-068 I 132109A660400538	
151	小原谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S59	3	30	建告第804号	S59	5	S62(15) H14(1450)	H14(1450)	H3(139) H8(48)	益田	美都	小原	2益田川-美都-067 II 132109A660400537	
152	久木川	益田川	護岸工外	S45	6	2	建告第865号	不明			H16(964)			益田	美都	三谷	
153	八坂川	益田川	護岸工外	S43	3	2	建告第259号	不明			H16(860)			益田	美都	三谷	
154	古武家川	益田川	堰堤 護岸工外	S63	11	8	建告第2166号	H3	12	H14(1669)	H14(1669)	H3(140) H8(51)	益田	美都	三谷		
155	久原中郷川	益田川	堰堤 護岸工外	S37	11	16	建告第2894号	S41	3		H16(418)	H3(141) H8(52)		益田	美都	三谷	
156	新中倉川	益田川	護岸工外	S45	6	2	建告第865号	不明			H16(965)			益田	美都	三谷	
157	田殿川	益田川	堰堤 護岸工外	S57	5	17	建告第1166号	S61	1	H14(1385)	H14(1385)	H3(153) H8(54)	益田	美都	都茂	2益田川-美都-036 I 132109A660400506	
158	笛利川	益田川	堰堤 護岸工外	S42	3	31	建告第1111号	S44 S55	1 2		H16(761)	H3(155,156)		益田	美都	都茂	沿川渓流複数箇所
159	法戸庵川	益田川	堰堤 護岸工外	H12	12	18	建告第2393号	H14	1		H16(1914)	H15(-)		益田	美都	都茂	
160	平田屋川	益田川	堰堤 護岸工外	H12	12	18	建告第2393号	H15	3	H14(1915)	H14(1915)	H15(-)	益田	美都	都茂	2益田川-美都-034 I 132109A660400504	
161	才ノ峰谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S59	3	30	建告第802号	S59	3	S62(12) H14(1439)	H14(1439)	H3(157) H8(57)	益田	美都	都茂	2益田川-美都-028 I 132109A660400498	
162	正万寺下川	益田川	堰堤 護岸工外	H9	3	12	建告第521号	H10	11	H14(1834)	H14(1834)	H13(-)	益田	美都	都茂	2益田川-美都-024 I 132109A660400494	
163	金谷川	益田川	堰堤 護岸工外	S26	3	26	建告第162号	S55	12	S60(23)	H17(214)	H3(151)	益田	美都	山本	沿川渓流複数箇所	
164	矢原川	三隅川	堰堤 護岸工外	S37	1	23	建告第68号	不明			H16(379)	H3(84)		益田	美都	宇津川	沿川渓流複数箇所
165	板井川	三隅川	堰堤 護岸工外	S36	2	23	建告第227号	S35 S37	7 農林	S60(24)	H17(371)	H3(81,82)	益田	美都	板井川	沿川渓流複数箇所	
166	丸茂川	三隅川	護岸工外	S37	10	25	建告第2697号	不明			H16(401)			益田	美都	丸茂	沿川渓流複数箇所
167	馬の谷川 (馬ノ谷川)	三隅川	不明	S42	3	31	建告第1111号	不明		S60(18)	H17(764)		益田	美都	宇津川		
168	長橋川	三隅川	堰堤 護岸工外	H1	12	21	建告第2123号	H2	3	H14(1715)	H14(1715)	H3(87)	益田	美都	宇津川		
169	後ヶ谷川	三隅川	堰堤	S45	6	2	建告第865号	S51	3		H16(968)	H3(85,86)		益田	美都	宇津川	2三隅川-美都-012 II 132109A660400576
170	寺溢川	三隅川	堰堤 護岸工外	H8	4	10	建告第1196号	H8	3	H14(1815)	H14(1815)	H8(8) H11(-)	益田	美都	宇津川	2三隅川-美都-023 I 132109A660400587	
171	本益川	三隅川	護岸工外	S37	10	25	建告第2697号	不明			H16(404)			益田	美都	丸茂	
172	田原川	三隅川	床固工	S37	10	25	建告第2697号	不明			H16(403)			益田	美都	丸茂	
173	郷川	三隅川	堰堤 護岸工外	S37	10	25	建告第2697号	不明			H16(402)	H3(88)		益田	美都	丸茂	2三隅川-美都-030 I 132109A660400594
174	元田屋川	三隅川	堰堤 護岸工外	S63	11	8	建告第2166号	H5	11	H14(1670)	H14(1670)	H3(89) H8(12)	益田	美都	丸茂		
175	中の谷川	三隅川	護岸工外	S36	2	23	建告第227号	不明		S60(25)	H17(371)		益田	美都	板井川	沿川渓流複数箇所	
176	森田屋川	三隅川	堰堤 護岸工外	S56	5	15	建告第1039号	S57	11	H14(1368)	H14(1368)	H3(83)	益田	美都	板井川	2三隅川-美都-008 I 132109A660400572	
177	沖田川	沖田川	護岸工外	S35	3	4	建告第311号	不明			H16(366)			益田	木部~ 下種		沿川渓流複数箇所
178	汐満川	沖田川	堰堤 護岸工外	S60	3	25	建告第659号	S61	7	S62(26) H14(1535)	H14(1535)	H3(93) H8(2)	益田	木部		2沖田川-益田-045 I 132109A660400415	
179	日谷川	沖田川	堰堤 護岸工外	S61	1	24	建告第65号	S62	3	S62(30) H14(1552)	H14(1552) H16(918)	H3(94,95) H8(3,4)	益田	赤雁		2沖田川-益田-040 II 132109A660400410	
				S44	2	26	建告第417号										

番号	渓流名	水系名	設備名称	指定年月日		告示番号	設置年月日		指定地台帳 作成年度(番号)	設備台帳 作成年度(番号)	堰堤台帳 作成年度(番号)	位置			渓流番号 全県通し番号	
												都市	町村	字		
180	赤雁谷川	沖田川	堰堤 護岸工外	S60	3	25	建告第654号	S59	2	S62(19) H14(1456,1519)	H14(1456,1519)	H3(96) H8(5)	益田	赤雁		2沖田川-益田-039 II 132109A660400409
				S59	3	30	建告第805号									
181	長谷下川	沖田川	堰堤 護岸工外	S61	1	24	建告第65号	S61	12	S62(31) H14(1551)	H14(1551)	H3(97)	益田	大草		2沖田川-益田-038 II 132109A660400408
182	寺廻川	沖田川	堰堤 護岸工外	S59	3	30	建告第802号	S59	8	S62(11) H14(1436)	H14(1436)	H3(98)	益田	下種		2沖田川-益田-035 II 132109A660400405
183	川下谷川	沖田川	堰堤 護岸工外	S59	3	30	建告第802号	S59		S62(10) H14(1437)	H14(1437)	H3(99)	益田	下種		
184	竜光寺谷川	沖田川	堰堤 護岸工外	S60	3	25	建告第654号	S60	8	S62(17) H14(1448,1520)	H14(1448,1520)	H3(101) H8(9)	益田	下種		2沖田川-益田-030 I 132109A660400400
				S59	3	30	建告第804号									
185	後谷川	沖田川	堰堤 護岸工外	S61	1	24	建告第65号	S61	11	S62(32) H14(1363,1550)	H14(400,1363,15 50)	H3(105,106) H8(12)	益田	種村		2沖田川-益田-024 II 132109A660400394
				S56	5	15	建告第1039号	S57	11							
186	奥の原川	沖田川	堰堤 護岸工外	S62	3	16	建告第672号	H1	12	H14(1590)	H14(1590)	H3(100) H8(13)	益田	下種		2沖田川-益田-031 I 132109A660400401
187	山ノ下谷川	沖田川	堰堤 護岸工外	S60	3	25	建告第654号	S59	3	S62(2) H14(1425,1518)	H14(1425,1518)	H3(102) H8(14)	益田	種村		2沖田川-益田-014 II 132109A660400384
				S59	3	30	建告800号									
188	上山川	沖田川	堰堤 護岸工外	S60	3	25	建告第659号	S60	8	S62(1) H14(1426,1536)	H14(1426,1536)	H3(104) H8(15)	益田	下種		2沖田川-益田-028 I 132109A660400398
				S59	3	30	建告第800号									
189	仙道川	津田川	堰堤 護岸工外	S60	3	25	建告659号	S59	3	S62(9) H14(1438,1537)	H14(1438,1537)	H3(107) H8(1)	益田	大草		2津田川-益田-005 I 132109A660400423
				S59	3	30	建告802号									
190	乙子川	津田川	堰堤 護岸工外	S41	9	9	建告第3123号	S41	10		H16(614)	H3(108) H8(2)	益田	大草		
191	笠川	津田川	護岸工外	S42	3	31	建告第1111号	不明			H16(756)		益田	大草		
192	中津田川	津田川	堰堤 護岸工外	H11	9	24	建告第1757号	H11	3	H14(1870)	H14(1870)	H11(～) H8(4)	益田	津田		2津田川-益田-018 I 132109A660400436
193	末石川	喜阿弥川	堰堤 護岸工外	S54	2	9	建告第143号	S56	1	H14(1337)	H14(1337)	H3(158) H8(1)	益田	喜阿弥		
194	弥ヶ追川	喜阿弥川	設備なし	S52	3	23	建告第367号			H14(1266)	H14(1266)		益田	喜阿弥		
195	向原川	喜阿弥川	堰堤 護岸工外	S52	3	23	建告第367号	S53	2	H14(1267)	H14(1267)	H3(159) H8(3)	益田	喜阿弥		
196	遠田川	その他	護岸工外	S44	2	26	建告第417号	不明		H14(916)	H14(916)		益田	遠田		沿川渓流複数箇所
197	双葉川	その他	護岸工外	S44	2	26	建告第417号	不明			H16(917)		益田	遠田		
198	二見川	その他	堰堤 護岸工外	S43	3	2	建告第259号	S44 S60	10 9		H16(854)	H3(164,165) H8(3)	益田	飯浦		沿川渓流複数箇所
199	飯浦川 (飯浦川)	その他	護岸工外	S26	11	15	建告第971号	不明			H16(228)		益田	飯浦		沿川渓流複数箇所
200	杉迫川	その他	堰堤 護岸工外	S26	11	15	建告第971号	S42	12		H16(226)	H3(166) H8(5)	益田	飯浦		2飯浦川-益田-001 II 132109A660400444
201	大岬川	その他	堰堤 護岸工外	S61	1	24	建告第65号	S62	6	O(1556)	H16(227) O(1556)	H3(167,168)	益田	飯浦		
				S26	11	15	建告第971号									
202	道免川	その他	護岸工外	S53	5	2	建告第921号	不明		H14(1299)	H14(1299)		益田	久城		
203	福井掛川	その他	堰堤 護岸工外	S53	5	2	建告第921号	不明		H14(1300)	H14(1300)	H3(109) H8(10)	益田	久城		
204	竹の尾川	その他	護岸工外	S53	5	2	建告第921号	不明		H14(1298)	H14(1298)		益田	久城		
205	西ヶ溢川	その他	護岸工外	S53	5	2	建告第921号	不明		H14(1302)	H14(1302)		益田	栄		

(2) 地すべり防止区域

整理番号	地区名	位置	地 形			関係戸数	摘要
			勾配(度)	巾(m)	長さ(m)		
	旭町	東町	23	950	210	55	昭和47年7月豪雨により崩壊 上層部に亀裂を生じ防止工事施工
	中垣内	中垣内町	32	1,030	290	14	昭和52.07.05 建設省告示第993号
	遠田	遠田町	18	870	250	44	昭和52.07.05
	中遠田	遠田町	20	1,150	190	47	平成14.01.25 国交省告示第33号
	金地	虫追町	35	840	250	15	昭和55年8月豪雨により崩壊 一部防止工事施工
	桜ヶ丘	元赤城町	22	350	200	56	昭和58年7月豪雨により崩壊 防止工事施工 平成03.03.31 建設省告示第870号
	下本郷	下本郷町 久城町	17	900	170	69	昭和61.03.25 建設省告示第803号 平成23.11.21 国交省告示第1206号
	木部	木部町	18	300	240	22	昭和62.03.16 建設省告示第694号
	多田	多田町	31	370	180	3	昭和63.03.31 建設省告示第835号
	上遠田	遠田町	16	340	155	74	平成01.03.31 建設省告示第870号
	東方寺	遠田町	14	730	390	39	平成02.03.31 建設省告示第835号
	水分	水分町	17	480	160	46	平成04.03.25 建設省告示第962号
	金谷	美都町山本	25	1,000	460	11	平成13.03.21 国交省告示第279号
	都茂上	美都町都茂	40	1,100	430	72	平成13.03.21 国交省告示第278号
	観月	美都町小原	45	1,600	700	13	平成14.05.24 国交省告示第459号
	熊子	美都町小原	25	1420	880	9	平成25.06.25 国交省告示第647号
農地関係	本溢	美都町山本	25	1,400	500	9	昭和53.03.31 農水省告示第411号
"	蛇ノ久保	美都町仙道	20	1,900	700	7	昭和61.12.23 農水省告示第2037号
"	後溢	美都町山本	10	800	700	6	昭和63.03.22 農水省告示第314号
"	喜阿弥	喜阿弥町	15	1000	500	20	平成27.07.06 農水省告示第1708号
林野関係	大滝	向横田町	30	250	840	37	昭和63.96.23 農水省告示第863号
"	三星	神田町	30	780	240	20	平成13.03.06 農水省告示第281号
"	中の谷中	美都町板井川	21	1,100	750	4	昭和62.04.21 農水省告示第483号
"	下都茂	美都町仙道	40	330	300	24	平成10.03.16 農水省告示第379号

(3)急傾斜地崩壊危険区域

番号	区域名	施設名称	指定年月日	県公示番号	位置			備考
					都市	町	字	
1	木部	擁壁工、法枠工	S56.3.31	第336号	益田	木部		
2	大浜	擁壁工、法枠工	S54.11.16	第950号	益田	木部		
3	木部大谷	擁壁工、法枠工	S48.2.23	第120号	益田	木部		
4	汐満	擁壁工(張コンタイプ)	S45.4.21	第345号	益田	木部		
5	下本郷	擁壁工、法枠工	S56.9.29	第906号、第433号	益田	乙吉		
6	滝藏山	擁壁工	S46.9.7	第825号	益田	染羽		
7	住吉	擁壁工、法枠工	S46.9.7	第825号	益田	七尾		
8	多田下の溢	擁壁工、法枠工	S54.4.13	第292号	益田	多田		
9	紅葉ヶ丘	擁壁工、法枠工	S57.5.4	第580号	益田	赤城		
10	赤城	擁壁工、法枠工	S56.3.31	第336号、第433号	益田	赤城		
11	栄	擁壁工、法枠工	S56.3.31	第336号	益田	栄		
12	明見	擁壁工、法枠工	S55.3.21、R4.4.1	第247号、第255号	益田	須子		
13	下内田	擁壁工	S56.9.29	第906号	益田	内田		
14	向内田	擁壁工	S57.5.4、S59.3.30	第580号、第433号	益田	内田		
15	上内田	擁壁工、法枠工	S56.9.29	第906号	益田	内田		
16	上市原	擁壁工、法枠工	S56.9.29	第906号	益田	市原		
17	虫追下	擁壁工、法枠工	S55.3.21	第247号	益田	虫追		
18	虫追	擁壁工、法枠工	S52.8.23	第643号	益田	虫追		
19	下安富	擁壁工、法枠工	S45.7.28	第567号	益田	安富		
20	上安富	擁壁工	S45.7.28	第567号	益田	安富		
21	大境	擁壁工、法枠工	S57.5.4、S59.3.30	第580号、第433号	益田	横田		
22	山本	擁壁工、法枠工	S45.4.21 S59.3.30	第345号、第433号	益田	横田		
23	戸田小浜	擁壁工、法枠工	S46.9.7、H2.11.9	第825号、第1052号	益田	戸田		
24	飯浦港	擁壁工、法枠工	S46.9.7、S54.4.13	第825号、第292号	益田	飯浦		
25	高島	無し	S48.7.13 災S48.7.24	第460号 第494号	益田	土田		
26	上の谷	擁壁工	S57.11.2	第2748号	益田	土田		
27	下の上	擁壁工	S57.11.2	第2748号	益田	西平		
28	中津田	擁壁工	S57.11.2	第2748号	益田	津田		
29	梅月	擁壁工、法枠工	S57.11.2	第2748号、第433号	益田	梅月		
30	平口	法枠工	S59.3.30	第433号	益田	木部		
31	乙吉	擁壁工、法枠工	S59.3.30	第433号	益田	乙吉		
32	津田栄町	擁壁工、法枠工	S59.3.30	第433号	益田	津田		
33	角井1	擁壁工、法枠工	S59.3.30	第433号	益田	須子		
34	須子前神田	擁壁工、法枠工	S59.3.30	第433号、第456号	益田	須子		
35	中内田	擁壁工、法枠工	S59.3.30	第433号	益田	内田		
36	土井2	擁壁工	S59.3.30、S62.3.3	第433号、第253号	益田	土井		
37	山の平	擁壁工、法枠工	S59.3.30	第433号	益田	東		
38	下本郷えび	擁壁工、法枠工	S59.3.30	第433号	益田	下本		
39	市原2	擁壁工、法枠工	S59.3.30	第433号	益田	市原		
40	下本郷2	法枠工	S59.3.30	第433号	益田	下本		
41	久城上西	法枠工	S59.3.30	第433号	益田	久城		
42	大浜西	法枠工	S59.3.30	第433号	益田	木部		
43	木部2	擁壁工	S59.3.30	第433号	益田	木部		
44	本俣賀西	擁壁工、法枠工	S59.3.30	第433号	益田	本俣		
45	上遠田	法枠工	S59.3.30	第433号	益田	遠田		

46	五反田	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	市原		
47	飯田 2	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	高津		
48	平口上	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	木部		
49	羽場	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	安富		
50	須子石原	法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	須子		
51	遠田	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	遠田		
52	多田	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	多田		
53	土田	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号、第 408 号	益田	土田		
54	土田浜	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30、H15. 8. 8 H30. 11. 13	第 433 号、第 683 号 第 719 号	益田	土田		
55	元町寺の溢	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	元		
56	津田	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	津田		
57	安富	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	安富		
58	飯田海老山	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	飯田		
59	水分	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	水分		
60	飯田 1	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	飯田		
61	西多田	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	多田		
62	松原	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	白上		
63	川登	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	川登		
64	飯浦本町	法枠工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	飯浦		
65	栄町	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30、H25. 9. 17	第 433 号、第 639 号	益田	栄		
66	下安富 2	擁壁工、法枠工	S61. 3. 31	第 408 号	益田	安富		
67	上安富 2	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30	第 433 号、第 408 号	益田	安富		
68	市原	擁壁工、法枠工	S61. 3. 31	第 408 号	益田	市原		
69	安富 2	擁壁工、法枠工	S61. 3. 31	第 408 号	益田	安富		
70	土井 3	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号、第 408 号	益田	土井		
71	三界	擁壁工	S63. 3. 31	第 456 号	益田	向横		
72	下平	擁壁工	H1. 3. 31	第 442 号	益田	中垣		
73	白上	擁壁工、法枠工	H1. 3. 31	第 442 号	益田	白上		
74	赤松	擁壁工、法枠工	H2. 2. 27	第 242 号	益田	隅村		
75	黒石	法枠工	H8. 4. 2	第 375 号	益田	遠田		
76	西浜 A	擁壁工、法枠工	H15. 8. 8	第 683 号	益田	遠田		
77	大浜西 2	法枠工			益田	木部		漁港区域と要調整
78	下ヶ原 1	擁壁工	H15. 9. 30	第 820 号	益田	白上		
79	西谷溢	擁壁工、法枠工	H15. 10. 24	第 889 号	益田	大谷		
80	上の原	擁壁工	H15. 6. 27	第 576 号	益田	久々		
81	逢瀬橋前	擁壁工、法枠工	H15. 6. 27	第 576 号	益田	久々		
82	稻葉屋	擁壁工、法枠工	H14. 11. 8	第 948 号	益田	久々		
83	旭ヶ丘	擁壁工、法枠工	H15. 8. 8	第 683 号	益田	東町		
84	進徳	法枠工	H15. 6. 27	第 576 号	益田	遠田		
85	ひばりヶ丘	法枠工	H15. 8. 8	第 683 号	益田	乙吉		
86	大峠	擁壁工、法枠工	H15. 10. 24	第 889 号	益田	久々		
87	下の下	擁壁工、法枠工	H30. 12. 11	第 767 号	益田	西平		
88	高津地方	擁壁工	H30. 12. 11	第 767 号	益田	高津		
89	椎山	法枠工	H30. 12. 11	第 767 号	益田	東町		
90	須子寺溢	不明			益田	須子		危険箇所台帳あり
91	堂河内	擁壁工、法枠工	H17. 10. 28	第 1149 号	益田	久々茂		
92	西谷溢 2	擁壁工、法枠工	H18. 4. 7	第 497 号	益田	大谷		
93	栄 2	ブロック積工	H30. 12. 11、R5. 1. 27	第 767 号、第 61 号	益田	栄		
94	赤城 2	擁壁工	H30. 12. 11	第 767 号	益田	赤城		

95	東町 2	法枠工	H21. 2. 27	第 121 号	益田	東町		
96	小野中	擁壁工、ブロック積工	H19. 12. 21	第 1055 号	益田	白岩		
97	中津田下	擁壁工	H30. 12. 11	第 767 号	益田	津田		
98	和江	擁壁工、法枠工	H24. 4. 3	第 227 号	益田	横田		
99	川平	擁壁工、エネルギー吸收	H26. 9. 9	第 516 号	益田	長沢		
100	上津田 3	擁壁工	H27. 2. 17	第 110 号	益田	津田		
101	南町	擁壁工、法枠工	H28. 7. 1、H30. 5. 18	第 486 号、第 357 号	益田	元		
102	向横田	法枠工	H29. 4. 14	第 217 号	益田	向横田		
103	荒磯	擁壁工、法枠工	H30. 11. 13	第 719 号	益田	西平原		
104	後溢	法枠工	H30. 11. 13	第 719 号	益田	土田		
105	川登 2	法枠工	R1. 10. 1	第 274 号	益田	川登		
106	平原下の中		R6. 9. 3	第 558 号	益田	西平		
美 1	丸茂	擁壁工	S56. 9. 29	第 906 号	益田	美都	丸茂	
美 2	三谷	擁壁工、法枠工	S59. 3. 30、H15. 9. 30	第 433 号、第 820 号	益田	美都	三谷	
美 3	宇津川	擁壁工	S59. 3. 30	第 433 号	益田	美都	宇津川	
美 4	檜谷	擁壁工、法枠工	H1. 3. 31	第 442 号	益田	美都	都茂	
美 5	葛籠	擁壁工	H3. 2. 22	第 193 号	益田	美都	山本	
美 6	朝倉郷	擁壁工	H6. 6. 17	第 604 号	益田	美都	朝倉	
美 7	葛籠下	擁壁工、法枠工	H8. 4. 2	第 375 号	益田	美都	山本	
美 8	郷下	擁壁工	H11. 10. 5	第 735 号	益田	美都	都茂	
美 9	屋敷平	擁壁工、法枠工	H20. 4. 1	第 304 号	益田	美都	都茂	
美 10	酒屋原	擁壁工	H13. 12. 4	第 887 号	益田	美都	仙道	
美 11	郷下 2	擁壁工	H15. 8. 8	第 683 号	益田	美都	都茂	
美 12	屋敷平 2	擁壁工	H20. 4. 1	第 304 号	益田	美都	都茂	
美 13	仙道郷 1	擁壁工	H15. 10. 24	第 890 号	益田	美都	仙道	
美 14	仙道郷 2	擁壁工	H15. 10. 24	第 890 号	益田	美都	仙道	
美 15	城跡 2	擁壁工	H15. 9. 30	第 820 号	益田	美都	朝倉	
美 16	仙道	擁壁工	H15. 10. 24	第 890 号	益田	美都	仙道	
美 17	笛倉郷	擁壁工	H15. 10. 24	第 889 号	益田	美都	笛倉	
美 18	宇津川本郷	法枠工、擁壁工	H15. 12. 19	第 1064 号	益田	美都	宇津川	
美 19	下都茂	擁壁工、法枠工	H15. 8. 8	第 683 号	益田	美都	仙道	
美 20	城跡 1	擁壁工、法枠工	H15. 9. 30	第 820 号	益田	美都	朝倉	
美 21	久保坂 1	擁壁工、法枠工	H17. 9. 13	第 968 号	益田	美都	仙道	
美 22	仙道上 4	擁壁工	H17. 9. 13	第 968 号	益田	美都	仙道	
美 23	笛倉団地	擁壁工	H18. 4. 7	第 497 号	益田	美都	笛倉	
美 24	下都茂 2	擁壁工	H18. 5. 8	第 559 号	益田	美都	仙道	
美 25	川西 1	擁壁工、法枠工	H22. 7. 2	第 445 号	益田	美都	山本	
匹 1	三出原	擁壁工、法枠工	S54. 4. 13	第 292 号	益田	匹見	澄川	
匹 2	広瀬	擁壁工	S55. 3. 21	第 247 号	益田	匹見	広瀬	
匹 3	和又	法枠工	S54. 4. 13	第 292 号	益田	匹見	広瀬	
匹 4	道谷下	擁壁工	S54. 4. 13	第 292 号	益田	匹見	落合	
匹 5	城山	擁壁工、法枠工	S52. 4. 1、H20. 9. 12	第 274 号、第 753 号	益田	匹見	匹見	
匹 6	山根下	擁壁工、法枠工	S56. 3. 31	第 336 号	益田	匹見	匹見	
匹 7	恵比須通り	擁壁工、法枠工	S51. 3. 26	第 206 号、第 643 号	益田	匹見	匹見	
匹 8	出合原	擁壁工	S56. 3. 31	第 336 号	益田	匹見	道川	
匹 9	諫訪	擁壁工、法枠工	H2. 3. 30	第 446 号	益田	匹見	匹見	
匹 10	大津通り	擁壁工、法枠工	H30. 12. 11	第 767 号	益田	匹見	澄川	
匹 11	江田下	擁壁工	H18. 5. 30	第 631 号	益田	匹見	匹見	
匹 12	小原 1	擁壁工	H31. 3. 8	第 151 号	益田	匹見	紙祖	

(4) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域総括表

2025.4.1 時点(R7.4.1)

公民館名	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
	土石流	急傾斜	地すべり	計	土石流	急傾斜	地すべり	計
旧益田市								
鎌手	32	78	8	118	7	78	0	85
種	68	56	0	124	15	56	0	71
二条	59	98	1	158	6	97	0	103
美濃	74	63	0	137	4	63	0	67
小野	41	65	1	107	6	64	0	70
北仙道	47	74	0	121	7	74	0	81
西益田	74	81	3	158	17	81	0	98
高津	42	55	0	97	8	54	0	62
豊川	40	46	1	87	11	46	0	57
豊田	91	67	0	158	9	66	0	75
中西	76	102	2	180	21	102	0	123
真砂	94	77	1	172	26	73	0	99
益田	17	32	1	50	4	31	0	35
吉田	38	71	4	113	1	69	0	70
安田	22	68	3	93	4	67	0	71
計	815	1,033	25	1,873	146	1,021	0	1,167
計美都町								
東仙道	73	57	4	134	14	56	0	70
二川	40	52	2	94	7	46	0	53
都茂	103	95	5	203	13	88	0	101
計	216	204	11	431	34	190	0	224
旧匹見町								
道川	47	43	1	91	11	43	0	54
匹見上	94	87	4	185	29	873	0	116
匹見下	75	72	3	150	31	72	0	103
計	216	202	8	426	71	202	0	273
総計	1,247	1,439	44	2,730	251	1,413	0	1,664

(5) 溜池危険箇所

防災重点農業用ため池(人的被害を与える恐れのあるため池)

番号	溜池名	位置	番号	溜池名	位置
1	上大堤	西平原町	18	雁丁堤	白上町
2	平岩堤	山折町	19	向原堤	喜阿弥町
3	小山折堤	山折町	20	宮ヶ谷堤	戸田町
4	小神出	遠田町	21	溢頭池	戸田町
5	新堤（遠田）	遠田町	22	西谷堤	戸田町
6	神出堤	遠田町	23	西ヶ迫	戸田町
7	赤松堤	遠田町	24	佐々木堤	西平原町
8	並良堤	遠田町	25	伏谷の堤	遠田町
9	黒石堤	遠田町	26	島本堤	川登町
10	四反田堤	遠田町	27	上堤	中垣内町
11	大堤	下本郷町	28	亀ヶ迫	内田町
12	荒巻堤	東町	29	上ヶ原堤	左ヶ山町
13	蟠竜湖	高津町	30	大堤下	上黒谷町
14	火ノ谷	横田町	31	大堤上	上黒谷町
15	タカノス堤	津田町	32	大智寺池	美都町
16	本片子	遠田町	33	堤郷池	美都町
17	中堤	虫追町			

警戒ため池

番号	溜池名	位置	番号	溜池名	位置
1	豊川堤	山折町	20	蓮堤	遠田町
2	山ノ谷	山折町	21	横尾堤	下本郷町
3	弥谷堤	遠田町	22	北ヶ迫堤	下本郷町
4	大堤	東町	23	下堤	川登町
5	新堤	東町	24	狩畠堤	中垣内町
6	矢原堤	飯田町	25	新堤	中垣内町
7	新堤	虫追町	26	鳥峠堤	白上町
8	鳥峠堤	虫追町	27	岡山堤	虫追町
9	ウルシギ堤	左ヶ山町	28	下ヶ原堤	白上町
10	サイノモト堤	内田町	29	上堤	桂平町
11	山ヶ谷堤	美濃地町	30	下堤	桂平町
12	新堤	桂平町	31	石橋堤	上黒谷町
13	船越堤	喜阿弥	32	新堤	戸田町
14	道渡堤	喜阿弥町	33	吉郎堤	喜阿弥町
15	門前堤	喜阿弥町	34	上吉郎堤	喜阿弥町
16	末石堤	喜阿弥町	35	鬼輪堤	喜阿弥町
17	奥池	喜阿弥町	36	金山堤	喜阿弥町
18	大判手堤	戸田町	37	湯壺堤	喜阿弥町

19	流末ため池	遠田町	38	でんすけ堤	喜阿弥町
39	新井堤	金山町	53	山本堤	戸田町
40	長戸堤	金山町	54	石塔寺	横田町
41	渡辺堤	上里谷町	55	岡崎堤池	白上町
42	有田下堤	美濃地町	56	茅原池	美都町
43	大町堤	西平原町	57	古屋敷池	美都町
44	今明堤	土田町	58	観月峠池	美都町
45	中屋堤	金山町	59	桂池	美都町
46	柳ヶ溢堤	有田町	60	岩ヶ原池	美都町
47	平野屋堤	美濃地町	61	福屋池	美都町
48	峠溢堤	美濃地町	62	田屋池	美都町
49	赤羽根堤	美濃地町	63	大平池	美都町
50	竹内堤	喜阿弥町	64	堤郷池	美都町
51	中島堤	喜阿弥町	65	堤池	美都町
52	奥ノ溢堤	白上町	66	水ヶ益谷	匹見町

#### (6) 海岸侵食危険箇所

地 区	町 名	危険箇所延長(m)	人家戸数	公共施設
遠田	遠田町	400	16	鉄道・神社

### 津波危険区域

#### (1) 津波、高潮危険区域

区 域	被 災 対 象			最 低 民 地		密 集 地	
	世帯数	人 口	面 積	海 披	1.50m	海 披	2~4m
飯浦町	152	296	1,800 m <sup>2</sup>	海 披	1.50m	海 披	2~4m
小浜町	100	204	840	〃	1.90	〃	4~6
高津七、八丁目	9	16		〃	1.80	〃	2~5
津田町	225	492	760	〃	2.10	〃	3~5
木部町	109	247	720	〃	1.75	〃	2.5~4
〃(大浜地区)	145	309	500	〃	1.48	〃	3~5
土田町	111	229	400	〃	1.60	〃	3~4

## (2) 津波想定

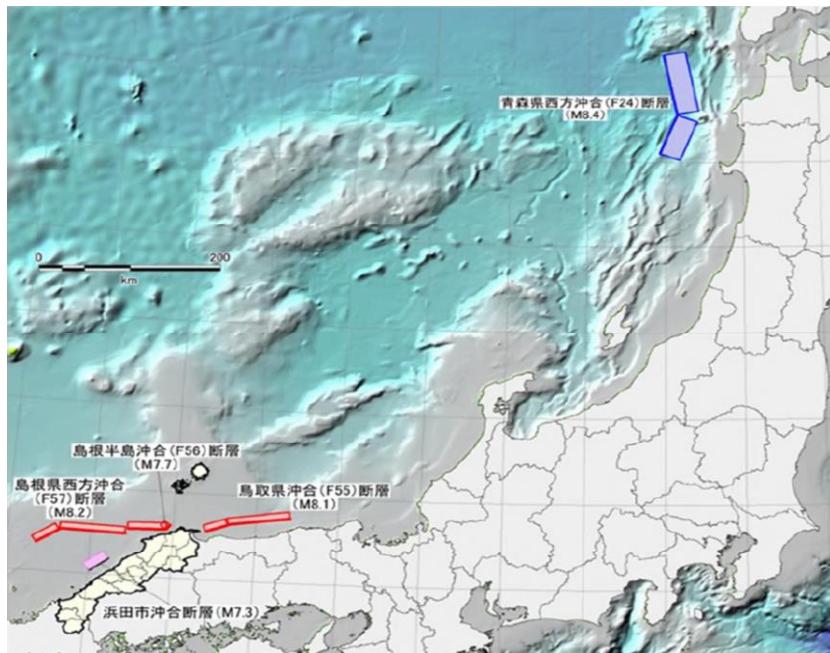
「島根県地震・津波被害想定調査報告書」における想定地震（海域地震）は、下記の5地震であり、島根県は、県内全域についての各地震に伴う津波被害想定を実施した。

	想定地震名	地震規模 (Mj)	地震のタイプ	想定理由
海 域 の 地 震	青森県西方沖合 (F24) 断層の地震	8.4	海域の浅い地震	国調査
	鳥取県沖合 (F55) 断層の地震	8.1	海域の浅い地震	国調査
	島根半島沖合 (F56) 断層の地震	7.7	海域の浅い地震	国調査
	島根県西方沖合 (F57) 断層の地震	8.2	海域の浅い地震	国調査
	浜田市沖合断層の地震	7.3	海域の浅い地震	歴史地震

(Mj) = 気象庁マグニチュード

このうち、益田市への影響が想定されるのは、次の3つの断層による地震とされている。

- ・青森県西方沖合断層 (F24) の地震
- ・島根県西方沖合断層 (F57) の地震
- ・浜田市沖合断層の地震



## (3) 想定される津波高

想定地震名	地震規模 (Mj)	津波到達代表地点	津波最高水位	最大波到着時間
青森県西方沖合断層 (F24) の地震	8.4	土田漁港	2.28m	3時間16分
島根県西方沖合断層 (F57) の地震	8.2	土田漁港	3.48m	47分
浜田市沖合断層の地震	7.3	土田漁港	1.22m	22分

Mj = 気象庁マグニチュード

#### (4) 浸水被害

島根県西方沖合断層（F57）の地震に伴って発生する津波が、益田市内において最大津波高となって到達することが予想され、この津波によって、飯浦町、小浜町、高津七丁目、高津八丁目、津田町、木部町、土田町の一部に浸水被害が起きることが想定される。

#### (5) 建物被害

(2)により、半壊26棟、床上浸水50棟、床下浸水99棟の被害が想定される。

#### (6) 道路被害

飯浦町、小浜町、津田町、木部町、土田町で海岸に面した市道や、里道の一部に浸水被害が起きることが想定される。

#### (7) 港湾被害

益田港、遠田港、持石港、喜阿弥港、高島港で岸壁等の一部に浸水被害が起きることが想定されるが、津波による港湾施設の大きな被害は想定されない。

#### (8) 漁港被害

飯浦漁港、小浜漁港、津田漁港、木部漁港、大浜漁港、土田漁港で岸壁等の一部に浸水被害が起きることが想定されるが、津波による漁港施設の大きな被害は想定されない。

#### (9) 人的被害

島根県西方沖合断層（F57）による地震により、地震発生後全く避難しなかった場合、5時の発生では6人、12時の発生では3人、18時の発生では4人の死者数があることが想定されている。

山地災害危険地区一覧表

(令和3年4月1日現在)

公民館区	山腹崩壊	崩壊土砂流出	計
益田	9	6	15
吉田	18	9	27
高津	26	16	42
安田	26	14	40
鎌手	47	32	79
種	36	52	88
北仙道	29	20	49
豊川	26	28	54
真砂	60	51	111
豊田	55	42	97
西益田	55	74	129
二条	65	44	109
美濃	34	43	77
小野	51	46	97
中西	80	50	130
東仙道	48	42	90
都茂	49	69	118
二川	36	58	94
匹見上	48	100	148
匹見下	36	50	86
道川	20	65	85
計	854	911	1,765

なお、各山地災害危険地区の位置、区域は、島根県のホームページ  
「マップ Onしまね」に掲載

・山腹崩壊危険地区

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1057>

・崩壊土砂流出危険地区

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1060>

## 第3節 各災害種別の予防計画

### 1. 浸水・波浪・高潮災害に対する予防

#### (1) 危険区域の巡視目的

危険地域の巡視は、消防団員をもって巡視体制の充実を図るものとする。

なお、第2節の「災害危険区域の指定及び警戒」で定めた警戒責任者は、気象庁から予報及び警報が発せられたとき、又は異常気象等により必要と認めたときは、危険箇所を巡視警戒し、異常のあったときは、直ちに災害防止の措置を講ずるとともに、益田市水防本部（益田広域消防本部、益田市消防団本部）、又は指定水防管理団体（益田市）に連絡するものとする。

#### (2) ダム管理に関する措置

ダムの管理者は、洪水時等においては、ダム操作規定を遵守し、災害防止に万全を期すものとする。降雨時又は災害時においてダム操作規定による放流を行うときは、施設管理者は事前にその旨を市長に通報するものとする。なお、その際の関係機関への通知先等は、附属資料のとおりである。また、ダム警報活動は、附属資料のとおりである。

ダムの名称	所在地	目的	管理者
津田川ダム	島根県益田市大草町	防災調整	益田県土整備事務所
嵯峨谷ダム	島根県益田市美都町都茂	防災調整	益田県土整備事務所
大峠ダム	島根県益田市美都町笹倉	洪水調整	益田県土整備事務所
笹倉ダム	島根県益田市美都町笹倉	不特定用水	益田県土整備事務所
益田川ダム	島根県益田市久々茂町	洪水調整	益田県土整備事務所

#### (3) 用排水施設の防災措置

用排水施設の管理者等は、未然に行う防災措置として、定期的に用排水施設の点検を行うものとする。また、災害が発生する恐れのあるときには、定められた措置を講ずるとともに、その状況を市長に連絡するものとする。

#### (4) 水防資機材の点検配備

市は、平素から備蓄防災資機材の点検補充整備を行い、異常気象等災害の発生の恐れがある場合は、必要に応じて資機材等の現場配備を行うものとする。また、計画的に水防倉庫の整備を図るものとする。

#### (5) 気象情報等の放送

異常気象の際は、雨量等の状況を必要に応じて一般に放送し、住民生活への影響に関する情報等の提供を行う。

#### (6) 護岸工事の促進

市は、県と協力し、波浪や異常潮位などによる被害がおよぶ地域に対する護岸、防波堤の補強その他施設の整備を促進し、風害の防止・軽減を図る。

#### (7) 法定協議会等による連携体制構築

気候変動による影響を踏まえ、国及び県が組織する洪水氾濫による被害を社会全体で軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」「県管理河川に関する減災対策協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

## 2. 土砂災害に対する予防

### (1) 予防査察の実施

市は、土砂災害に対する危険区域の把握のため、県による土砂災害危険箇所調査をもとに、県と協力して各種調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定箇所（「急傾斜地の崩壊」「土石流」は平成18、19年度に、「地すべり」については、平成26年度に指定）及び土砂災害特別警戒区域（「急傾斜地の崩壊」「土石流」については、令和2年度に指定）の周知及び対策を促進する。また、該当の地すべり区域について巡視を行い、危険の発見に努める。

### (2) 警戒避難体制の整備

市は①土砂災害警戒情報や補足情報等を参考にして、土砂災害警戒区域ごとに防災活動や避難指示等を適時適切におこなうこと、②土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報の伝達、避難救助等の情報を住民に周知すること、③避難訓練、災害時要配慮者利用施設への情報伝達を行うこと。

地すべり発生は、前兆をともなうことが一般的である。市は、特に危険度の高い地すべり防止区域について、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整えるとともに、被害がおよぶと考えられる地域においては、警戒体制を確立し、被害の軽減を図るものとする。

### (3) がけ崩れ災害の防止

市は、県等と協力し、急傾斜地崩壊危険区域の指定要件を備えながら未指定となっている地区について、同区域の指定及び指定に伴う対策工事の実施に努め、災害の未然防止を図る。

### (4) 地すべり防止工事の促進

市は、県等と協力し、地すべりによる変状が発生している地域について、緊急度に応じ、地すべり防止区域に指定を促進する、順次防止工事の実施に努め、地すべりの防止又は軽減を図る。

### (5) 土石流災害の防止

国土交通省により砂防指定地に指定された土地に対しては、砂防工事の実施及び土砂災害防止のための立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

砂防工事には、山腹工(荒廃した土地の回復)、砂防堰堤工(土石の流出を抑制、抑止する)、床固工(溪床の安定)、溪流保全工(溪岸の安定、海岸保全工)等がある。

市は、県等と協力し、緊急度の高いものから計画的にそれらの対策工事の実施に努める。

### (6) 住宅移転の促進等

市及び県は災害危険区域を指定し、当該区域内において、住宅等の建築制限を行う。また、土砂災害防止法及び島根県建築基準法施行条例第4条に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、がけ地近接等危険住宅移転事業の促進を図る。

## 3. 豪雪に対する災害予防

豪雪災害に備え、次により主要幹線の確保及び主要食糧等の確保を図り、豪雪に対する災害を防止するものとする。

### (1) 主要幹線の指定確保

異常降雪のための災害予防として、まずもって交通輸送の路線を確保することが肝要であるので市域の主要幹線をあらかじめ指定して優先除雪を行うものとする。なお除雪については第3章災害応急対策計画の第9節除雪計画で定めるところによる。

### (2) 主要食糧等の確保

豪雪時の主要食糧確保にあたっては、関係機関と事前協議し十分調整を図っておくとともに、関係団体、生産者及び米穀取扱業者の協力を得て消費米穀の確保、生鮮食料品の確保、調味料及び燃料等の確保が円滑にできるよう計画を立てておくものとする。

### (3) 医療措置

- ア 豪雪時における山間地域での急患の搬送及び救急体制については、関係機関、医師及び地区住民等とあらかじめ協議しておき、関係者の協力を得て、現状に即した適切な措置を行うものとする。
- イ 交通が途絶し、かつ、医療機関がない地区には、医薬品を備蓄し応急治療ができるよう配意するものとする。

## 4. 大火に対する災害予防

大火に対する災害予防については、益田市消防計画の定めるところによるほか消防関係法令（市条例、規制等含む）に基づき、平常の業務を通じて実施するものとし、特に火災予防査察を強力に進め、かつ防火知識の普及を図って火災による災害防止に努めるものとする。

## 第7節 避難活動

### 1. 避難所一覧

避難所（一時避難所、指定緊急避難場所、指定避難所）については、下記に掲載されている場所の中から最寄りの一番安全な所（地区は問いません）へ避難して下さい。

災害が起きた際は、下記の避難所へ必ず避難しなければならないわけではありません。

自宅等に災害の危険がない場合は、避難所へ避難することで、逆に危険な場合があるので注意して下さい。

なお、災害の種類や状況によって、避難に適さない避難所もありますので、周囲の状況や正確な災害情報を確認し、自らの判断で避難して下さい。

また、指定避難所は、災害の状況に応じて市の判断で開設しますが、災害の規模によっては開設に時間がかかる場合があります。

#### 一時避難所 (避難所開設予定場所)

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する施設。開設が長期になる見通しの場合は、指定避難所へ移動していただくこともあります。夜間や休日等、施設ごとに利用方法が異なりますので、利用者と施設で確認していただくこととなります。

※市が開設避難所ではありません。

各小中学校、各地区集会所、各地区公民館、寺社など

#### 指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。

各小中学校のグラウンド  
運動公園など

#### 指定避難所

災害の危険性があり、避難した住民が災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に避難する施設。主に市が所有する公共の施設で、基本的には市が開設して運営する避難所です。

各小中学校の体育館、各地区公民館  
市民体育館など

### 避難所適否の判断(災害種別の○×△)について

洪 水	○	避難に適した施設(浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域外にある施設) ※洪水予報河川(高津川、匹見川、益田川) 及び水位周知河川(高津川派川、白上川)の対象区間以外の河川洪水は想定していません
	×	避難に適さない施設(浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域内の施設)
	△	浸水想定区域内の施設だが、2階以上への避難が可能な施設 ※原則は浸水想定区域の外へ避難して下さい
土砂灾害	○	避難に適した施設(土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域外の施設)
	×	避難に適さない施設(土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内の施設)
地 震	○	避難に適した施設(新耐震基準に適合した施設)
	×	避難に適さない施設(新耐震基準に適さない施設)
津 波	○	標高10m以上にある施設 ※あくまで避難の目安ですので、できる限り高い場所への避難が望ましいです
	×	標高10m未満にある施設

番号	一時 避難所	指定緊急 避難場所	指 定 避難所	施 設 名	施設所在地	災害の種類				特設 公衆 電話	収容 能力	電話
						洪 水	土 砂 災 害	地 震	津 波			
1	○			医光寺	染羽町	○	×	×	○		80	22-1668
2	○		○	益田東高等学校	染羽町	△	×	○	○		510	23-3435
3	○			益田ひかり保育所	七尾町	○	○	○	×		50	22-1467
4	○			益田高等学校	七尾町	△	×	○	×		690	22-0044
5	○			妙義寺(益田幼稚園)	七尾町	△	×	○	×		200	22-3126
6	○			住吉神社(社務所)	七尾町	○	×	×	×		300	23-7499
7	○			順念寺	七尾町	×	○	×	×		100	22-2814

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定期定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
8	○			益田公民館（島田屋）	本町	×	○	×	×		125	23-5752
	○			益田小学校（校舎）	本町	×	○	○	○	◎		22-2395
9	○	○		益田小学校（グラウンド）	本町	×	○	○	○			
			○	益田小学校（体育館）	本町	×	○	○	○		302	
10	○			三好家	幸町	△	○	○	×		130	23-3448
11	○			松江地方裁判所益田支部	幸町	△	○	○	×		150	22-0365
12	○			石見交通（株）	幸町	△	○	×	×		25	22-1100
13	○			机崎神社	土井町	○	○	×	×		50	22-3045
14	○			県益田合同庁舎	昭和町	△	○	○	×		100	31-9505
15	○			明誠高等学校	三宅町	×	○	○	×		341	22-1052
16	○			めばえ保育園	東町	○	×	○	○		60	22-7343
17	○			山ノ平集会所	東町	○	○	○	○		27	
	○			益田東中学校（校舎）	東町	○	○	○	○	◎		22-5011
18	○	○		益田東中学校（グラウンド）	東町	○	○	○	○			
			○	益田東中学校（体育館）	東町	○	○	○	○		479	
19	○			旭町集会所	東町	○	×	○	○		100	23-2197
20	○			すみれ保育園	東町	△	○	○	×		60	23-2655
21	○			広域クリーンセンター	多田町	○	○	○	○		50	31-4153
22	○			多田大元神社	多田町	○	○	×	○		50	
23	○			多田公民館	多田町	×	○	○	○		150	22-2731
24	○			芸術文化センターグラントワ	有明町	△	○	○	×		150	31-1800
25	○			吉田こども園	水分町	○	×	○	×		150	22-1730
	○			吉田南小学校（校舎）	水分町	○	○	○	○	◎		23-2321
26	○	○		吉田南小学校（グラウンド）	水分町	○	○	○	○			
			○	吉田南小学校（体育館）	水分町	○	○	○	○		346	
27	○			興順寺	水分町	○	×	×	×		150	22-2238
28	○		○	市立図書館	常盤町	△	○	○	×		200	22-4222
29	○		○	市役所	常盤町	△	○	○	×		600	31-0100
30	○			益田郵便局	常盤町	△	○	○	×		100	22-0601
31	○			キヌヤ益田ショッピングセンター	常盤町	△	○	○	×		200	23-0865
32	○		○	市民学習センター（吉田公民館）	元町	○	×	×	×	◎	500	31-0620
33	○			益田商工会議所	元町	○	○	×	×		300	22-0088
34	○			延命寺	元町	○	×	×	×		100	22-0933
35	○			益田労働会館	駅前町	△	○	○	×		100	22-1280
36	○		○	駅前ビルE A G A	駅前町	△	○	○	×		200	31-0214
37		○		市役所前広場	駅前町	×	○	○	×		450	31-0351

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定期定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
38	○			益田中学校（校舎）	栄町	○	×	○	○	◎		22-2390
		○		益田中学校（グラウンド）	栄町	○	×	○	○			
	○	○		益田中学校（体育館）	栄町	○	○	○	○		647	
39	○			天理教南本郷分教会	栄町	○	×	○	○		150	22-1320
40	○			西福寺	中島町	○	×	×	×		150	22-3574
41	○			大塚集会所	中島町	○	○	×	×		150	
42	○		○	水防センター	中島町	△	○	○	×	◎	100	25-7211
43	○			吉田小学校（校舎）	中吉田町	△	○	○	×	◎		22-2385
		○		吉田小学校（グラウンド）	中吉田町	×	○	○	×			
	○	○		吉田小学校（体育館）	中吉田町	×	○	○	×		338	
44	○			中須会館	中須町	×	○	○	×		100	
45	○			専光寺	久城町	○	○	○	○		50	22-1315
46	○			久城会館	久城町	○	○	○	○		50	
47	○			櫛代賀姫神社	久城町	○	○	×	○		50	24-1398
48	○			原浜保育所（新）	久城町	○	○	○	○		437	23-0567
49	○			原浜保育所（旧）	久城町	○	○	×	○			
50	○			久城北自治会集会所	久城町	○	○	×	○		50	
51	○			県営住宅集会所	久城町	○	○	○	○		50	
52	○			下本郷ふれあい会館	下本郷町	○	○	○	×		60	
53		○		益田運動公園	乙吉町	○	○	○	○			
54	○		○	市民体育館	乙吉町	○	○	○	○	◎	1,000	23-6283
55	○			雪舟保育所	乙吉町	○	×	○	○		200	22-8658
56	○			イオン益田店	乙吉町	△	○	○	×			31-0330
57	○			天理教吉益分教会	あけぼの西町	×	○	×	×		500	22-0519
58	○			中須保育所	かもしま東町	×	○	○	×			22-3215
59	○			益田水質管理センター	かもしま東町	×	○	○	×		50	
60	○			万葉公園	高津町	○	○	○	○		300	22-2133
61	○			ホテルサンパレス益田	高津町	○	○	○	○		250	23-3800
62	○			持石会館	高津町	○	×	○	○		100	
63	○			三里ヶ浜会館	高津町	○	○	×	○		50	
64	○			高津小学校（校舎）	高津一丁目	△	○	○	×	◎		22-0733
		○		高津小学校（グラウンド）	高津一丁目	×	○	○	×			
	○	○		高津小学校（体育館）	高津一丁目	×	○	○	×		342	
65	○		○	高津公民館	高津二丁目	×	○	○	×	◎	100	23-1791

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定期定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
66	○			浜寄会館	高津三丁目	○	○	○	○		100	
	○			高津中学校（校舎）	高津三丁目	○	×	○	○	◎		22-1001
67		○		高津中学校（グラウンド）	高津三丁目	○	○	○	○			
	○	○		高津中学校（体育館）	高津三丁目	○	○	○	○		525	
68	○			益田翔陽高等学校	高津三丁目	○	○	○	○		680	22-0642
69	○			希望の里	高津三丁目	○	○	○	○		100	24-2223
70	○			万葉苑	高津四丁目	○	○	○	○		150	22-8588
71	○			西部高等技術校	高津四丁目	○	○	○	○		70	22-2450
72	○			(旧) 益田場外発売所	高津四丁目	○	○	○	○		350	23-3733
73	○			松ヶ丘集会所	高津四丁目	○	○	○	○		50	
74	○			松ヶ丘病院	高津四丁目	○	○	○	○		100	22-8711
75	○			連理松センター	高津五丁目	○	○	×	○		100	23-6298
76	○			角井公民館（角井老人の家）	須子町	○	○	×	○		50	23-5302
77	○			須子八幡宮	須子町	○	×	×	○		50	22-3452
78	○			海雲寺（明星保育園）	須子町	○	×	○	○		150	22-2440
79	○			須子文化福祉会館	須子町	×	○	×	×		150	22-5454
80	○			益田市総合福祉センター	須子町	×	○	○	×	◎	200	22-7256
81	○		○	人権センター	須子町	×	○	○	×	◎	190	31-0412
82	○			典礼閣	須子町	×	○	×	×		50	24-0983
83	○			市営須子住宅集会所	須子町	○	×	○	○		150	
84	○			明見団地集会所	須子町	○	×	×	○		150	
85	○			飯田祖靈社・飯田八幡宮	飯田町	○	×	×	○		180	23-2602
86	○			飯田児童館	飯田町	×	○	○	×		300	22-1638
87	○			源向寺	飯田町	○	×	×	○		50	
88	○			(株) ジュンテンドージャストホール	遠田町	○	○	○	○		200	23-5252
89	○			益田地域医療センター医師会病院	遠田町	○	○	○	○		300	22-3611
	○			安田小学校（校舎）	遠田町	○	×	○	○	◎		27-0019
90		○		安田小学校（グラウンド）	遠田町	○	○	○	○			
	○	○		安田小学校（体育館）	遠田町	○	○	○	○		212	
91	○			進徳寺	遠田町	○	○	×	○		100	27-0403
92	○		○	安田公民館	遠田町	○	○	○	○	◎	60	27-0001
	○			東陽中学校（校舎）	津田町	△	○	○	○			27-0027
93		○		東陽中学校（グラウンド）	津田町	×	×	○	○			
	○	○		東陽中学校（体育館）	津田町	×	×	○	○		299	
94	○			観音寺	津田町	○	○	×	×		50	27-0063
95	○			専龍寺	津田町	×	×	×	○		100	27-0020

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定期定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
96	○		○	北仙道公民館（体育館）	大草町	○	○	○	○	◎	213	22-0218
97	○			ギャラリーひれふり	大草町	○	×	○	○		100	
98	○			明顯寺	大草町	○	○	×	○		50	23-3075
99	○			山折集会所	山折町	○	○	○	○		20	
100	○			乙子集会所	乙子町	○	○	○	○		30	
101	○			赤雁八幡宮	赤雁町	×	×	×	○		50	
102	○			土田漁村センター	土田町	○	○	○	×		50	27-0509
103	○			土田集会所	土田町	×	○	○	○		50	
104	○			上ノ谷老人集会所	土田町	○	×	×	○		30	27-1442
105	○			金山公民館、三剣神社	金山町	○	○	×	○		250	27-0647
106	○			浄本寺	金山町	○	○	×	○		100	27-1451
	○			鎌手小学校（校舎）	西平原町	○	×	○	○	◎		27-0504
106		○		鎌手小学校（グラウンド）	西平原町	○	×	○	○			
	○	○		鎌手小学校（体育館）	西平原町	○	×	○	○		300	
107		○		(旧) 鎌手中学校(グラウンド)	西平原町	○	○	○	○			
108	○			西楽寺	西平原町	○	○	×	○		80	27-0547
109	○		○	鎌手公民館	西平原町	○	×	○	○		60	27-0501
110	○			浄円寺	木部町	○	×	×	○		100	27-0575
111	○			漁協大浜水産センター	木部町	○	×	×	×		100	27-0834
112	○			平口会館	木部町	○	○	×	○		30	
113	○		○	種公民館	下種町	×	○	○	○	◎	100	27-1008
114	○			龍光寺	下種町	○	×	×	○		50	27-0931
115	○			川下集会所	下種町	○	×	×	○		15	
116	○			後谷集会所	種村町	○	○	○	○		10	
	○			豊川小学校（校舎）	大谷町	○	×	○	○	◎		22-2368
117		○		豊川小学校（グラウンド）	大谷町	×	×	○	○			
	○	○		豊川小学校（体育館）	大谷町	○	×	○	○		229	
118	○		○	豊川公民館	大谷町	×	×	×	○	◎	50	22-0205
119	○			野坂集会所	大谷町	○	○	○	○		60	
120	○			大畠建設㈱	大谷町	×	○	○	○		200	23-3530
121	○			久々茂惣八幡宮	久々茂町	○	○	○	○		150	22-4874
122	○			岩槻公民館	岩倉町	○	○	×	○		60	
	○			地域活性化交流館	波田町	○	×	○	○			
123		○		真砂小学校（グラウンド）	波田町	○	×	○	○			
	○	○		真砂小学校（体育館）	波田町	○	○	○	○		170	
124	○			原集会所（集福寺跡）	波田町	○	×	×	○		50	
125	○			下波田集会所	下波田町	○	×	○	○		100	

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定期定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
126	○			城山会館 ((旧)馬谷小学校)	馬谷町	×	×	×	○		100	
127	○			大屋形多目的集会所	馬谷町	○	○	×	○		60	
128	○			柿原集会所	長沢町	×	×	○	○		30	
129	○			西長沢集会所	長沢町	×	×	○	○		30	
130	○		○	豊田公民館	横田町	×	×	○	○	◎	150	25-2222
131	○			長寅寺	横田町	○	×	×	○		50	25-1035
	○			西益田小学校 (校舎)	横田町	△	○	○	○	◎		25-2555
132	○			西益田小学校 (グラウンド)	横田町	×	○	○	○			
				西益田小学校 (体育館)	横田町	×	○	○	○		338	
	○			横田中学校 (校舎)	横田町	△	○	○	○			25-2001
133	○			横田中学校 (グラウンド)	横田町	×	○	○	○			
				横田中学校 (体育館)	横田町	×	○	○	○		406	
134	○			益田市障害者福祉センター「あゆみの里」	横田町	×	○	○	○		30	31-5100
135	○			障害者就労支援事業所「のぞみの里」	横田町	×	○	○	○		50	25-1713
136	○			豊田神社	横田町	○	○	×	○		20	
137	○			島根県立益田養護学校 (体育館)	横田町	△	○	○	○		300	31-5111
138	○			和江集会所	横田町	×	×	○	○		50	
139	○			上野上集会所	横田町	○	○	○	○		50	
140	○			大境集会所	横田町	×	○	○	○		20	
141	○			山本集会所	横田町	×	○	○	○		20	
142	○			教正寺	安富町	○	○	×	○		50	
143	○			安富神社	安富町	○	×	×	○		95	
144	○			養光寺	安富町	○	○	×	○		50	25-2721
145	○			Mランド益田校	安富町	○	○	×	○		300	31-5050
146	○			(株)益田クッキングフーズ	安富町	×	○	○	○		100	25-2566
147	○			梅賀山コミュニティセンター	本俣賀町	○	×	○	○		250	
148	○			大元神社大平山 (左ヶ山中集会所)	左ヶ山町	○	○	×	○		50	
149	○			小俣賀集会所 (大歳神社)	左ヶ山町	○	×	×	○		50	
150	○			西益田公民館	神田町	×	○	×	○	◎	150	25-1564
151	○			神田保育園	神田町	○	○	○	○		100	25-2094
152	○			永沢寺	神田町	×	○	×	○		60	25-2441

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定期定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
153	○			清流苑	神田町	○	○	○	○		120	31-5037
154	○			段町内集会所	神田町	○	○	×	○		30	
155	○			御所原公民館	神田町	○	○	×	○		40	
156	○			高城神社	神田町	○	○	×	○		50	
157	○			薬師堂（三星集会所）	神田町	○	×	×	○		60	
158	○			得台寺	向横田町	×	○	×	○		50	25-2049
159	○			向横田集会所（向横田八幡宮）	向横田町	×	×	×	○		100	
160	○			向横田老人憩いの家（向横田公民館）	向横田町	×	×	×	○		50	
161	○			赤松多目的集会所	隅村町	○	×	○	○		50	
162	○			隅村集会所	隅村町	○	○	×	○		50	
163	○			白岩地区多目的集会所	白岩町	×	×	○	○		60	
164	○			小野集会所	白岩町	○	○	○	○		50	
165	○			八ヶ瀬公民館	薄原町	×	×	○	○		40	
166	○			大峯破集会所	薄原町	○	×	×	○		35	
167	○	○		二条公民館	桂平町	×	○	○	○	◎	100	29-0001
	○			桂平小学校（校舎）	桂平町	○	○	○	○	◎		29-0019
168	○	○		桂平小学校（グラウンド）	桂平町	○	○	○	○			
	○	○		桂平小学校（体育館）	桂平町	○	○	○	○		138	
169	○			桂平八幡宮	桂平町	○	×	×	○		30	
170	○			中倉集会所	黒周町	○	○	×	○		50	29-0438
171	○			下黒谷集会所（俱楽部楽友館）	黒周町	○	○	○	○			
172	○			本郷集会所	柏原町	○	○	○	○		80	
173	○			弋ヶ田原集会所	愛栄町	○	×	×	○		50	
174	○	○		美濃公民館	美濃地町	○	○	○	○	◎	150	29-0031
175		○		(旧) 美濃小学校（グラウンド）	美濃地町	○	○	○	○			
176	○			東光寺	美濃地町	○	○	×	○		30	29-0056
177	○			下城九郎集会所	美濃地町	○	○	○	○		50	
178	○			河内集会所	美濃地町	○	○	○	○		50	
179	○			薬王寺	有田町	○	×	×	○			
180	○			有田下集会所	有田町	○	○	×	○		50	
181	○			J F しまね飯浦出張所	飯浦町	○	○	○	×		200	28-0061
182	○			ふれあい福祉館	飯浦町	○	×	○	×		50	28-1497
183	○			浄念寺	飯浦町	○	×	×	×		28	28-0423
184	○			明円寺	小浜町	○	○	×	×		100	28-0019
185	○			J F しまね小浜連絡所	小浜町	○	○	×	×		40	28-0004
	○			小野中学校（校舎）	戸田町	○	○	○	○	◎		28-0011
186		○		小野中学校（グラウンド）	戸田町	○	○	○	○			

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定期定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
	○		○	小野中学校（体育館）	戸田町	○	○	○	○		358	
187	○		○	小野公民館	戸田町	○	○	○	○		100	28-0001
188	○			戸田小学校（校舎）	戸田町	○	○	○	○			28-0009
		○		戸田小学校（グラウンド）	戸田町	○	○	○	○			
	○		○	戸田小学校（体育館）	戸田町	○	○	○	○		315	
189	○			滑集会所	喜阿弥町	○	○	×	○		50	
190	○			札場集会所	喜阿弥町	○	○	×	○		150	28-0589
191	○			開発地営農研修センター	喜阿弥町	○	○	○	○		110	28-0022
192	○		○	内田交流センター（（旧）内田分校）	内田町	×	○	○	×		150	
193	○			羽原公民館	虫追町	○	○	○	○		50	
194	○			金地集会所	虫追町	×	×	×	○		50	
195	○			虫追集会所	虫追町	×	○	×	×		50	
196	○			虫追八幡宮	虫追町	○	×	○	○		50	
197		○		羽原スポーツ広場	虫追町	○	○	○	○			
198	○			市原八幡宮	市原町	○	×	×	○		50	
199	○		○	中西公民館	白上町	○	○	○	○	◎	100	28-0501
200	○			中西中学校（校舎）	白上町	○	○	○	○	◎		28-0510
		○		中西中学校（グラウンド）	白上町	○	○	○	○			
	○		○	中西中学校（体育館）	白上町	○	○	○	○		391	
201	○			中西小学校（校舎）	白上町	○	○	○	○		806	28-0507
		○		中西小学校（グラウンド）	白上町	○	○	○	○			
	○		○	中西小学校（体育館）	白上町	○	○	○	○		166	
202	○			松原集会所	白上町	○	○	○	○		60	
203	○			中垣内集会所	中垣内町	○	×	○	○		50	
204	○			平原公民館	中垣内町	○	○	×	○		100	
205	○			川登公民館	川登町	○	×	×	○		60	
206		○		ぬくもりの里二川（（旧）二川小学校（グラウンド））	美都町宇津川	○	○	○	○			
	○		○	ぬくもりの里二川（（旧）二川小学校（体育館））	美都町宇津川	○	×	○	○		100	
207	○			湯の香集会所（堤郷会館）	美都町宇津川	○	○	○	○		50	
208	○			宇津川下集会所	美都町宇津川	○	○	○	○		30	
209	○			板井川自治会館	美都町板井川	○	×	×	○		70	

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定期定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
210	○			都茂上集会所	美都町都茂	○	×	○	○		50	
211	○			都茂上自治会館	美都町都茂	○	×	×	○		80	
212	○		○	美都分庁舎	美都町都茂	○	×	○	○		150	52-2311
213	○		○	ふれあいホールみと（都茂公民館）	美都町都茂	○	×	○	○	◎	200	52-2295
	○			都茂小学校（校舎）	美都町都茂	○	×	○	○			52-2547
214	○		○	都茂小学校（グラウンド）	美都町都茂	○	×	○	○			
				都茂小学校（体育館）	美都町都茂	○	○	○	○		248	
	○			美都中学校（校舎）	美都町都茂	○	×	○	○			52-2525
215	○		○	美都中学校（グラウンド）	美都町都茂	○	×	○	○			
				美都中学校（体育館）	美都町都茂	○	×	○	○		352	
216	○			久原中倉人元木集会所	美都町都茂	○	×	○	○		50	
217	○			山本郷自治会公民館さんりょう	美都町山本	○	×	×	○		80	
218	○			葛籠公民館	美都町山本	○	×	×	○		30	
219	○			金谷集会所	美都町山本	○	×	×	○		20	
220	○			大神楽老人集会所	美都町山本	○	×	×	○		30	
221	○			後溢集会所	美都町山本	○	×	×	○		30	
222	○			丸茂集会所	美都町丸茂	○	○	○	○		70	
223	○			丸茂下集会所	美都町丸茂	○	×	○	○		50	
224	○			仙道会館	美都町仙道	×	×	×	○		50	
225	○		○	東仙道公民館	美都町仙道	○	○	×	○	◎	100	52-2540
	○			東仙道小学校（校舎）	美都町仙道	○	×	○	○	◎		52-2225
226	○		○	東仙道小学校（グラウンド）	美都町仙道	×	×	○	○			
				東仙道小学校（体育館）	美都町仙道	×	×	○	○		243	
227	○			久保坂会館	美都町仙道	×	×	○	○		30	
228	○			下都茂集会所	美都町仙道	×	○	○	○		50	
229	○			朝倉集会所	美都町朝倉	×	○	○	○		30	
230	○			朝倉八幡宮	美都町朝倉	○	○	×	○			
231		○		ひだまりパークみと（さくらドーム）	美都町朝倉	○	○	○	○			
232	○			笹倉公民館	美都町笹倉	○	×	○	○		30	52-2622
233	○			小原公民館	美都町小原	○	○	○	○		30	
234	○			小原郷集会所	美都町小原	○	×	○	○		50	
235	○			三谷集会所	美都町三谷	○	×	○	○		50	52-2054

番号	一時避難所	指定緊急避難場所	指定期定避難所	施設名	施設所在地	災害の種類				特設公衆電話	収容能力	電話
						洪水	土砂災害	地震	津波			
236	○			旧匹見中学校（校舎）	匹見町匹見	△	×	○	○	◎	621	31-0441
		○		旧匹見中学校（グラウンド）	匹見町匹見	×	×	○	○			
	○	○		旧匹見中学校（体育館）	匹見町匹見	×	×	○	○		357	
237	○		○	匹見上公民館	匹見町匹見	○	×	○	○		129	56-1144
238	○		○	匹見中央体育館	匹見町匹見	○	○	×	○		232	56-0442
239		○		匹見中央公園	匹見町匹見	○	○	○	○			
240	○			匹見保健センター	匹見町匹見	△	×	○	○		40	56-0374
241	○		○	匹見町蒙雪山村開発総合センター（匹見タウンホール）	匹見町匹見	△	×	×	○		100	56-0300
242	○			匹見小中学校（校舎）	匹見町匹見	△	○	○	○			56-0017
		○		匹見小中学校（グラウンド）	匹見町匹見	×	○	○	○			
	○	○		匹見小中学校（体育館）	匹見町匹見	×	○	○	○		217	
243	○			荒木地区山村活性化センター	匹見町紙祖	○	×	○	○		20	
244	○			匹見高齢者コミュニティセンター紙祖自治会館	匹見町紙祖	×	×	○	○		30	56-0460
245	○			三葛地区農林漁家婦人活動促進施設	匹見町紙祖	○	×	○	○		10	56-1270
246	○			三葛体育館ゆめファクトリーみまさ	匹見町紙祖	○	×	×	○		30	
247	○			落合自治会館	匹見町落合	×	×	○	○		30	
248	○			広瀬自治会館	匹見町広瀬	○	×	○	○		30	
249	○		○	匹見下公民館	匹見町澄川	×	×	○	○	◎	272	56-0910
250		○		(旧) 澄川小学校(グラウンド)	匹見町澄川	×	×	○	○			
251	○			石谷老人福祉センター	匹見町石谷	○	×	○	○		30	56-0939
252	○			内石会館	匹見町石谷	○	×	○	○		20	56-0537
253	○		○	道川公民館	匹見町道川	○	×	○	○	◎	50	58-0001
254		○		(旧) 道川小学校（グラウンド）	匹見町道川	○	○	○	○			
	○	○		(旧) 道川小学校（体育館）	匹見町道川	○	○	○	○		135	

## 2. 福祉避難所開設予定施設

高齢者、障害のある方、乳幼児や妊産婦等の配慮を要する方(要配慮者)の避難所です。

一般向けの避難所では生活に支障がある方の二次避難所ですので、通常、災害の発生当初から利用することはできません。

避難者が指定避難所等へ避難された後、福祉避難所への避難が必要な方の確認や福祉避難所開設予定場所の被害状況、受入れ可能者数等を確認した上で、二次的な避難所として開設するものです。

No.	施設名	施設分類	住所	電話番号 FAX番号	浸水想定区域			土砂灾害警戒区域
					高津川	益田川	その他	
<b>【益田地区】</b>								
1	益田市立高齢者福祉センター 七尾苑	ハ、デ	昭和町 11-20	24-0264 24-0322	—	○	—	—
2	グループホーム あじさい	グ	幸町 2-37	31-0206 31-0178	—	○	—	—
3	小規模多機能ホーム 「すみよし」	小、デ	本町 3-19	23-6717	—	—	—	—
4	あじさい本館	有	幸町 3-5	32-3030 32-0070	—	○	—	—
<b>【吉田地区】</b>								
5	障害者支援施設 ラポール宝生苑	障	久城町 531	32-0022 23-4253	—	—	—	—
6	特別養護老人ホーム くしろ宝寿苑	特、短 デ	久城町 531	31-2345 31-2348	—	—	—	—
7	あすかシルバーホーム あすかケアホーム	サ 高 軽	中島町イ 1454-1	25-7777 31-4520	○	—	—	—
8	小規模多機能ホーム にじヶ丘	小	乙吉町イ 758-4	32-0620 22-8690	—	—	—	—
9	特別養護老人ホーム雪舟園	特、短	かもしま北 町 7-3	22-5200 22-5307	○	○	—	—
10	グループホーム ひなたぼっこ・えびすヶ丘	グ	下本郷町 705-29	31-1250 31-1248	—	—	—	—
<b>【高津地区】</b>								
11	障害者支援施設希望の里	障	高津三丁目 23-1	24-2223 24-2512	—	—	—	—
12	松ヶ丘病院	病	高津四丁目 24-10	22-8711 22-8730	—	—	—	—
13	グループホーム松の実	障 グ	高津四丁目 24-4	24-1673 24-1673	—	—	—	—
14	軽費老人ホーム 「コープますだ」	軽	高津四丁目 27-7	23-1660 24-1802	—	—	—	—
15	特別養護老人ホーム 「ますだハイツ」	特	高津四丁目 6-40	22-8588 22-5070	—	—	—	—
16	デイサービスセンター 万葉苑	デ	高津四丁目 6-40	22-2023 22-2024	—	—	—	—
17	ケアハウスねむの家	軽	高津六丁目 18-25	23-7612 24-0966	—	—	—	—
18	グループホーム ひなたぼっこ	グ	高津四丁目 11-16	23-7777 23-5557	—	—	—	—
19	益田市社会福祉協議会 益田市立総合福祉センター	/	須子町 3-1	22-7256	○	—	—	—

【安田地区】								
20	あじさい1号館	有	津田町 1476-1	31-7051 32-0070	—	—	—	○
21	デイサービスセンター もやいの家うのはな	デ	遠田町 179-2	31-7345 31-7346	—	—	—	—
22	益田地域医療センター 医師会病院	病	遠田町 1917-2	22-3611 22-0407	—	—	—	—
23	益田市立老人保健施設 くにさき苑	介、 短、 通	遠田町 1956-8	22-1150 22-1237	—	—	—	—
【鎌手地区】								
24	グループホーム すいせんの郷	グ	西平原町 534-6	27-0610 27-0628	—	—	○	—
【西益田地区】								
25	益田市障害者福祉センタ ーあゆみの里	他	横田町 2087-1	31-5100 31-5102	○	—	—	—
26	障害者就労支援事業所 のぞみの里	他	横田町 2080	25-1713 25-1753	○	—	—	—
27	養護老人ホーム清月の里	養 老	横田町 1751-5	25-2408 25-2413	○	—	—	—
28	グループホーム こもれびの郷	グ	横田町 710	25-2515 31-5202	○	—	—	—
29	グループホーム ひなたぼっこ・向横田	グ	向横田町イ 805-1	25-1722 25-1723	○	—	—	—
【中西地区】								
30	グループホーム悠心彩・ 中西	グ	市原町イ 434-1	31-4455 31-4460	—	—	○	—
31	小規模多機能型居宅介護 ホリディ市原	小	市原町イ 434-1	31-4455 31-4460	—	—	○	—
【美都地区】								
32	益田市立特別養護老人 ホーム美寿苑	特、 短	美都町都茂 1871-9	52-3200 52-3201	—	—	—	○
33	益田市立老人ホーム春日莊	養 老	美都町都茂 1871-2	52-2338 52-2370	—	—	—	○
34	グループホーム ひなたぼっこ・美都	グ	美都町山本イ 2-3	52-7081 52-7082	—	—	○	○
35	グループホームあんず	グ	美都町仙道 681-9	52-7171 52-7171	—	—	○	—
【匹見地区】								
36	益田市立匹見高齢者生活 福祉センターふれあいの園	ハ	匹見町澄川 イ277-1	56-0398 56-0383	—	—	○	○
37	益田市立特別養護老人 ホームもみじの里	特、 短	匹見町匹見イ 1208	56-7030 56-7033	—	—	○	○

#### ※施設分類内訳

障) 障害者支援施設、障グ) 障害者グループホーム、高グ) 高齢者グループホーム、養) 養護学校、デ) デイサービスセンター、短) 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特) 特別養護老人ホーム、高) 高齢者福祉センター、ケ) ケアハウス、グ) グループホーム、介) 介護老人保健施設、通) 通所リハビリテーション、養老) 養護老人ホーム、軽) 軽費老人ホーム、有) 有料老人ホーム、小) 小規模多機能型施設、病) 病院、診) 診療所

### 3. 車両の避難指定場所

地 区	避 難 場 所	指 導 等
益 田	益 田 東 中 学 校 校 庭	車両の避難は早めに行うように指導するとともに広報を行う。
吉 田	益 田 中 学 校 校 庭	
高 津	高 津 中 学 校 校 庭	
美 都	東 仙 道 小 学 校 校 庭	車両の避難は早めに行うように指導するとともに広報を行う。
	旧 二 川 小 学 校 校 庭	
	美 都 中 学 校 校 庭	
匹 見	旧 澄 川 小 学 校 校 庭	車両の避難は早めに行うように指導するとともに広報を行う。
	匹 見 中 央 公 園	
	旧 道 川 小 学 校 校 庭	

## 第5節 防災教育及び訓練計画

### 1. 防災知識の普及

#### (1) 職員に対する防災教育

- ア 災害発生時期において気象関係機関及び県出先機関の協力を得て、災害気象知識或は防災対策の重要性についての認識を深める等の防災教育を計画的に実施するものとする。
- イ 市地域防災計画を的確、かつ、有効に活用するため、全職員にその内容及び運用等を周知徹底するものとする。
- ウ 被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力は許さない意識の普及、徹底を図るものとする。

#### (2) 学校教育における防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等（以下児童等）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神等を培うため、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

- ア 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間における防災教育
- イ 学校行事としての防災教育
- ウ 教職員に対する防災研修

#### (3) 事業所における防災の推進

事業所における防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員教育、事業継続計画（BCP）の策定等に対する取組に資する情報提供等を進め、事業所の防災力向上の促進を図るとともに、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるものとする。

#### (4) 住民に対する知識の普及徹底

住民に対する防災知識の周知徹底については、火災予防運動、河川愛護運動等あらゆる機会を通じて次に掲げる事項の周知を図るものとする。

また、市は住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの提供に努め、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚宅・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

なお、住民は責務として自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

- ア 市地域防災計画に定められているもののうち、住民に周知し、又は注意を喚起する必要のある事項
  - 一般気象災害の一般知識及び気象台等から発令される予報及び警報の種類と内容
  - 災害情報の通報
  - 避難方法等の徹底

- イ 別に定められている各災害時においての市民が知っておくべき心得及び注意事項

#### (5) 普及の方法

- 市民に防災知識を普及するにあたっては、次のような広報媒体を利用するものとする。
- ア ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、防災行政無線、緊急防災放送装置等による普及
- イ 広報紙、広報車による普及（特に災害シーズンには重点的に一般心得などを広報する）
- ウ 防災マップ、ハザードマップの活用による普及

エ 日刊紙等の新聞報道による普及

オ パンフレットの配布

#### (6) 普及を要する事項

ア 市地域防災計画の概要

イ 災害予防措置

- ① 震災予防の知識と心得
  - ② 火災予防の知識と心得
  - ③ 台風襲来時の家屋の保全方法と器具、備品等の整備
  - ④ 農作物の災害予防のための事前措置
  - ⑤ 浸水深・浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄
  - ⑥ ライフライン途絶時の対策
  - ⑦ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
  - ⑧ その他
- ウ 災害応急措置
- ① 市の防災体制の概要
  - ② 防疫の心得、医薬品の整備、消毒方法、清掃方法等の要領
  - ③ 災害の心得
    - a) 気象、警報等の種別と対策
    - b) 避難に関すること
    - c) 被災世帯の心得
  - ④ マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な避難所の運営管理のために必要な知識等

エ 災害復旧措置

- ① 被災農作物に対する応急措置
- ② その他

#### (7) 普及の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。例えば、春・秋の火災予防運動の期間においては、防火思想の普及を図り、台風シーズンの前には、台風に関する防災知識の普及等に努めるものとする。

## 2. 防 災 訓 練

災害予防及び災害応急対策の万全を期するため、地域の災害リスクに基づき、次により防災訓練を実施するものとする。防災訓練は、図上訓練と実地訓練の2種類とし、県等災害関係機関と協力して次により計画実施するものとする。

なお、訓練の具体的な事項及び要領については、その都度実施要領を作成する。

#### (1) 図上訓練

図上訓練は、主として災害応急対策について図上で行うものとし、その訓練実施項目はおおむね次のとおりとする。

- 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員及び配置
- 復旧資材、救助物資等の緊急輸送
- 緊急避難及びこれに伴う措置

#### (2) 実地訓練

訓練目的を効果的に達成し得られる地区又は場所を選定して行うものとし、その訓練項目及び訓練内容は次の

とおりとする。

#### ア 総合防災訓練

地域防災計画に定める各種災害応急対策の遂行に万全を期するため、県・その他関係機関をはじめ一般住民の協力を得て、各種の訓練を有機的に結合した総合的な訓練とし、災害応急対策活動の習熟を図るとともに、関係機関相互の協力態勢の緊密化及び住民の防災思想の高揚に資するものとする。

#### イ 予報及び警報の伝達及び通信訓練

法令等に基づき発令される予報及び警報の伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じ関係機関との有線、無線による通信訓練を行う。また、停電時等非常事態における住民への伝達訓練も必要によりこれを実施するものとする

#### ウ 非常招集訓練

災害対策活動の従事者が有事に際し短時間に参集し、災害対策に対処できる体制を整えることを目的として行う。なお、訓練計画策定にあたっては次の点に留意するものとする。

##### ① 平素における非常招集措置の整備

- a) 招集対象者の住所・居所及び連絡方法等
- b) 招集の区分
- c) 招集命令伝達・示達要領
- d) 非常招集の命令簿・非常招集記録簿
- e) 非常招集の業務分担・配置要領
- f) 待機命令の基準
- g) その他非常招集のために必要とする事務処理

##### ② 非常招集命令の伝達、示達

災害の緊急性から、最も早く到達する方法を講ずるべきものであり、加入電話・防災行政無線、略電報及び口頭による伝達も迅速、正確を期すること。

##### ③ 集合の方法

第一義的には迅速に行うべきものであるが、訓練においては通常の通路が崩壊等により、交通不能などの被害を想定して実施すること。

##### ④ 点検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是正の資料として次の事項を確認するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

- a) 伝達方法、内容の確認
- b) 発受時間及び集合所要時間の確認
- c) 集合人員の確認
- d) その他必要事項の確認

#### エ 災害防ぎよ訓練

災害による被害の拡大を防ぎよするための訓練とし、おおむね次によるものとする。

##### ○水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位雨量観測、消防及び水防機関の動員、水防資機材の輸送、広報通報、伝達等を織込んだ訓練とする。

##### ○消防訓練

火災予防及び消防戦術上における消防団の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施する

ものとし、自治会、自主防災組織等に対しても隨時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて市消防機関も協力するものとする。

#### ○避難訓練

避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の開設、給水、給食等を織込んだ訓練とする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施とする。

#### ○救助訓練

災害時における避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、水防・消防等の防災訓練その他の災害防護活動とあわせ、又は単独で避難救助訓練を実施するものとする。なお、学校・病院・社会福祉施設・工場・事業所・商店等にあっては、収容者等の人命保護のため特に避難についての施設を整備し、各事業所等で作成する消防計画に基づき訓練を実施する。訓練にあたっては、必要に応じ警察・消防等関係機関の協力を得て行うものとする。

#### オ 災害応急復旧訓練

災害応急復旧を実施するための訓練は、おおむね次の項目について行うものとする。

##### ○鉄道、道路の交通確保

##### ○復旧資材、人員の緊急輸送

##### ○決壊堤防の応急修理

##### ○電力、通信施設の応急修復

## 第6節 消防団（水防団）、自主防災体制の整備

### 1. 消防団（水防団）の育成推進

消防団は地域における水防計画、救助活動、広報活動や平常時におけるコミュニティ活動の中核として重要な役割等地域社会の中で重要な役割を果たしている。また、災害発生時には初期の消防防災活動に大きな期待が寄せられており、次のとおり消防団の活性化を促進し、その育成推進を図る。

- (1) 消防団の活性化等その育成強化を行う。
- (2) 消防団活性化総合計画の策定を進める。
- (3) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、消防機関、各公民館との連携に努める。
- (4) 多数の消防団員が所属する事業所等に消防団協力事業所表示証を交付し、市民及び事業所等に消防団活動への理解と協力を求める。
- (5) 消防防災活動の拠点となる施設、消防防災（水防を含む）資機材の充実を図る。
- (6) 災害時には国及び県と協力して水防活動を行い、また平常時には国県と協力して危険地域のパトロールや水防技術の向上に努める。
- (7) 団員の公務災害を防止するため、健康増進及び研修会を開催する。
- (8) 消防団を中心とした地域防災力強化のため、各自主防災組織や各自治会と協力して、防災講演会、避難訓練、消火訓練等を行い、各組織との連携を強化する。

### 2. 自主防災組織の育成推進

災害時に際し、自分たちの地域は自分たちで守る立場に立ち、住民及び地元消防団により自主的な防災活動を行うことは、早期対応が図られ被害防止上必要不可欠なことである。また、これを自治会・地域ごとに組織的に活動することにより、災害対応が速やかに最大限図されることとなる。

このため、防災情報の提供による防災知識の普及や防災訓練等の機会を通じ、自治会内における自主防災の意識を高め、防災リーダーの育成組織の設置推進を図っていくものとし、その際、女性参画の促進に努める。

### 3. 自主防災組織の編成

自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられる。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、地域の実情に応じて定めるものとする。

- |       |         |          |
|-------|---------|----------|
| ○ 情報班 | ○ 避難誘導班 | ○ 救護班    |
| ○ 救助班 | ○ 消火班   | ○ 給食・給水班 |

組織の編成に当たっては、次の点に留意することが必要である。

- (1) 活動範囲については、特定の地域住民に偏らないよう配慮するととともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）組織の活動に実効性を持たせるものとする。
- (2) 昼間においては、自主防災組織の構成員が地区外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるので、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。
- (3) 消防団（水防団）、婦人防火組織及び少年消防組織等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防火に努めるものとする。
- (4) 防災の現場に、女性の視点や意見を反映させやすくするため、自主防災組織、消防団（水防団）における女性の参画の拡大に努めるものとする。

## 4. 自主防災組織の活動内容

### (1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の修得・向上
- イ 地域における危険箇所の把握及び認識（崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）
- ウ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- エ 避難所・医療救護施設の確認
- オ 防火訓練（要救助者の救出、初期消火訓練を含む）の実施
- カ 応急手当等に関する知識の修得・向上

### (2) 消防機関の協力

活動にあたっては、その実効性を高めるため、消防機関及び地元消防団（水防団）の協力を求めるものとする。

### (3) 災害発生時の活動

- ア 要救助者の救出
- イ 出火防止と初期消火
- ウ 地域住民の確認
- エ 情報の収集・伝達
- オ 避難誘導
- カ 給食・給水
- キ 要配慮者の安全確保

## 5. 地区防災計画

地区内の住民は必要に応じて、当該地区における防災力の自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

## 6. 地区防災計画と個別避難計画の整合性

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合性が図られるよう努める。

## 第7節 要配慮者等安全確保体制の整備

### 1. 益田市避難行動要支援者支援システム

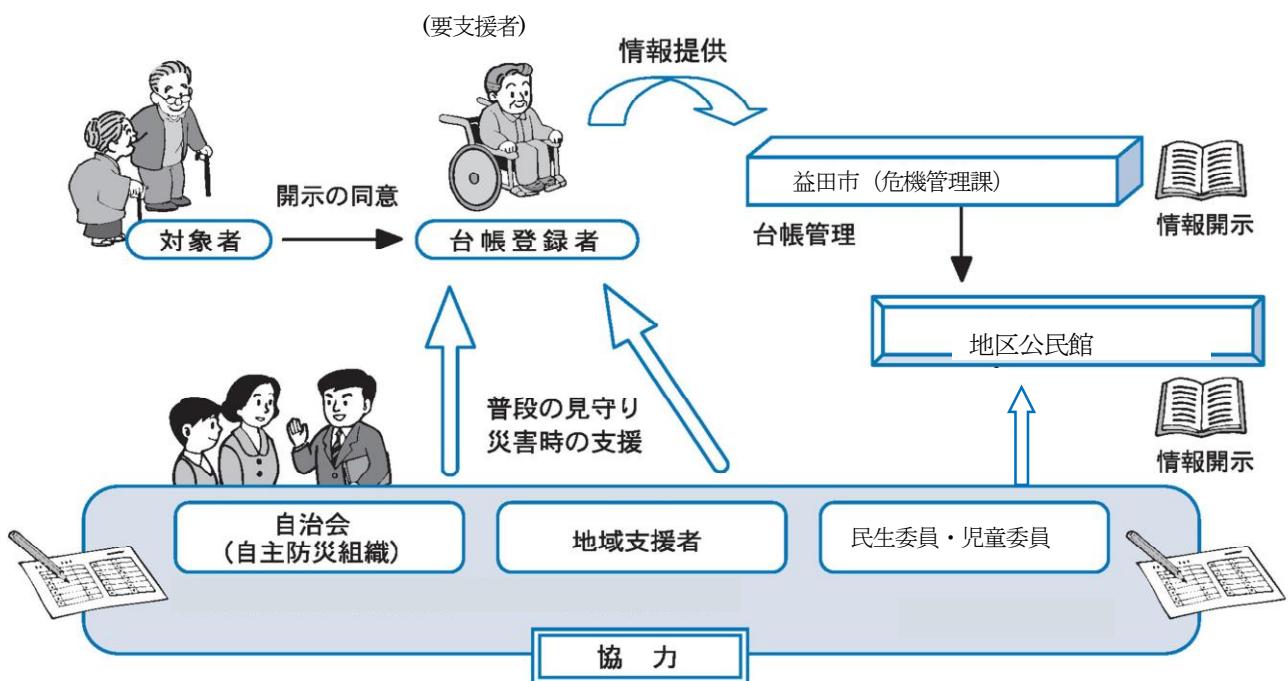
#### (1)目的

近隣住民の互助により、災害時における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の支援体制を確立し、住民が住み慣れた地域内で安心して生活できる環境を整備する。

#### (2)対象者

- ①ねたきり、認知症等要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1級～2級を所持する者
- ③知的障がい者でA判定の療育手帳を所持する者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤自主申請者

#### (3)支援体制の確立



#### ①手順

- ・対象者に個人情報の開示の同意確認を行い、同意を得た人を「避難行動要支援者登録台帳」に登録する。
- ・台帳は原本を益田市が管理し、写しを地区公民館が管理する。簡易台帳については自治会及び自主防災組織の役員、民生委員・児童委員等に開示する。また、緊急時については、関係機関に対し登録台帳を開示する。
- ・台帳の追加・更新については益田市が行う。

## ② 地域支援体制の強化と継続

- ア 自治会（自主防災組織）の防災訓練に要支援者、地域支援者、民生委員・児童委員が参加・協力して訓練を継続的に行う
- イ 益田市は「避難行動要支援者登録簡易台帳」の内容見直しを各年度末に行う。

## 2. 避難支援マニュアル

（自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、行政等の行動マニュアル）

※このマニュアルに記載する自治会、地域支援者、民生委員・児童委員における行動マニュアルについては、その行動を制限し、束縛するものではなく、自らも被災者であること、又は被災者となる可能性があることを考慮し、各々ができる範囲内で行動することとする。また、要支援者についても、登録の有無に関わらず、「自らの命は自らが守る」の基本理念に基づき、災害情報の収集や避難判断など自らが積極的に行うものとする。

### （1）避難行動要支援者登録台帳（以下「登録台帳」という。）作成時

区分	行動マニュアル
自治会 (自主防災組織)	<p>①自治会（自主防災組織）内に防災役員（避難誘導員）を選定する。</p> <p>②市が管理する簡易台帳を確認する。</p> <p>③地域支援者が選定されていない場合は、組の中から2~4名選定する。</p> <p>④地域支援者の選定が難しい場合は、組全体で地域支援体制を作り、市へは組名のみを報告する。</p>
民生委員・児童委員	①要援護者の書類作成の際に協力、助言を行う。
その他関係団体	①社会福祉協議会、障がい者相談支援事業所、社会福祉施設、医療機関等の関係機関は、自らの団体が関係する者に対し、市、民生委員・児童委員、その他関係機関と協力して、台帳登録を促す。
益田市	危機管理課 ①市は、登録台帳（原本）を作成し、管理する。 ②登録台帳を基に簡易台帳を作成し、登録台帳（写し）を地区公民館に、簡易台帳を民生委員・児童委員及び関係機関に配布する。
	地区公民館 ①市から送付された登録台帳（写し）を管理する。
	福祉総務課 高齢者福祉課 障がい者福祉課 ①民生委員・児童委員との連絡調整を行う。 ②介護保険の要介護認定者及び該当障がい認定者に対し、登録台帳への登録及び台帳の事前開示に関する同意を得る。

(2) 平常時

区分		行動マニュアル						
自治会 （自主防災組織）	自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新たな登録希望者には、市への登録を勧める。</li> <li>②登録者に対しては、地域支援者、防災役員、組を中心とした近隣住民により普段からの見守り体制の強化に努める。</li> <li>③民生委員・児童委員等と連携し、防災訓練を利用し、登録者に対する情報伝達、避難経路の確認及び避難訓練等を行い、非常時に備える。</li> </ul>						
自治会 地域支援者	地域支援者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自分の担当の登録者に対し、普段からできる範囲の見守りを行う。（機会を見つけ、本人あるいは家族等と話し合い、本人の身体状況、避難先、避難経路等について話し合い、非常時にどのような方法で支援できるか確認しておく。）</li> <li>②登録者とともに、防災訓練に積極的に参加し、自治会防災役員、民生委員・児童委員等への情報伝達、避難経路の確認及び避難訓練等を行い、非常時に備える。</li> <li>③市から送付された簡易台帳を管理する。</li> </ul>						
民生委員・児童委員		<ul style="list-style-type: none"> <li>①防災訓練に参加し、自治会や地域支援者と連携して訓練を行い、非常時の対応に備える</li> </ul>						
益田市	危機管理課 地区公民館 福祉総務課 高齢者福祉課 障がい者福祉課	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">①登録台帳（原本）を管理する。</td> <td style="width: 33%;">②新たな登録者や登録内容の変更については、登録台帳を基に簡易台帳を作成し、登録台帳（写し）を地区公民館に、簡易台帳を民生委員・児童委員等に配布する。</td> </tr> <tr> <td>①危機管理課から送付された登録台帳（写し）を管理する。</td> <td>②自治会（自主防災組織）主催の防災訓練を支援する。</td> </tr> <tr> <td>①民生委員・児童委員との連絡調整を行う。</td> <td>②介護保険の要介護認定者及び該当障がい認定者に対し、登録台帳への登録及び台帳の事前開示に関する同意を得る。</td> </tr> </table>	①登録台帳（原本）を管理する。	②新たな登録者や登録内容の変更については、登録台帳を基に簡易台帳を作成し、登録台帳（写し）を地区公民館に、簡易台帳を民生委員・児童委員等に配布する。	①危機管理課から送付された登録台帳（写し）を管理する。	②自治会（自主防災組織）主催の防災訓練を支援する。	①民生委員・児童委員との連絡調整を行う。	②介護保険の要介護認定者及び該当障がい認定者に対し、登録台帳への登録及び台帳の事前開示に関する同意を得る。
①登録台帳（原本）を管理する。	②新たな登録者や登録内容の変更については、登録台帳を基に簡易台帳を作成し、登録台帳（写し）を地区公民館に、簡易台帳を民生委員・児童委員等に配布する。							
①危機管理課から送付された登録台帳（写し）を管理する。	②自治会（自主防災組織）主催の防災訓練を支援する。							
①民生委員・児童委員との連絡調整を行う。	②介護保険の要介護認定者及び該当障がい認定者に対し、登録台帳への登録及び台帳の事前開示に関する同意を得る。							

(3)警戒宣言発令時

区 分		行 動 マ ニ ュ ア ル
自 治 会	自 治 会 ( 自 主 防 災 組 織 )	<p>①防災役員を中心に地域支援者等から、地区内登録者の情報収集に努める。</p> <p>②状況が把握できない登録者に対しては引き続き市、消防団、地域支援者、民生委員・児童委員等関係機関とともに協力し安全な状況にあるか状況の把握に努める。状況によっては避難の呼びかけや誘導を行う。</p>
	地 域 支 援 者	<p>①登録者に対する安否確認に努め、状況によっては避難の呼びかけや安全な場所への誘導を行う。</p>
民 生 委 員 ・ 児 童 委 員		<p>①地域支援者及び自治会とともに協力し、担当地区登録者の情報把握に努める。</p>
益 田 市	危 機 管 理 課	<p>①屋外拡声子局、緊急防災放送装置、広報車、安全安心メール、F ネット、防災アプリ等様々な伝達媒体を駆使した情報伝達を実施する。</p>
	地 区 公 民 館	<p>①自治会、民生委員・児童委員、地域支援者等の情報を基に、地区内の状況を確認する。</p>
	福 祉 総 務 課 高 齢 者 福 祉 課 障 が い 者 福 祉 課	<p>①民生委員・児童委員との連絡調整を行う。</p> <p>②障がい者相談支援事業所、福祉施設等と連携して情報を共有する。</p>

#### (4) 災害発生直後

区分		行動マニュアル
自治会	自治会 (自主防災組織)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地区内登録者の情報収集に努め、地区公民館へ登録者の状況報告を行う。</li> <li>②地域支援者と連絡が取れないなど、状況が把握できない登録者に対しては市、消防団、民生委員・児童委員、地域支援者等と協力し状況の把握、避難誘導に努める。</li> </ul>
	地域支援者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①家族の安全を確認にあわせ、登録者の安否確認を行う。</li> <li>②登録者の家屋が被災している場合は、消防署、市の災害対策本部へ連絡するとともに、できる範囲内で救助救援活動を行う。</li> <li>③無事であり避難が必要な状況であれば、避難所まで避難誘導を行う。</li> <li>④避難、自宅待機等、登録者の現況を、自治会、民生委員・児童委員、地区公民館に連絡が可能なところに連絡する。</li> </ul>
民生委員・児童委員		<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域支援者等とともに協力し、担当地区登録者の情報の把握に協力する。</li> </ul>
益田市	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①屋外拡声子局、緊急防災放送装置、広報車、安全安心メール、Fネット、防災アプリ等様々な伝達媒体を駆使した情報伝達を実施する。</li> <li>②各種団体への情報開示のため、登録台帳（写し）を開示する。</li> <li>③自治会、民生委員・児童委員、地区社協、一般市民からの情報提供や問い合わせ、要望等に可能な限りの対応を行う。</li> </ul>
	地区公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自治会、民生委員・児童委員、地域支援者等からの情報を基に、登録者の安否確認、また、地区の状況を把握する。</li> </ul>
市	福祉総務課 高齢者福祉課 障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①民生委員・児童委員との連絡調整を行う。</li> <li>②福祉施設等の被害状況を確認し、必要な支援を行うとともに、ショートステイ等の対応が可能かどうかを調査し、市民からの要望に備える。</li> </ul>

#### (5) 避難場所における対応

区分		行動マニュアル
自治会	自治会 (自主防災組織)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自治会避難民の避難生活を把握し、要望等を市へ連絡するように努める。</li> </ul>
	地域支援者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①登録者の相談相手になるなど、ケアに努める。</li> </ul>
民生委員・児童委員		<ul style="list-style-type: none"> <li>①登録者の避難生活の現状確認に努め、避難場所の移動や困りごと等を市に連絡するなどの支援を行う。</li> <li>②登録者の相談相手になるなど、ケアに努める。</li> </ul>
益田市	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①避難所の運営班からの連絡を受け、登録者の他の避難場所への移動や緊急物資の支援等を行う。</li> </ul>
	地区公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>①避難者の情報把握に努め、災害対策本部への連絡又は適切な措置を行う。</li> </ul>
市	福祉総務課 高齢者福祉課 障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①民生委員・児童委員との連絡調整を行う。</li> <li>②福祉施設等の被害状況を確認し、必要な支援を行う。</li> <li>③登録者に対して避難生活に必要な支援を行う。</li> </ul>

(6)発生後(避難所から帰宅できる場合)

区 分		行 動 マ ニ ュ ア ル
自 治 会	自 治 会 ( 自 主 防 災 組 織 )	①登録者の順調な帰宅に気を配る。 ②必要に応じて、登録者の指定避難所から福祉施設等への移動を支援する。 ③地域支援者から登録者である避難者の帰宅確認を行う。 ④自宅に戻った登録者のその後のケアに努める。
	地 域 支 援 者	①必要に応じて、登録者の指定避難所から福祉施設等への移動を支援する。 ②自宅に戻った登録者のその後のケアに努める。
民 生 委 員 ・ 児 童 委 員		①地域支援者及び自治会等と協力し、登録者の帰宅支援を行うなど、自宅に戻った登録者のその後のケアに努める。
益 田 市	危 機 管 理 課	①避難者全体の順調な帰宅に気を配る。
	地 区 公 民 館	①自治会、民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 、地 域 支 援 者 等 と 連 絡 を と り 、登 録 者 の 全 員 の 帰 宅 を 確 認 す る。
	福 祉 総 務 課 高 齢 者 福 祉 課 障 が い 者 福 祉 課	①民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 と の 連 絡 調 整 を 行 う 。 ②福 祉 施 設 等 の 被 害 状 況 を 確 認 し 、必 要 な 支 援 を 行 う 。 ③登 録 者 に 対 し て 避 難 生 活 に 必 要 な 支 援 を 行 う 。

(7)発生後(避難が長期化する場合)

区 分		行 動 マ ニ ュ ア ル
自 治 会	自 治 会 ( 自 主 防 災 組 織 )	①避難者の生活を把握し、要望等を市へ連絡するように努める。 ②避難所の運営に参加し、要援護者を含めたすべての避難者の生活の混乱を防ぎ、円滑な避難所の運営に協力する。
	地 域 支 援 者	①登録者の相談相手になるなど、ケアに努める。
民 生 委 員 ・ 児 童 委 員		①登録者の相談相手になり、困りごとなどを市等へ連絡し、避難生活の改善に努める。
益 田 市	危 機 管 理 課	①避難所の運営班からの連絡を受け、登録者の他の避難場所への移動や緊急物資の支援等を行う。
	地 区 公 民 館	①避難者の情報把握に努め、災害対策本部への連絡又は適切な措置を行う。
	福 祉 総 務 課 高 齢 者 福 祉 課 障 が い 者 福 祉 課	①民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 と の 連 絡 調 整 を 行 う 。 ②福 祉 施 設 等 の 被 害 状 況 を 確 認 し 、必 要 な 支 援 を 行 う 。 ③登 録 者 に 対 し て 避 難 生 活 に 必 要 な 支 援 を 行 う 。

## 第3章 災害応急対策計画

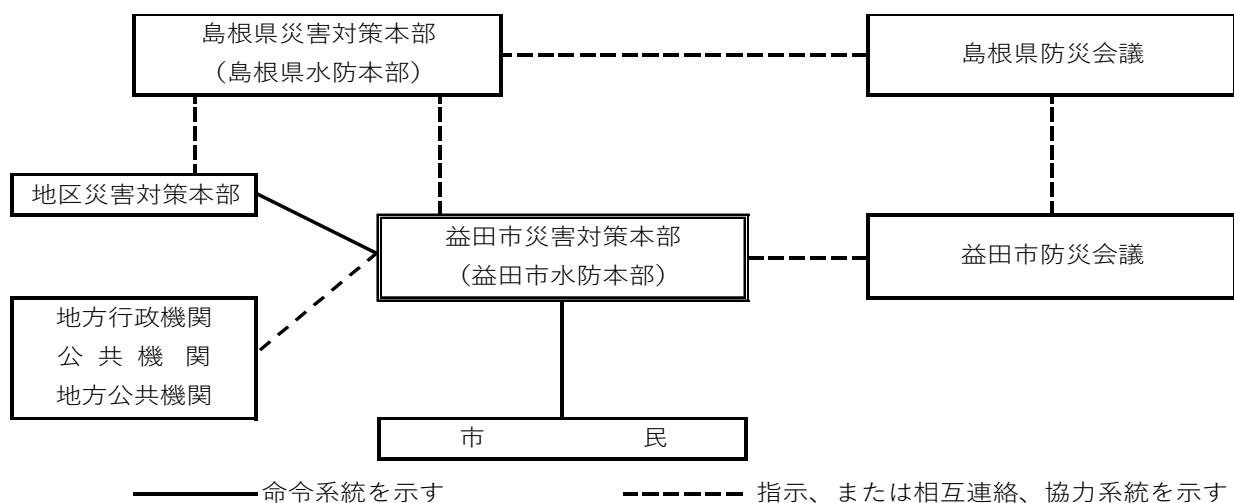
### 第1節 組織計画

#### 1. 災害対策組織

市域における防災を総合的に推進するための組織として、益田市防災会議があり、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、「益田市災害対策本部条例」及び「益田市災害対策本部規則」の定めるところにより災害対策本部を設置し、又はこれに準じた体制をとり島根県災害対策本部、益田地区災害対策本部、地方行政機関、公共機関及び市域の公共団体と緊密な連絡を保って応急対策活動を実施するものとする。

また、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

市における災害対策組織を図示すれば次のとおりである。



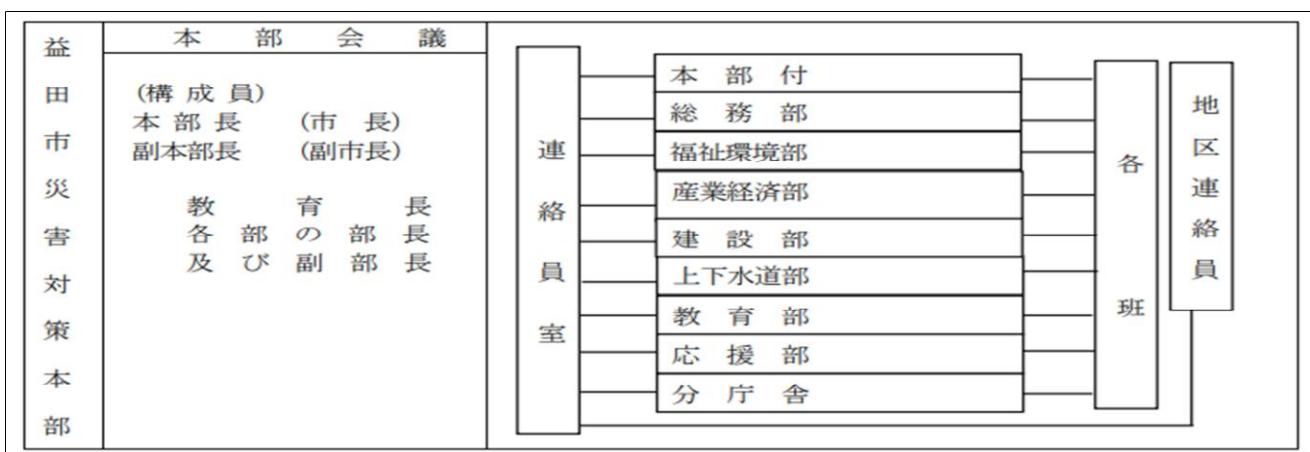
#### 2. 災害対策本部

##### (1) 本部の組織編成及び系統図

対策本部の組織編成は、「益田市災害対策本部条例」及び「益田市災害対策本部規則」(以下「条例等」という。)に定めるところによる。

なお、市域が広域であるため地区公民館毎に地区連絡員を置き、地区と本部との連絡調整を図り、災害対策の迅速かつ強力な実施を図るものとする。

この組織の系統の概略は次のとおりである。



## (2) 本部の設置及び解散

### 【設 置】

対策本部は、市域について災害が発生し、又発生するおそれのあるときに条例等に定めるところにより市長が設置する。なお、設置基準は次のとおりとし、設置場所は原則として市役所とする。なお、災害対策本部に災害対策本部長の定めるところにより、災害対策本部事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

- ア 益田市に大雨・暴風・大雪・暴風雪・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表されたとき（自動設置）。
- イ 大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき。
- ウ 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- エ 災害救助法の適用を受けるような災害が発生したとき。

### 【解 散】

予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後の災害応急対策、災害救助等災害事態の処理をおおむね終り、市長が適当と認めたとき、本部を解散する。

## (3) 本部の設置又は解散の通知、公表

災害対策本部を設置し、又は解散したときは、危機管理監は直ちに次の機関の長にその旨を通知しなければならない。

また、市民に対しても必要に応じ、屋外拡声子局、緊急防災放送装置、市安全安心メール、防災アプリ、電話、広報車あるいはその他適宜な方法をもって周知させるものとする。

### 設置及び解散の通知

機 関 名	官 公 署 等
県	防災危機管理課 西部県民センター益田事務所 益田県土整備事務所 益田保健所
国	西部農林水産振興センター益田事務所
消防	益田教育事務所 益田公共職業安定所 益田警察署 浜田海上保安部 国土交通省浜田河川国道事務所 中国四国農政局島根農政事務所 益田広域消防本部
公共機関	N T T西日本島根支店 中国電力ネットワーク株式会社浜田ネットワークセンター 石見交通株式会社
その他の	防災会議構成機関 報道機関 隣接町村 益田赤十字病院 医師会病院 その他災害対策上通知を必要とする機関、団体、施設等

## 第2節 動員計画

### 1. 災害対策本部における災害対策要員の動員

市域における災害の防止及び軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な実施を図るため、災害に対処する体制（以下「災害体制」という。）を次のとおり定め、この災害体制に従って要員の動員を行うものとする。

#### (1) 災害体制の種別

災害体制の種別は、第1災害体制、第2災害体制、第3災害体制及び特別体制とする。

#### (2) 動員計画

災害体制毎の動員人員数は附属資料のとおりとし、各部長が、部班の災害体制毎の要員数に基づき動員者を定め、毎年4月末日までに総務部長を経て市長に提出しなければならない。また、変更した場合は、その都度届け出るものとする。

なお、各課においては、あらかじめ動員の系統、動員順位、連絡方法について、具体的に計画しておく。

#### (3) 動員の増減

第1災害体制及び第2災害体制における動員については、災害の状況、情勢により動員計画に定めた人員を増減して行うことができる。

増減は、各部長が協議して行うものとする。この場合第2災害体制についてはその状況を総務部長は速やかに市長に報告しなければならない。

## 2. 災害体制の時期、決定、業務内容

災害体制の時期及び業務内容の一般基準は次のとおりとし、災害体制はいずれも市長が決定する。

種 別	時 期	業 務 内 容	
本部設置前	準備体制 危機管理課の職員	大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、竜巻注意報等が発表され、災害の危険性がある場合 大雪注意報、低温注意報等が発表され、島根県気象情報の本文中に「警戒する」というワードが記載された場合	1. 情報の収集・伝達に努め、警戒体制の準備を行う。
	警戒体制 災害関係課の職員	大雨警報、洪水警報、暴風警報、高潮警報等が発表され、あるいは河川の水位が水防団待機水位を超える等、災害の危険性がある場合、又は軽微な災害が発生した場合 大雪警報、暴風雪警報が発表された場合	1. 災害対策関係機関等との連絡体制に入る。 2. 情報収集に努め、状況に応じ災害関係部課との連絡調整を図り、第1次災害体制の準備を行う。
	第1災害体制	大雨警報、洪水警報、暴風警報、高潮警報等が発表され、あるいは河川の水位が氾濫注意水位を超える等、災害の危険性が増大した場合 大雪警報、暴風雪警報が発表され雪害被害が発生する恐れがある場合、又は雪害が発生した場合	1. 各部班は、災害対策関係機関等との連絡を保ち、気象及び災害情報の収集活動を行うとともに、その他必要な措置を講ずる。 2. 第2災害体制に移行できるよう準備する。
	第2災害体制	気象等予報及び警報の更新等、災害の危険性が極めて増大した場合、又は災害が発生した場合で必要と認めたとき	1. 関係各課においては、防災活動に従事するとともに、隨時本部会議を開き、情報連絡を行い、対策を協議するものとする。 2. 関係各対策部は、災害対策本部事務分担表による担当事務分担に従い、報告様式等の記入及び担当調査区分の巡視にあたるものとする。 3. 第3災害体制に対する準備を行う。
	第3災害体制	大雨・暴風・大雪・暴風雪・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表された場合、又は災害が拡大し、第2災害体制で対処できないとき	1. 各部班は、非常体制をとり、全員所掌業務に関する全面的な防災活動に従事する。
	特 別 体 制	市域に突発的な事故及び災害が発生し、必要と認めたとき	1. 事故又は、災害の状況に応じて関係部班に指示し、事態の処理に当たる。

## 3. 連絡員室

災害対策本部の決定事項及び災害状況についての指示、報告又は連絡並びに各部相互の有機的連絡協調等を図るため、災害対策本部に連絡員を置き、総務部総務班長が統括する。連絡員は、各部長が、あらかじめ総務部長と協議し指名する者をもって充て、災害対策本部の設置とともに連絡員室に常駐するものとする。

## 4. 地区連絡員

地区連絡員は、地区公民館長をもって充て、第1災害体制の決定と同時に本部と地区公民館との有機的な連絡を図り、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するよう次の業務を行うものとする。なお、第2災害体制決定と同時に総務部長があらかじめ指名した職員を地区公民館に派遣し、地区連絡員を補佐するものとする。

○地区災害状況の把握と本部への連絡に関するこ。

- 災害対策について地区関係との連絡調整に関すること。
- 気象情報及び本部からの指示事項を地区民に伝達すること。
- その他災害対策上必要な事項

## 5. 災害体制決定の通知及び動員方法

市長が災害体制の決定をしたときの通知及び動員は、次により行うものとする。

また、危機管理監は災害体制決定と同時に消防長に連絡し、消防職員1名の派遣を要請するものとする。派遣された職員は、市役所と益田広域消防本部の情報、連絡に当たるものとする。

国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所現地情報連絡員(リエゾン)、島根県益田県土整備事務所、益田警察署、益田赤十字病院から派遣された職員は、市役所と派遣元との災害・避難状況等の情報、連絡に当たるものとする。

### (1) 平常執務時の場合

- ア 危機管理監は、災害体制が決定されたときは府内放送及び電話をもって各部長、各施設の長及び地区連絡員に通知する。
- イ 通知を受けた部長及び各施設の長は、速やかに所属職員に周知し、かつ動員計画に基づく要員数の動員を行い、部所に配属させるものとする。

### (2) 休日又は退庁後の場合

- ア 警備員は次に掲げる情報を受け、又は察知したときは、速やかに危機管理監に連絡しなければならない。
    - ① 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通知され、又は自ら覚知したとき。
    - ② 災害が発生し、緊急に応急措置の実施を必要とするとき。
    - ③ 災害のおそれのある異常現象の通報を受けたとき。
  - イ 危機管理監は、市長、副市長、総務部長に速やかに連絡し、担当職員に登庁を指示しなければならない。また災害体制の決定、あるいはその災害対策上の指示を受けたときは、直ちに各部長、各施設の長及び地区連絡員に電話、安全安心メール又は緊急防災放送装置等をもって連絡するものとする。
  - ウ 通知を受けた各部長は、自宅で待機等の特別の連絡があったときを除き、直ちに登庁し、対策処理に当たらなければならない。
  - エ 担当職員は、要員者が登庁するまで事態の処理に当たるとともに次の事項を処理するものとする。
    - ① 本部が設置されたときは、組織計画に基づく災害関係機関に速やかに通知しなければならない。
    - ② 危機管理監と連絡を保ち、要員の動員について指示を受けたときは、迅速に動員通知を行わなければならない。
  - オ 災害対策本部が設置された場合で、直ちに全職員の動員を要する場合で動員通知が困難なときは、上司の指示を受けてNHK及び民間放送のラジオ、テレビに動員の放送を依頼することができる。また、伝令による動員方法についても、あらかじめ調査しておき動員について万全を期するものとする。
- 災害体制の状況となった場合、現在の通信系統途絶の可能性が有る為、多重的な通信体制を作り、初期初動体制の確立を図ることとする。

### (3) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外又は休日等において動員の通知があったときは、直ちに登庁しなければならない。

また災害の発生あるいは災害発生のおそれがある情報を察知したときは、所属の長と連絡し、又は自らの判断により登庁しなければならない。

なお、地震、津波による非常登庁については、益田観測所の震度が4以上と発表された場合に第1災害体制の職

員が、また、同震度が5強以上または大津波警報が発表された場合はすべての職員が通知の有無にかかわらず登庁するものとする。

#### (4)腕章

災害時において防災活動に従事する職員は、規則等において別段の定めがある場合のほかは、附属資料に示す腕章を着用するものとする。

### 6. 消防団に対する伝達及び出動

#### (1)伝 達

災害体制を決定したときは、危機管理監は直ちに消防長を経て消防団長に連絡しなければならない。また、必要があると認めるときは、方面隊長、方面副隊長及び分団長に適宜な方法をもって速やかにその旨を通知するものとする。

#### (2)出 動

ア 消防団の出動については、法令又は他の計画で定めるものを除くほかは、原則として、市長が団長に出動要請を行うものとする。

イ 団長は、出動要請を受けたときは方面隊長及び各分団長に直ちに出動の指示をするものとする。

ウ 地区において突発的な災害が発生し、出動の指示を待ついとまのないときは、分団長の判断において団員出動を行うことができる。この場合、分団長は事後速やかに団長を経て、この旨を市長に報告しなければならない。

### 第3節 予報及び警報等の伝達計画

災害予防及び災害応急対策上、気象、地象、火災等に関する予報及び警報等の収集及び伝達は、極めて重要であるので、この取扱いについては、次により行うものとする。

#### 1. 気象予報及び警報等の伝達系統及び方法

##### (1) 気象特別警報・警報・注意報の種類と概要及び発表基準

気象、地象に関する予報及び警報については、気象業務法に基づき、松江地方気象台から発表されるが、そのうち特に災害と関係ある特別警報・警報・注意報の種類と概要及び発表基準を示すと次のとおりである。

なお、特別警報、警報及び注意報に対する警戒レベル相当と警戒レベルを示す。

特別警報・警報・注意報	概要及び発表基準
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合。 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合。 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
暴風警報	暴風によって重大な災害が発生するおそれがある場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で20m/s、海上で25m/s以上になると予想される場合。
暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が発生するおそれがある場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s、海上で25m/s以上になると予想される場合。
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがある場合。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。 表面雨量指数10、土壤雨量指数124 ※表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標。 ※土壤雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標。

大雪警報	大雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 12時間の降雪の深さが平地で25cm、山沿いで35cm以上になると予想される場合。		
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常上昇によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 具体的には標高1.2m以上になると予想されるとき。		
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には波高(有義波高)が6m以上になると予想されるとき。		
洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。		
流域雨量指数基準		複合基準	指定河川洪水予報による基準
白上川流域=15.0, 本俣賀川流域=5.8, 後溢川流域=5.6, 匹見川流域=33.7 二条川流域=9.8, 角井川流域=6, 石谷川流域=11.5, 能登川流域=7.1 落合川流域=8.3, 紙祖川流域=18.9, 小原川流域=5.6, 七村川流域=5.8, 広見川流域=13.8, 亀井谷川流域=7, 赤谷川流域=9.6, 矢原川流域=9.7 板井川流域=8.7, 丸茂川流域=4.8, 沖田川流域=11.8, 津田川流域=7.9, 三谷川流域=7.4, 本溢川流域=6.3 波田川流域=10.6, 都茂川流域=4.3 喜阿弥川流域=4.0 東喜阿弥川流域=2.0		高津川流域=(5, 35.3)	高津川〔神田、高角〕, 匹見川〔横田〕, 益田川水系益田川〔染羽〕
※流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標。 ※「複合基準」とは、表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を示す。			
風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s、海上で15m/s以上になると予想される場合。		
強風注意報	強風によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で12m/s、海上で15m/s以上になると予想される場合。		
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。 雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。 表面雨量指数6以上、土壤雨量指数94以上		
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 12時間の降雪の深さが平地で15cm、山沿いで20cm以上になると予想される場合。		
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 濃霧によって視程が陸上で100m以下、海上500m以下と予想される場合。		
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。		
融雪注意報			
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合で次の条件に該当するとき。 実効湿度60%以下、最少湿度40%以下になると予想されるとき。		

着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがある時で次の条件に該当するとき。具体的には次の条件に該当するとき。 12時間の降雪の深さが15cm以上、気温が-2°C～1°Cになると予想される場合。						
着氷注意報							
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとき。 晩霜期で最低気温3°C以下が予想される場合。						
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。 ①積雪の深さ100cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ30cm以上 2 最高気温が8°C以上（気温は浜田特別地域気象観測所の値） 3 かなりの降雨						
低温注意報	低温によって、農作物に著しい被害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 浜田特別地域気象観測所の最低気温が-4°C以下が予想される場合。						
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が標高0.8m以上になると予想されるとき。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。						
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 波高（有義波高）が3m以上になると予想される場合。						
洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白上川流域=12.0, 本俣賀川流域=4.6, 後溢川流域=4.4, 匹見川流域=26.9 二条川流域=7.8, 角井川流域=4.8, 石谷川流域=9.2, 能登川流域=5.6, 落合川流域=6.6, 紙祖川流域=15.1, 小原川流域=4.4, 七村川流域=4.6, 広見川流域=11, 龜谷川流域=5.6, 赤谷川流域=7.6, 矢原川流域=7.7, 板井川流域=6.9, 丸茂川流域=3.9, 沖田川流域=9.4, 津田川流域=6.3, 大谷本溢川流域=5.5, 笛倉川流域=8.4, 三谷川流域=5.9, 本溢川流域=4.9, 波田川流域=8.4, 都茂川流域=3.5, 喜阿弥川流域=3.3, 東喜阿弥川流域=1.5</td> <td>高津川流域=(5, 32.2) 後溢川流域=(5, 4.4) 沖田川流域=(5, 9.4)</td> <td>高津川〔神田、高角〕, 匹見川〔横田〕, 益田川水系益田川〔染羽〕</td> </tr> </tbody> </table>	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	白上川流域=12.0, 本俣賀川流域=4.6, 後溢川流域=4.4, 匹見川流域=26.9 二条川流域=7.8, 角井川流域=4.8, 石谷川流域=9.2, 能登川流域=5.6, 落合川流域=6.6, 紙祖川流域=15.1, 小原川流域=4.4, 七村川流域=4.6, 広見川流域=11, 龜谷川流域=5.6, 赤谷川流域=7.6, 矢原川流域=7.7, 板井川流域=6.9, 丸茂川流域=3.9, 沖田川流域=9.4, 津田川流域=6.3, 大谷本溢川流域=5.5, 笛倉川流域=8.4, 三谷川流域=5.9, 本溢川流域=4.9, 波田川流域=8.4, 都茂川流域=3.5, 喜阿弥川流域=3.3, 東喜阿弥川流域=1.5	高津川流域=(5, 32.2) 後溢川流域=(5, 4.4) 沖田川流域=(5, 9.4)	高津川〔神田、高角〕, 匹見川〔横田〕, 益田川水系益田川〔染羽〕
流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準					
白上川流域=12.0, 本俣賀川流域=4.6, 後溢川流域=4.4, 匹見川流域=26.9 二条川流域=7.8, 角井川流域=4.8, 石谷川流域=9.2, 能登川流域=5.6, 落合川流域=6.6, 紙祖川流域=15.1, 小原川流域=4.4, 七村川流域=4.6, 広見川流域=11, 龜谷川流域=5.6, 赤谷川流域=7.6, 矢原川流域=7.7, 板井川流域=6.9, 丸茂川流域=3.9, 沖田川流域=9.4, 津田川流域=6.3, 大谷本溢川流域=5.5, 笛倉川流域=8.4, 三谷川流域=5.9, 本溢川流域=4.9, 波田川流域=8.4, 都茂川流域=3.5, 喜阿弥川流域=3.3, 東喜阿弥川流域=1.5	高津川流域=(5, 32.2) 後溢川流域=(5, 4.4) 沖田川流域=(5, 9.4)	高津川〔神田、高角〕, 匹見川〔横田〕, 益田川水系益田川〔染羽〕					

- (注) 1. 発表基準欄に記載した数値は島根県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予測する際のおおむねの目安である。
2. 特別警報、警報及び注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、特別警報、警報及び注意報が発表される時は、これまで継続中の特別警報、警報及び注意報は自動的に新たな特別警報、警報及び注意報に切り替えられる。
3. 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

前記気象条件に併合して発生すると考えられる地象、気象について発表される特別警報、警報及び注意報は次のとおりである。しかし、この特別警報、警報及び注意報は前記特別警報、警報及び注意報中に含めて発表される。

特別警報、警報及び注意報の種類	発表の基準
土砂崩れ注意報	大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等の土砂崩れによって災害が発生するおそれがあると予想される場合。
浸水注意報	浸水によって災害が予想される場合。
土砂崩れ警報	大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等の土砂崩れによって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合。
浸水特別警報	浸水によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合。

指定河川洪水予報対象河川の場合、以下の基準に基づき、以下の情報が発表される。

高津川、匹見川については、国交省浜田河川国道事務所と松江地方気象台共同で下表の標題により発表される。

なお、臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

益田川については、島根県と松江地方気象台が共同で下表の表題により発表される。

警戒レベル2から5に相当する。

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき (警戒レベル5に相当)</li> </ul>
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超える、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき (警戒レベル4に相当)</li> </ul>
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く) (警戒レベル3に相当)</li> </ul>
「洪水注意報（発表）」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき(警戒レベル2に相当)</li> </ul>
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く)</li> <li>・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)(警戒レベル2に相当)</li> </ul>

		戒レベル2に相当)
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

○予報地区に複数の基準観測所がある場合(江の川下流及び高津川)は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表を行うこととし、予報区域全体の危険度レベルが変化した場合に更新発表を行う。但し、必要と認める場合は、適宜更新発表を行う。予報区域内で最も危険度レベルの高い基準観測所の水位を基に、種類及び標題を選定するものとする。

○堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方の担当官署の間で協議し、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

#### 洪水予報を行う河川及び受け持ち区間

河川名	受け持ち区間	基準水位観測所	
高津川	左岸：益田市神田町口 675番地2から海まで 右岸：益田市神田町口 16番地3から海まで	神田高角	国管理河川
匹見川	左岸：益田市神田町イ858番地から高津川合流点まで 右岸：益田市横田町2912番地から高津川合流点まで	横田	国管理河川
益田川	左岸：益田市七尾町（堀川橋上流）から益田市中須町（河口）まで 右岸：益田市染羽町（八坂橋）から益田市久城町（河口）まで	染羽	県管理河川

#### 洪水予報河川基準水位観測所

河川名	観測所名	所在地	計画高水位 m	氾濫危険水位 m	避難判断水位 m	氾濫注意水位 m	水防団待機水位 m	
高津川	神田	神田町	6.92	6.40	5.90	3.30	2.00	国管理河川
	高角	高津二丁目	6.67	4.60	4.20	3.10	1.90	国管理河川
匹見川	横田	横田町	5.15	4.20	3.70	3.60	2.60	国管理河川
益田川	染羽	染羽町	5.00	3.50	3.10	2.30	1.30	県管理河川

このほか、指定河川洪水予報対象外の河川のうち、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれがあるとして指定した河川（水位周知河川）においては、国により避難判断水位及び氾濫危険水位（特別警戒水位）が定められており、以下に示す水位に達した場合は「水位周知情報」が発表される。

#### 水位周知河川

河川名	避難判断水位及び氾濫危険水位	発表担当者
高津川派川	高角観測所（高津二丁目）において、水位4.20m及び4.60mを超えた場合	国土交通省浜田河川国道事務所長

白上川	内田観測所（内田町）において、水位 4.40m 及び 5.30m を超えた場合	国土交通省浜田河川国道事務所長
-----	---	-----------------

## (2) 土砂災害警戒情報の発表

松江地方気象台と島根県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、土砂災害についてより厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合は、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。（警戒レベル4に相当）

## (3) 市に対する通知

- ア 松江地方気象台から発表又は、更新もしくは解除される気象予報及び警報は、県から防災情報ネットワークにより通知がある。また、警報はNTT西日本からも通知される。
- イ 気象警報が発表されたときは、NTT西日本からも連絡が可能である。
- ウ 気象庁又は、大阪管区気象台が津波警報等を発表又は更新、解除したときはNTT西日本から通知がある。
- エ 消防法の規定に基づく火災気象通報及び災害対策基本法に規定する火災に関する注意報は、県から電話、電報等により通知がある。
- オ その他の通報事項については、県から必要に応じ直接又は出先機関等を経て通知がある。

## (4) 特別警報、警報及び注意報等の取扱

災害、気象予報及び警報の通知があった場合の処理は、次により行う。

- ア 平常の執務時間中は、危機管理課においてこれを受理し、速やかに上司に報告するものとする。
- イ 執務時間外及び休日においては警備員が受理し、動員計画に定めるところにより処理しなければならない。
- ウ 災害体制を設けている期間においては、対策本部総務班において受理する。

## (5) 住民等に対する伝達

市が気象通知を受け、又は自ら気象予報及び警報を知ったときの市民等に対する伝達は、次により行う。

### ア 気象予報の場合

災害体制を設けている場合で、予報の通知を受けたときは、危機管理監は速やかに市域の状況を適確に把握し、災害発生のおそれがあるときは、次により市民に周知徹底を図るものとする。

- ① 地区連絡員に通知する。
- ② 本庁管内においては、屋外拡声子局、緊急防災放送装置、広報車及び市安全安心メール等をもって市民に周知する。

### イ 気象警報の場合

気象警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、台風情報、竜巻注意情報などの通知を受け、災害発生のおそれがあるときは、危機管理監は迅速に市民等に周知するよう、次の措置をしなければならない。

- ① 市域の災害関係機関及び公共団体に対し、警報事項を通知する。
- ② 地区連絡員に通知する。
- ③ 屋外拡声子局、緊急防災放送装置、市安全安心メール、防災アプリ、広報車等を利用し、市民に周知する。
- ④ 災害のおそれのある地区的自治会長に電話連絡し、自治会長をして地区民に伝達する。
- ⑤ 聴覚障がい者への伝達方法として、市安全安心メール及び防災行政情報伝達・Fネット（一斉同報通信）を利用して伝達を図る。

### ウ 特別警報の場合

特別警報が発表された場合は、数十年の一度しかないような非常に危険な状況にあり、直ちに命を守るために行動をとる必要があるので、危機管理監は全ての手段を用いて市民に周知しなければならない。

## (6) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係は、内閣府ホームページで確認することができる。

パソコンから、[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline/](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)

#### (7)キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

##### キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <ul style="list-style-type: none"><li>「災害切迫」（黒）：直ちに安全確保が必要な警戒レベル5に相当。</li><li>「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li><li>「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li><li>「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li></ul>
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりを、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。 <ul style="list-style-type: none"><li>「災害切迫」（黒）：重大な洪水災害がすでに発生しているおそれが高い極めて危険な状況。直ちに安全確保が必要な警戒レベル5に相当。</li><li>「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li><li>「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li><li>「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li></ul>
流域雨量指標の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。

危険度分布等は、気象庁ホームページ、島根県土砂災害予警報システムで確認することができる。

パソコンから、<https://www.jma.go.jp/>

<https://saboi.pref.shimane.lg.jp/residents/>

#### (8)早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予想される時には、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として〔高〕、〔中〕の2段階で発表しています。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（島根県西部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（島根県）で発表される。大雨に関して、5日先までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

#### (9)地区連絡員がとるべき措置

地区連絡員は気象予報及び警報等の通知を受けたときは、直ちに電話又は伝令をもって各自治会長に伝達する。また緊急防災放送装置等を利用し、迅速かつ適確に周知させなければならない。

#### (10) 伝達系統

気象予報及び警報等の伝達系統は、附属資料のとおりとする。

### 2. 異常現象の通報及び措置

#### (1) 異常現象の種別

種別	内容
竜巻	農作物、建造物に被害をあたえる程度以上のもの
強い降ひょう	農作物等に被害をあたえる程度以上のもの
なだれ	建造物又は交通等に被害をあたえる程度以上のもの
その他異常なもの	地すべり、山崩れ、火災等

#### (2) 発見者の通報手続

市域において災害が発生し、又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、遅滞なくその旨を次の機関で最も連絡の容易なところに通報するものとする。

- ・市役所及び地区公民館あるいは近くにいる市職員
- ・益田警察署及び交番、駐在所
- ・消防機関又は消防団員

#### (3) 市への通報

市職員、警察官、消防機関等は、自ら異常現象等を発見した場合、あるいは地域住民から通報を受けたときは、直ちに危機管理監に通報しなければならない。

#### (4) 通報に対する措置

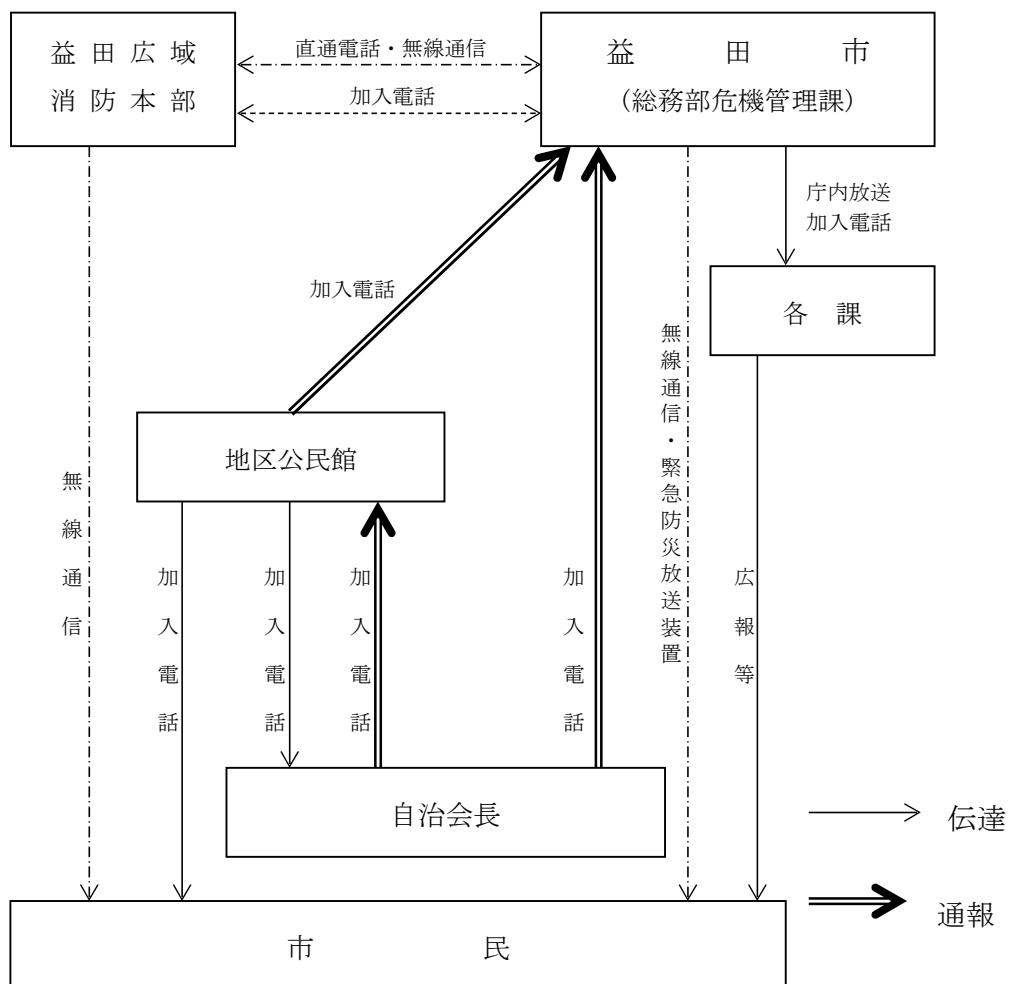
ア 住民又は関係機関等から異常現象等の通報を受けた危機管理監は、速やかに市長に報告するとともに関係部長に連絡し、迅速に災害対策を講ずるものとする。

イ 危機管理監は、次の機関に通報しなければならない。

- ① 松江地方気象台
- ② 益田警察署又は浜田海上保安部
- ③ 県出先機関
- ④ 異常現象によって災害の影響があると予想される隣接町村

ウ 危機管理監は、通報内容が市民に危険を及ぼし、又は及ぼすおそれのある場合は、気象予報及び警報の伝達方法に従って伝達するものとする。

## 市民、地区公民館との情報伝達体制



### 自治会長の行動

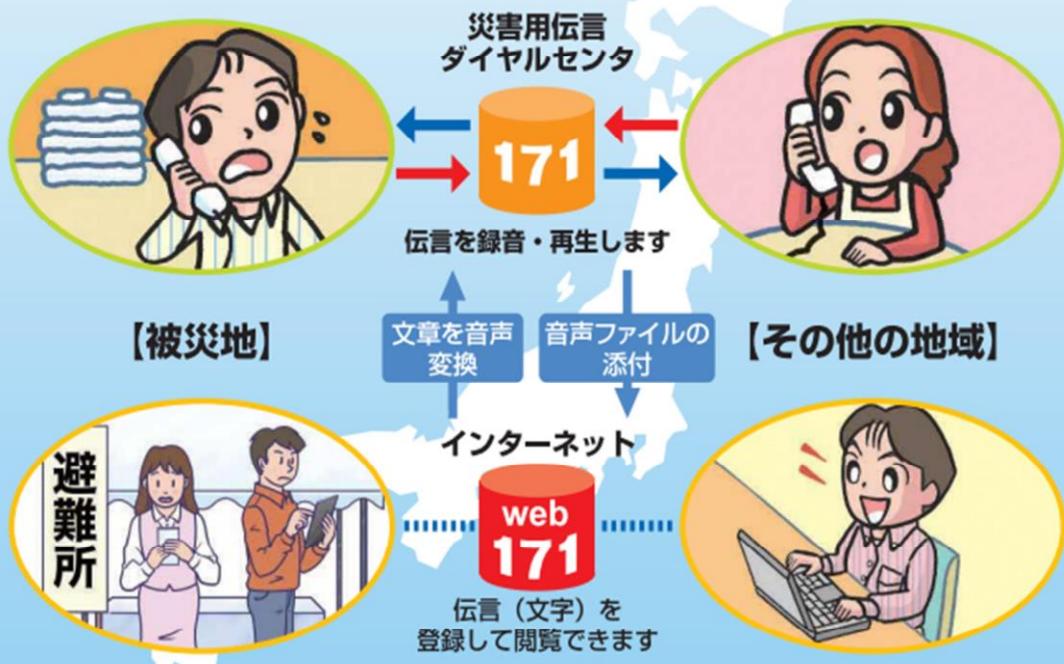
- ・情報の通報
  - 災害状況、被害状況を早期に、かつ的確に把握し、市役所または公民館に情報の通報をする
- ・避難場所の開設通報
  - 住民の自主避難による避難所開設の際には避難場所、避難時刻、世帯数を報告する
  - 避難所の開設において、鍵等の確認をしておくとともに、不明の場合は速やかに対策本部に問い合わせを行う
- ・避難誘導
  - 自治会の避難誘導員は、避難誘導班と協力し、高齢者、幼児傷病者、及び婦女子を優先し避難させる

## 災害用伝言サービス「171」&「web171」

NTT西日本が提供する災害用伝言サービスには、電話を利用する声の伝言板「災害用伝言ダイヤル171(電話サービス)」とインターネットを活用する「災害用伝言板web171」があります。

### 大規模災害発生

電話による安否確認の連絡が取りにくいときの、被災地域内やその他の地域の方々との伝言板です。



### ご利用方法

裏面のご利用案内を確認の上、ご利用ください。

#### 被災地域内と他の地域を結ぶ声の伝言板。 「災害用伝言ダイヤル171」

利用ガイドにしたがってご利用ください。

- ① **1 7 1** にダイヤルする  
▼ガイド音が流れます
- ② 録音する場合は ① 効率番号を利用する  
▼ガイド音が流れます
- ③ (□□□□□) □□□-□□□□  
被災地の方などの電話番号、携帯電話、IP電話の電話番号をダイヤルしてください。  
\*市外局番からダイヤルしてください。

伝言の録音方法

- ① **1 7 1** にダイヤルする  
▼ガイド音が流れます
- ② 再生する場合は ② 緊急番号を利用する  
再生は「4」  
▼ガイド音が流れます
- ③ (□□□□□) □□□-□□□□  
被災地の方などの電話番号、携帯電話、IP電話の電話番号をダイヤルしてください。  
\*市外局番からダイヤルしてください。

伝言の再生方法

#### 家族等の安全がインターネット上で確認できる。 「災害用伝言板web171」

画面の指示によりご利用ください。

- ① <https://www.web171.jp> にアクセス
- ② 電話番号を入力  
(□□□□□) □□□-□□□□
- 被災地の方などの電話番号\*、携帯電話、IP電話の電話番号をダイヤルしてください。  
\*市外局番からダイヤルしてください。
- ③ 屏面の指示に従って、  
文字による伝言を登録してください

- ① <https://www.web171.jp> にアクセス
- ② 電話番号を入力  
(□□□□□) □□□-□□□□
- 被災地の方などの電話番号\*、携帯電話、IP電話の電話番号をダイヤルしてください。  
\*市外局番からダイヤルしてください。
- ③ 屏面の指示に従って、  
文字による伝言の追加登録をしてください

\*伝言は被災地の方などの電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。  
聞かれてたくないメッセージを録音する場合は、あらかじめ前記番号を決めておく必要があります。

審査23-S992

## 災害用伝言ダイヤル(171) ご利用案内

### **ご利用できる電話**

加入電話、ISDN※、公衆電話、ひかり電話※、災害時特設公衆電話からご利用できます。携帯電話等の他社電話サービスからもご利用いただけますが、詳しくは各通信事業者へお問い合わせください。  
※ダイヤル式電話機をお使いの場合、ご利用になれません。

### **登録できる電話番号**

加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号。

### **ご利用料金**

伝言蓄積等のセンター利用料は無料です。NTT東日本またはNTT西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については各通信事業者にお問い合わせください。

ご利用方法等をご案内しています <https://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

## 災害用伝言板(web171) ご利用案内

### **ご利用できる環境**

インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォン等でご利用できます。  
※一部の機種ではご利用になれません。

### **登録できる電話番号**

加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号。

### **ご利用料金**

安否情報の登録、閲覧等に伴うサービス利用料は無料です。なお、インターネット接続費用やプロバイダ利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要となります。

ご利用方法等をご案内しています <https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

## **体験利用のご案内**

### ◆体験利用日

毎月1日及び15日 00:00～24:00  
正月三が日（1月1日00:00～1月3日24:00）  
防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）  
防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）

### ◆伝言保存期間

伝言保存期間は体験利用期間のみ

### ◆利用料金

<災害用伝言ダイヤル(171)>

伝言蓄積等のセンター利用料は無料です。NTT東日本またはNTT西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については各通信事業者にお問い合わせください。

<災害用伝言板(web171)>

体験利用であっても通信料は発生します。



## 住民の防災上心得について

### 1. 台風に対する心得

#### (1)一般家庭の災害対策

##### ア 台風等が近づく前の準備

- (ア) ラジオ・テレビ気象予警報、情報ならびに防災上の注意事項をよく聴視して、その内容に応じた対策をたてる。

台風が近づくと深夜でも気象情報等が放送されるので、台風の位置や、進路予想や暴雨圏をたしかめるようにする。

- (イ) 停電にそなえて懐中電灯・ローソク・携帯ラジオ等を用意する。  
(ウ) いざというときの避難場所を確認しておく。  
(エ) 隣り近所の人との連絡方法を決めておく。  
(オ) 洪水や高潮の警報・避難命令などがどういう経路で自分のところに伝達されるか、よく確かめておく。

##### イ 台風が近づいてきたときの準備

- (ア) 飲料水を容器に入れて用意しておく。  
(イ) 大工道具を出しておく。  
(ウ) 洪水や高潮の危険がある地域に住んでいる人は、避難時の準備として次のものを用意しておく。  
A. 食料2～3食分と飲料水  
B. ロープ又は帶  
C. 下着1～2着  
D. 1.5m程度の竹または棒  
E. 重要品・貴重品・印鑑など

##### ウ 台風が襲ってきたとき

- (ア) 水害のおそれがある時は、次のようにする。  
A. 畳は高い台の上に積み重ねること。  
B. たんすは引出しをぬいて高い所へおくこと。  
C. 押し入れの下段のものはできるだけ上段へ移すこと。  
D. 電気・ガス・その他の家財道具の処理をすること。特に火の元は必ずきっておくこと。  
E. 学用品の保存に注意すること。

(イ) 大雨が長く続くと地盤がゆるみ、崖くずれの起る危険があるので十分注意すること。

(ウ) 堤防や護岸の近くに住んでいる人は、川や海の水かさに注意すること。

##### エ 避難するときの注意

- (ア) 平素から避難場所と安全な道順をよくおぼえておくこと。  
(イ) 市長から避難指示があつたら、何時でも避難のできるよう準備すること。女子・子供・老人・病弱者は早目に避難させること。  
(ウ) 避難命令が出たら、まず火の始末をし、戸締りを完全にすること。  
(エ) 携帯品としては、非常食糧(少くとも2食分程度)飲料水・医薬品・貴重品・認め印・現金・着がえの衣料、夜間には懐中電灯が必要である。

(オ) 頭には帽子・頭巾・ヘルメットなどの防具をつけて、できるだけ衣類でおおうようにすること。(素足や裸は危険である。)

(カ) 単独行動はさけ、責任者を中心に老人や子供を先にして、家族または隣り近所そろって避難するようにすること。

また浸水地域から避難する場合には、誘導者の指示に従い、水にさらわれぬようにロープや紐でつなぐことも必要である。

(キ) 避難指示はサイレン・告知放送・防災行政無線等によるほか、伝令やラジオ放送によって行なわれることになるので、十分注意するとともに近隣にも伝えることが必要である。

#### オ 台風下の行動について

(ア) 外出するときは、目的・行き先・経路・帰宅予定時刻等を知らせておくこと。

(イ) 2人以上の場合は、お互いに手をつなぐとか、ロープや竹ざお等で連絡して歩くこと。

(ウ) こわれそうな場などのそばを通るときは、下敷きにならないよう場から離れて歩くこと。

(エ) 道に沿って川や池がある場合は、風に吹きとばされないよう風上の側へ寄って通ると。

(オ) 嵐の中では、お互いの声がなかなかとどかないでの、指導者はメガホン携帯用拡声機等を用意しておくこと。

(カ) 夜間には懐中電灯等が必要であるが、このような道具はできるだけ身につけておくようになる。

(キ) 水びたしになって一面海になったときは、知らない道は決して一人歩きしないこと。

(ク) 泳ぎに自信があっても、木材や畳がどんどん流れてきて危険なので注意すること。

#### (2) 台風時の風に対する対策

##### ア 屋根

カワラぶきの場合は、風向きの軒先、南東の側の妻カワラ・棟カワラ・裏側の棟に近いカワラはよくめくれるので十分調べてしばったり、風の入りそうな所にはシックイをつめるなどの手当が必要である。

タン屋根のときは、その止め方を十分調べて止めクギの少ないものは亜鉛クギを増してしっかりとさせておくようにする。

##### イ 窓出入口

窓出入口は十分注意しなくてはならない。伊勢湾台風でも効果のあったものは、しっかりとした雨戸であった。すべての戸が一つになってはじめて効果があるので、一枚はずされたら吹き抜けるような反対側の雨戸を開けないと屋根などを吹き飛ばされて思わぬ被害を受けることがある。戸は「印ろうじやくり」これががないときはカンヌキをつけてしっかりとしばるようにする。ガラス戸のところは特にガラスとサンの取付けを調べる必要がある。ガラスのはめ込みが少なくはずれかかっているときは危険だから取替えておいた方がよい。

##### ウ カベ

建物の南東の妻カベ、軒裏の小カベが多く被害を受けるので、芯まで土カベでなく、モルタル塗りに防水剤の入った「リシン」を用いて補強する必要がある。板カベのときは下地のサンがあらいと板の止め釘が少ないと風にもぎはがされることがある。風圧は押しつけるだけでなく、逆に引っ張る力も働くことを忘れてはならない。

釘がゆるんで浮き上ったり、とめ釘の少ないもの、下地のサンが浮き上っていないかを注意してみる必要がある。

## エ　へい

最近ブロック造りのへいが多いが、必ず鉄筋を入れること。木製のものは柱に支柱を立て、なるべく風の吹き抜ける隙間を入れた方がよい。

## 2. 地すべりに対する心得

### (1) 地すべりの原因

地すべり地帯は、地質的に脆弱である上に風化作用によっていわゆる粘土が生成されているが、これに豊富な地下水が作用して、水の通りにくい異った堅い地盤の上で地すべりが誘発される。自然的な原因としては、降水地下水・地震などで、人為的な原因は、道路の盛土・切り取りなどが挙げられ、これらの作用がある場合は、間接的にまた直接的な原因となるのであるが、このなかで大きな影響を与えるものは降水や地下水の作用である。

### (2) 地すべりの予知と予防

地すべりの起る前には、次のような現象がよく起る。

- ・地下に住む小動物が家屋内にはい上る。
- ・井戸水・湧き水・溜池等の水が急にかかる。
- ・水田の水保ちが悪くなる。
- ・地すべりが起る前木の根がさける。
- ・地すべり凹地の上方の急傾斜地面に亀裂が生ずる。
- ・地すべりの起る数日前、山肌の岩石がボロボロ崩れ落ちる。

以上の状態になれば地すべりは近いと考えなければならない。したがって地すべり、山崩等の危険のあるところに住んでいる人は豪雨・大雪・地震等の際は特に注意を怠ってはならない。不幸にして地すべりや山崩れが発生したときは、土砂の流れの方向と直角の方向で安全なところにすみやかに避難できるように不斷から準備しておく必要がある。

## 3. 積雪に対する心得

- (1) 雪が屋根に積り、特にしめり雪の場合の重さは、大変な重量であるので屋根や柱の補強を行なうこと。
- (2) 比較的急な傾斜(約30度以上)を背後にしているような家屋は、外気温が昇り出した場合は十分注意すること。
- (3) 春先急に外気の温度が昇ると融雪は短時日のうちに促進され、河川の洪水を起こすことがしばしばあるので十分注意すること。
- (4) 地すべり常習地帯においては、気温の上昇に伴い融雪水が地下に滲透して今まですべきことを停止していた地面が急に動き出すことがあるので、戸・障子の建てつけ、壁等の亀裂等に注意を払うこと。

## 4. 大地震のときの心得

- (1) テーブルや机の下に身をかくし あわてて外へ飛び出すな  
家のなかにいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さない。
- (2) 大地震 1分過ぎたらまず安心  
地震の揺れは長くても1分過ぎたらおさまる。火の始末はやけどをしないように落ちついて行う。
- (3) テレビやラジオをつけて 地震の情報を

地震が起きたら、テレビやラジオをつけて気象台等が発表する津波予報や地震・津波に関する情報を入手する。

(4) 海岸でグラッときたら 高台へ

海岸にいるときに大きな揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じたら、津波の恐れがあるので直ちに高台へ避難する。

(5) 近づくな 自動販売機やビルのそば

屋外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意する。

(6) 気をつけよ 山崩れと崖崩れ

切り立った崖のそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、崖崩れの恐れがあるので注意する。

(7) 避難は徒步で 荷物は最小限に

車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒步で避難する。

(8) 余震が起きててもあわてずに 正しい情報に従って行動を

大地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意する。また、災害時には、未確認の情報がデマとなり混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにする。

(9) 不意の地震に 日頃の用意

地震は突然襲ってくる。常日頃から避難方法・場所や医療機関などを確認しておく。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品を普段から用意して点検しておく。

## 5. 津波に対する心得 【陸地にいる人の場合】

(1) 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難

(2) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときには、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難

(3) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手

(4) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない

(5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで海浜に近づかない

### 【船舶の場合】

(6) 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外(注1、2)退避

(7) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、直ちに港外(注1、2)退避

(8) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手

(9) 港外避難できない小型船は、高い所に引き上げて(注2)固縛するなど最前の措置をとる

(10) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで退避等を継続する

注1)港外:水深の深い、広い地域

注2)港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

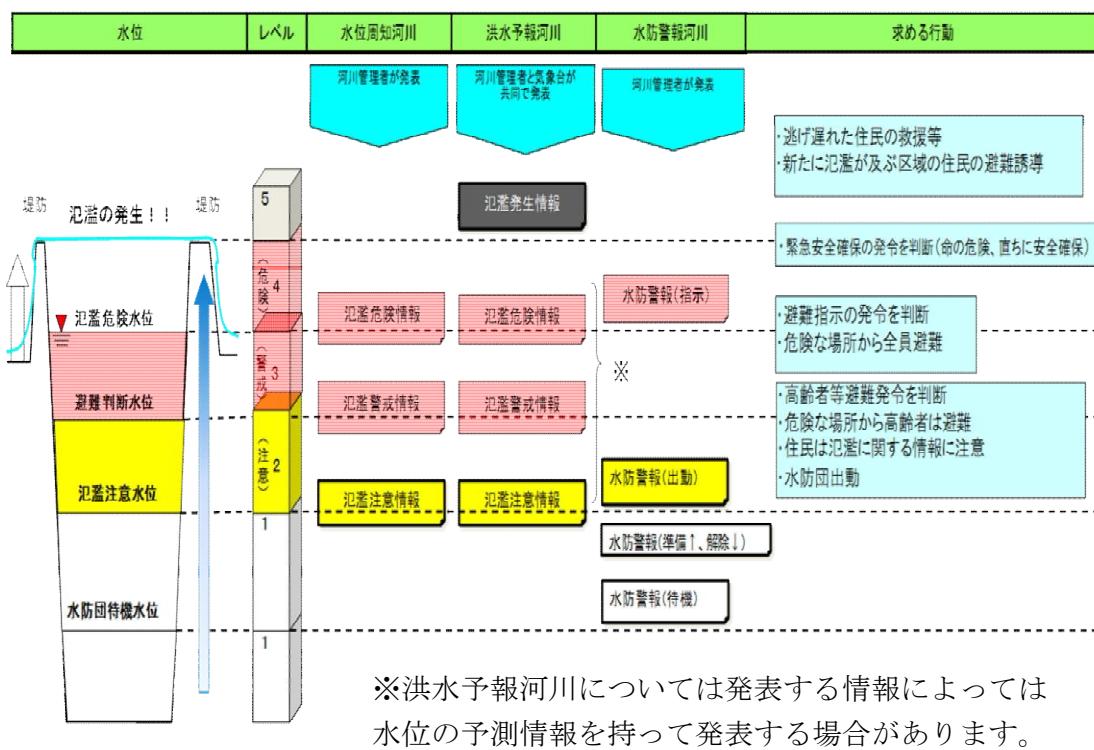
## 6. 災害時において家庭に準備すべきもの

(1) 照明用具 ヒモをつけた懐中電灯・ローソク・マッチ・ライター

(2) 大工道具 金ヅチ・ノコギリ・ベンチ・クギ・ロープ・針金・根切れ・竹ざお・ナイフ

- (3) 食 料 飲み水・水筒・パン類・かん詰・レトルト食品
- (4) 炊 事 道 具 七輪(コンロ)・木炭・卓上コンロ(予備のボンベ)・固形燃料
- (5) 応 急 医 薬 品 マーキュロ・リバノール・メンソレターム・脱脂綿・包帯。バンソウこう
- (6) 容 器 類 風呂敷・リュック・ビニール袋
- (7) 情 報 手 段 地図・鉛筆・携帯ラジオ
- (8) そ の 他 ヘルメット・頭巾・座布団・貴重品類

## 洪水時における情報提供体系



## 防災用語

### 水位情報で用いる用語

用語	説明
計画高水位	堤防などを造る際に洪水に耐えられる水位として指定する最高の水位。
氾濫危険水位	基準地点の受け持つ予報区域において、氾濫の恐れが生ずる水位。市長村長の避難指示等の発表判断の目安
避難判断水位	基準地点の受け持つ区間において住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位。市町村長の高齢者等避難の発表判断の目安。
氾濫注意水位	基準地点の受け持つ区間において出水による災害が起こる恐れがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。
水防団待機水位	基準地点の受け持つ区間において水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。

### 河川の洪水予報<sup>\*</sup>で用いる用語

(※国土交通大臣等と気象庁長官が共同で個別の河川毎に行う洪水警報等)

用語	説明
○○川氾濫発生情報 ○○川氾濫危険情報	指定河川で氾濫の発生が確認された場合は○○川氾濫発生情報（洪水警報）を発表する。また、水位が氾濫危険水位（基準地点の受け持つ区間については、いつ氾濫してもおかしくない状態で、避難等の氾濫発生に対する対応を求める水位。）に到達した場合には、○○川氾濫危険情報（洪水警報）を発表する。
○○川氾濫警戒情報	指定河川では、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合に○○川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。
○○川氾濫注意情報	指定河川では、水位が氾濫注意水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合に○○川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。

## その他の用語

用語	説明
破堤	堤防が壊れ、増水した川の水が堤内地に流れ出すことをいいます。
決壊	河川の増水により、堤防が壊れること。
欠壊	一部流出(崩壊)（対象地区を明確化／例：〇〇地区的堤防が一部流出）
氾濫	河川の水が堤防を越えてあふれ出ること。
浸水	ものが水にひたったり、水が入りこむこと。（用例：床下浸水。低地の浸水。）
冠水	農地や作物、道路が水をかぶること。
増水	平常の水位よりも水かさが増すこと。
洗掘	深掘れ
漏水	河川の水位が上がることにより、その水圧で河川の水が堤防を浸透し、堤防の裏法面などに吹き出すことです。水が浸透することで堤防が弱くなり、破堤を引き起こすことがあります。
法崩れ	斜面の崩れ
過去最大流量	
水防警報河川	国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川
水位周知河川	都道府県知事は、第十条第二項又は第十二条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川
樋門・樋管	堤内地の雨水や水田の水などが川や水路を流れ、より大きな川に合流する場合、合流する川の水位が洪水などで高くなった時に、その水が堤内地側に逆流しないように設ける施設です

用語	説明
排水ポンプ場	
(堤防)天端	(堤防の) 上端、上面
右岸・左岸	河川の上流から下流に向かって右側の岸を右岸、左側の岸を左岸という。
AP	AP（東京湾中等潮位-1.1344m）

YP	YP（東京湾中等潮位-0.8402m）
堤内地・堤内	堤防の居住側、堤防より居住地側
堤外地・堤外	堤防の川側、堤防より川側
河川敷	川の敷地
派川	本川から分かれて流れる川。
国管理区間	国が管理する区間
県（都道府）管理区間	県が管理する区間
川裏	住居や農地などがある方を川裏
川表	堤防を境にして、水が流れている方を川表
堤防斜面	堤防の法面
沿川	川沿い
内水	内水（河川に排水できずにはん濫した水）
強雨域	強い雨が降る範囲（○時間○○ミリ以上）
(以下、ダム関係)	
設計最高水位	
洪水時最高水位	洪水時にダムによって一時的に貯留することとした流水の最高水位
平常時最高貯水位	平常時にダムによって貯留することとした流水の最高の水位です
洪水貯留準備水位	洪水調節容量を確保するために常時満水位よりも低く設定される水位

出典：風水害情報ガイドブック

洪水等に関する防災情報体系のあり方について（提言）

国土交通省浜田河川国道事務所